

令和2年11月

# 犯罪収益移転危険度調査書

国家公安委員会

## 凡 例

法令の略称は、次のとおり用いる。

[略称]	[法律名]
外為法	外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）
国際テロリスト財産凍結法	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）
資金決済法	資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）
銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）
出資法	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）
組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）
テロ資金提供処罰法	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律第67号）
犯罪収益移転防止法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）
施行令	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）
規則	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）
風営適正化法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
暴力団対策法	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）
労働者派遣法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

<b>第1 危険度調査の概要</b> .....	1
1 経緯 .....	1
2 目的 .....	1
3 調査方法 .....	4
(1) FATFガイダンス .....	4
(2) 本危険度調査 .....	4
4 主な内容 .....	5
(1) 昨年までの主な調査結果等 .....	5
(2) 本年の主な調査結果等 .....	6
<b>第2 我が国の環境</b> .....	13
1 地理的環境 .....	13
2 社会的環境 .....	13
3 経済的環境 .....	13
4 犯罪情勢等 .....	14
<b>第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析</b> .....	18
1 主体 .....	18
(1) 暴力団 .....	18
(2) 特殊詐欺の犯行グループ .....	18
(3) 来日外国人犯罪グループ .....	19
2 手口 .....	22
(1) 前提犯罪 .....	22
(2) マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等 .....	27
<b>第4 商品・サービスの危険度</b> .....	31
1 危険性の認められる主な商品・サービス .....	31
(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス .....	31
(2) 保険会社等が取り扱う保険 .....	45
(3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う投資 .....	48
(4) 信託会社等が取り扱う信託 .....	54
(5) 貸金業者等が取り扱う金銭貸付け .....	57
(6) 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス .....	60
(7) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産 .....	65
(8) 両替業者が取り扱う外貨両替 .....	71
(9) ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース .....	76
(10) クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード .....	78
(11) 宅地建物取引業者が取り扱う不動産 .....	81
(12) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属 .....	84
(13) 郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス .....	88
(14) 電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行 .....	91
(15) 電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス .....	93
(16) 法律・会計専門家が取り扱う法律・会計関係サービス .....	96
2 引き続き利用実態等を注視すべき新たな技術を活用した商品・サービス (電子マネー) .....	102
<b>第5 危険度の高い取引</b> .....	106
1 取引形態と危険度 .....	106
(1) 非対面取引 .....	106
(2) 現金取引 .....	109
(3) 外国との取引 .....	112

2	国・地域と危険度	116
3	顧客の属性と危険度	119
(1)	反社会的勢力（暴力団等）	119
(2)	国際テロリスト（イスラム過激派等）	122
(3)	非居住者	130
(4)	外国の重要な公的地位を有する者	131
(5)	実質的支配者が不透明な法人	133
<b>第6</b>	<b>危険度の低い取引</b>	<b>139</b>
1	危険度を低下させる要因	139
2	危険度の低い取引	140
(1)	金銭信託等における特定の取引（規則第4条第1項第1号）	140
(2)	保険契約の締結等（規則第4条第1項第2号）	140
(3)	満期保険金等の支払（規則第4条第1項第3号）	140
(4)	有価証券市場（取引所）等において行われる取引（規則第4条第1項第4号）	140
(5)	日本銀行において振替決済される国債取引等（規則第4条第1項第5号）	140
(6)	金銭貸付け等における特定の取引（規則第4条第1項第6号）	140
(7)	現金取引等における特定の取引（規則第4条第1項第7号）	141
(8)	社債、株式等の振替に関する法律に基づく特定の口座開設（規則第4条第1項第8号）	141
(9)	スイフト（SWIFT）を介して行われる取引（規則第4条第1項第9号）	141
(10)	ファイナンスリース契約における特定の取引（規則第4条第1項第10号）	142
(11)	現金以外の支払方法による貴金属等の売買（規則第4条第1項第11号）	142
(12)	電話受付代行における特定の取引（規則第4条第1項第12号）	142
(13)	国等を顧客とする取引等（規則第4条第1項第13号）	142
(14)	司法書士等の受任行為の代理等における特定の取引（規則第4条第3項）	142

【令和2年調査書の主な内容一覧】

我が国の環境	(1) 地理的環境 (2) 社会的環境 (3) 経済的環境 (4) 犯罪情勢等	
マネー・ローンダリング事犯等の分析	(1) 主体（暴力団、特殊詐欺の犯行グループ及び来日外国人犯罪グループ） (2) 前提犯罪（窃盗、詐欺、出資法・貸金業法違反、電子計算機使用詐欺、常習賭博及び賭博場開張等図利、風営適正化違反、売春防止法違反等）	
危険度の高い取引	取引形態	(1) 非対面取引 (2) 現金取引 (3) 外国との取引
	国・地域	FATF声明によりマネー・ローンダリング等への対策上の欠陥を指摘されている国・地域：イラン、北朝鮮 (本項目は、FATF声明を踏まえており、要因としての国・地域は、同声明に応じて変化)
	顧客の属性	(1) 反社会的勢力（暴力団等） (2) 国際テロリスト（イスラム過激派等） (3) 非居住者 (4) 外国の重要な公的地位を有する者 (5) 実質的支配者が不透明な法人
危険性の認められる商品・サービス	(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス（預貯金口座、預金取引、内国為替取引、貸金庫、手形・小切手） (2) 保険会社等が取り扱う保険 (3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う投資 (4) 信託会社等が取り扱う信託 (5) 貸金業者等が取り扱う金銭貸付け (6) 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス (7) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産 (8) 両替業者が取り扱う外貨両替 (9) ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース (10) クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード (11) 宅地建物取引業者が取り扱う不動産 (12) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属 (13) 郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス (14) 電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行 (15) 電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス (16) 法律・会計専門家が取り扱う法律・会計関係サービス	
危険度の低い取引	要因	(1) 資金の原資が明らかである (2) 国又は地方公共団体を顧客等とする (3) 法令等により顧客が限定されている (4) 取引の過程において、法令により国等の監督が行われている (5) 会社等の事業実態を仮装することが困難である (6) 蓄財性がない又は低い (7) 取引金額が規制の敷居値を下回る (8) 顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されている
	取引	規則第4条で規定する簡素な顧客管理が許容される取引（ただし、疑わしい取引等に該当する場合は簡素な顧客管理は許容されない）
新たな技術を活用した商品・サービス	電子マネー	

## 第1 危険度調査の概要

### 1 経緯

IT技術の進歩や経済・金融サービスのグローバル化が進む現代社会において、マネー・ローンダリング（Money Laundering：資金洗浄）<sup>\*1</sup>及びテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という。）に関する情勢は絶えず変化しており、その対策を強力に推進していくためには、各国の協調によるグローバルな対応が求められる。

金融活動作業部会（FATF）<sup>\*2</sup>は、平成24年（2012年）2月に改訂した新「40の勧告」<sup>\*3</sup>において、各国に対し、「自国における資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定、評価」すること等を要請している。

また、平成25年（2013年）6月のロック・アーン・サミットにおいては、所有・支配構造が不透明な法人等がマネー・ローンダリングや租税回避のために利用されている現状を踏まえ、各国が「リスク評価を実施し、自国の資金洗浄・テロ資金供与対策を取り巻くリスクに見合った措置を講じる」こと等が盛り込まれたG8行動計画原則の合意がなされた。

我が国では、同月、FATFの新「40の勧告」及びG8行動計画原則を踏まえ、警察庁を中心に金融庁等の関係省庁を加えた作業チームを設けて取引における犯罪による収益の移転の危険性の程度（以下「危険度」という。）の評価を行い、平成26年12月、「犯罪による収益の移転の危険性の程度に関する評価書」（以下「評価書」という。）を公表した。

その後、平成26年の犯罪収益移転防止法の改正により新設された同法第3条第3項<sup>\*4</sup>の規定に基づき、評価書の内容も踏まえた上で、国家公安委員会が、事業者が行う取引の種別ごとに、危険度等を記載した犯罪収益移転危険度調査書（以下「調査書」という。）を毎年作成、公表しているものである。<sup>\*5</sup>

### 2 目的

FATFの新「40の勧告」（勧告1）は、各国に対し、「自国における資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定及び評価すること」を要請するとともに、同勧告の解釈ノートにおいて、事業者に対し、「自らが取り扱う商品・サービス等の資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定、評価するための適切な手段をとること」として、事業者自らがリスクベース・アプローチを実施することを要請している。この点、我が国における特定事業者において、膨大な数の取引について、マネー・ローンダリング等の疑いがあるかどうかを的確に判断するためには、全ての取引の状況を一律

\*1 マネー・ローンダリングとは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為である。我が国では、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法においてマネー・ローンダリングが罪として規定されている。

\*2 Financial Action Task Forceの略。マネー・ローンダリング等への対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間会合。

\*3 FATFは、マネー・ローンダリング等への対策として、各国が法執行、刑事司法及び金融規制の各分野において講ずべき措置を、「FATF勧告」として示している。

\*4 同項では「国家公安委員会は、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成し、これを公表するものとする」と規定している。

\*5 マネー・ローンダリングとテロ資金供与には、①テロ資金は必ずしも違法な手段で得られるとは限らないこと、②マネー・ローンダリングと比較してテロ資金供与に関係する取引は小額であり得ること、③マネー・ローンダリングとテロ資金供与では送金先等に関して注意を要する国・地域等が異なる場合があること等の相違点があり、本調査書では、当該相違点を踏まえた危険度等の記載をしているところである。また、テロ資金供与自体が犯罪とされ、テロ資金そのものが犯罪による収益としてマネー・ローンダリングの対象にもなり得ることから、他の犯罪による収益と同様、テロ資金供与を行おうとする者は、その移動に際して様々な取引や商品・サービスを悪用することによりその発見を免れようとするものと考えられる。したがって、本調査書に記載する取引や商品・サービスの危険度には、テロ資金供与に利用される危険度も含まれる。

に確認するのではなく、危険度の高い取引については通常の利用よりも厳格に確認するなどのリスクベース・アプローチを導入した方法によることが効果的であり、その前提として、特定事業者においては、自らが行う取引の危険度を的確に把握することが必要となる。そこで、犯罪による収益の移転に係る情報や疑わしい取引に関する情報を集約、整理及び分析する立場にある国家公安委員会が、特定事業者を監督する行政庁（以下「所管行政庁」という。）から、各特定事業者が取り扱う商品・サービスの特性やマネー・ローンダリング等への対策の状況等に関する情報等を得た上、その保有する情報や専門的知見をいかし、事業者が行う取引の種別ごとに、危険度を記載した調査書を作成、公表することとなった。平成28年10月1日には、特定事業者に対し、調査書の内容を勘案しつつ、疑わしい取引の届出に関する判断の方法、取引時確認等を的確に行うための措置を講ずる努力義務等について定めること等を内容とする改正犯罪収益移転防止法、施行令及び規則が施行されたところである。

特定事業者においては、上記の法令改正等を踏まえた適切な取組を実施し、取り扱う取引がマネー・ローンダリング等に悪用されることを効果的に防止することが求められる。具体的には、特定事業者は、業態や事業規模等に応じたリスク評価を自ら行う場合に、調査書中第1から第5における自らを取り扱う取引等に関する記載について、いかなる理由で当該取引等が危険性がある又は危険度が高いとされているかという点も踏まえて、その内容を勘案することが求められている。また、調査書以外に所管行政庁のガイドラインの内容を踏まえることも必要であるほか、取引の相手方が特定事業者である場合に、調査書中に記載された当該取引の相手方が取り扱う商品・サービスに記載されている危険度の要因やマネー・ローンダリング等対策の状況を勘案することも有益であると考えられる。

さらに、犯罪収益移転防止法及び規則は、特定事業者に対して、そのようにして行ったリスク評価を基にして、自ら行う取引のリスクの高低に応じた取引時確認等を的確に行うためのリスクベース・アプローチの適用を求めている。

マネー・ローンダリング等の危険度を踏まえた法令改正及び取引時確認等を的確に行うための法令上の義務等については、下表のとおり。

**【マネー・ローンダリング等の危険度を踏まえた法令改正】**

○ 平成28年10月1日に施行された犯罪収益移転防止法等の改正事項

- ・ 疑わしい取引の届出に関する判断の方法の明確化  
疑わしい取引の届出を行うかどうかの判断について、特定事業者（司法書士等を除く。）は、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情に加え、調査書の内容を勘案し、かつ、規則で定める項目（通常行う特定業務に係る取引の態様との比較等）に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法等により行わなければならないこととした。
- ・ コルレス契約<sup>\*1</sup>締結の際の確認義務  
業として為替取引を行う特定事業者は、外国所在為替取引業者との間でコルレス契約を締結するに際しては、当該外国所在為替取引業者が取引時確認等に相当する措置を的確に行うために必要な体制を整備していること等を確認しなければならないこととした。
- ・ 外国政府等において重要な公的地位を有する者との取引の際の厳格な取引時確認の実施  
外国政府等において重要な公的地位を有する者との特定取引を厳格な取引時確認の対象に追加することとした。
- ・ 実質的支配者の確認義務  
法人の実質的支配者について、議決権その他の手段により当該法人を支配する自然人まで遡って確認すべきこととした。
- ・ 顔写真のない本人確認書類に係る本人確認方法

\*1 外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約。

健康保険証や年金手帳等の顔写真のない本人確認書類が用いられる場合、当該書類の提示に加え、顧客等の住居に宛てて取引関係文書を転送不要郵便等として送付させるなどの追加的措置を講ずることとした。

- ・ 敷居値以下に分割された取引に対する取引時確認の実施  
敷居値以下の取引であっても、1回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割したものであることが一見して明らかなものであるときは、一の取引とみなすこととした。
- 平成29年4月1日に施行された犯罪収益移転防止法の改正事項  
仮想通貨（暗号資産）交換業者を特定事業者を追加することとした。
- 平成30年7月27日に公布された犯罪収益移転防止法の改正事項（未施行）  
カジノ事業者を特定事業者を追加することとした。
- 平成30年11月30日に公布された規則の改正事項  
FinTechに対応した本人確認の方法としてオンラインで完結する本人確認の方法を新設する（平成30年11月30日施行）とともに、非対面取引における転送不要郵便等を利用する場合における確認方法の厳格化を図る（令和2年4月1日施行）こととした。
- 令和2年5月1日に施行された犯罪収益移転防止法の改正事項  
犯罪収益移転防止法に規定する「仮想通貨交換業者」の用語を「暗号資産交換業者」に変更するほか、暗号資産の交換等を伴わず、他人のために行う暗号資産の管理を行う暗号資産交換業者等を、特定事業者を追加することとした。

#### 【特定事業者に課された法令上の義務】

犯罪収益移転防止法、施行令及び規則は、特定事業者に対し、特定取引を行うに際して、取引時確認（犯罪収益移転防止法第4条）、確認記録の作成・保存（同法第6条）及び取引記録等の作成・保存（同法第7条）を義務付けているほか、当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪等に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出（同法第8条）等を義務付けている。

#### 【特定事業者によるリスク管理（リスクベース・アプローチに基づく内部体制の整備）】

平成28年10月1日に施行された改正犯罪収益移転防止法、施行令及び規則において、特定事業者は、取引時確認等を的確に行うため、

- 使用人に対する教育訓練の実施
  - 取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成
  - 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任
  - その他調査書の内容を勘案して講ずべきものとして規則で定める措置
- を講ずるよう努めなければならないこととされ（同法第11条）、また、規則で定める措置として、
- 特定事業者自らによるリスク評価の実施（特定事業者作成書面等の作成等）
  - 取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報の収集、整理及び分析
  - 保存している確認記録・取引記録等の継続的精査
  - リスクの高い取引（※）を行う際の統括管理者の承認取得
  - 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な能力を有する職員の採用のための必要な措置
  - 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査の実施
- 等が定められた（規則第32条）。

（※）リスクの高い取引は以下の取引

- 犯罪収益移転防止法第4条第2項前段に規定する取引（取引の相手方が、その取引に関連する他の取引の際に行われた取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある顧客等との取引、他の関連取引において取引時確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する者との取引等及び外国政府等において重要な地位を占める者との取引等）
- 規則第5条に規定する顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引（疑わしい取引及び同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引）



- 調査書において犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備の状況から注意を要するとされた国・地域に居住し又は所在する者との取引
- 調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められる取引

### 3 調査方法

#### (1) FATFガイダンス

危険度調査の方法は、FATFが公表している国が実施するリスク評価に関するガイダンス(「National Money Laundering and Terrorist Financing Risk Assessment (February 2013)」)を参照した。同ガイダンスは、マネー・ローンダリング等のリスク評価の方法について世界共通のものはないとしつつ、一般的な理解として、リスク要素と評価プロセスとして以下のものを示している。

##### ア リスク要素

リスクは、次の3要素の作用と考えられる。

- 脅威

国家、社会、経済等に危害を加えるおそれのある人、物又は活動。例えば、犯罪者、テログループ及びそれらの助長者、それらの資金、マネー・ローンダリング等に関連する犯罪等。

- 脆弱性

脅威によって悪用されたり、脅威を助長したりする事柄。例えば、悪用され得る商品・サービスの特徴、マネー・ローンダリング等対策の不備等。

- 影響

マネー・ローンダリング等が経済や社会生活に与える効果や危害。例えば、当該国の金融機関の評判への影響等。

##### イ 評価プロセス

リスク評価は、一般的に次の3段階のプロセスに分けられる。

- 特定プロセス(第1段階)

把握した脅威や脆弱性を基に、分析対象とするリスクを暫定的に特定する。当初特定されなかったものが後に特定されることもあり得る。

- 分析プロセス(第2段階)

特定したリスクについて、その性質、具体化する見込み等を検討する。

- 評価プロセス(第3段階)

リスクに対処する取組の優先度を判定する。

#### (2) 本危険度調査

##### ア 調査の方法

本危険度調査では、同ガイダンスを踏まえた上で、FATFの新「40の勧告」、その解釈ノート<sup>\*1</sup>、犯罪収益移転防止法上の措置、FATFの第3次対日相互審査で指摘された事項<sup>\*2</sup>、マネー・ローンダリング事犯の検挙事例等を参考にして、我が国における

\*1 勧告10(顧客管理)の解釈ノートは、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の危険度を高める状況の例として、「顧客が非居住者である」、「取引が現金中心である」、「会社の支配構造が異常又は過度に複雑である」、「相互審査、詳細な評価報告書、公表されたフォローアップ報告書等の信頼のできる情報源により、適切なマネー・ローンダリングやテロ資金供与対策がとられていないとされた国」、「非対面の業務関係又は取引」等を挙げている。

\*2 FATFの第3次対日相互審査では、「写真が付いていない書類を本人確認に用いる場合は、二次的な補完措置をとること」、「法人である顧客の実質的支配者の確認については、自然人まで遡る必要がある」、「顧客が外国の重要な公的地位を有する者である場合には、通常の顧客管理措置に加えて、一定の措置を実施すべき」、「非対面取引における身分確認及び照合に関する義務が十分でない」等の指摘を受けている。なお、これらの指摘については、平成28年10月1日に施行された改正犯罪収益移転防止法等によって、危険度を低下させるための措置が執られている。

- 脅威  
犯行主体としての暴力団、特殊詐欺の犯行グループ、来日外国人<sup>\*1</sup>犯罪グループ及び犯罪収益を生み出す窃盗、詐欺等の前提犯罪等
- 脆弱性  
預貯金口座、内国為替取引等の商品・サービス及び非対面取引、現金取引等の取引形態等
- 影響  
移転され得る犯罪収益の大きさ、組織的な犯罪を助長する危険性や健全な経済活動に与える影響等  
等を踏まえて、「商品・サービス」、「取引形態」、「国・地域」及び「顧客」の観点から、危険度に影響を与える要因<sup>\*2</sup>を特定した。  
そして、当該要因ごとに
  - マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性
  - 疑わしい取引の届出状況
  - マネー・ローンダリング事犯
  - 危険度を低減させるために執られている措置（事業者に対する法令上の義務、所管行政庁による事業者に対する指導・監督、業界団体又は事業者による自主的な取組等）に関する状況
 等を分析し、多角的・総合的に危険度の評価を行った。

#### イ 調査に用いた情報

調査においては、関係省庁が保有する統計、事例等を利用したほか、関係省庁を通じて、業界団体や事業者が取り扱っている商品・サービスや実際に行っている取引の規模や種類等についての情報、さらに、事業者のマネー・ローンダリング等に対する認識の程度及び対策の状況についての情報等も幅広く収集し、利用している。

また、これらの情報に加えて、主に過去3年間のマネー・ローンダリング事犯の検挙事例や疑わしい取引の届出に関する情報等も用いて分析を行っている。

### 4 主な内容

#### (1) 昨年までの主な調査結果等

平成27年以降毎年公表している調査書においては、我が国を取り巻くマネー・ローンダリング等のリスクの変化に応じて、その作成過程における調査分析対象を拡充しており、調査分析結果に基づき、暗号資産、国際テロリスト、前提犯罪等に関する記載を追加したり、商品・サービスの危険度を低減させる措置として、法令上の措置のみならず、所管行政庁及び事業者におけるリスク評価及びリスクベース・アプローチの取組状況等の運用面における措置についても調査を行い、その結果を分析して追加記載したりした。

令和元年調査書は、近時の情勢を踏まえたマネー・ローンダリング等のリスクに関するものとして、外国人の増加を踏まえたリスクとその対処を追加記載した。また、外国人の増加等に伴い需要が高まると考えられる資金移動サービスについての記載を拡充した。加えて、従来同様、所管行政庁及び事業者におけるリスク

\*1 「来日外国人」とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いたものをいう。

\*2 これらのほか、危険度を高める要因として、事業者の規模が挙げられる。取引量や取引件数が多いほど、その中に紛れた犯罪による収益を特定し、追跡することが困難となること等から、一般に事業者の規模が大きくなるほど危険度が上昇するといえる。これに対して、犯罪収益移転防止法では、事業者に取引時確認等を的確に行うための措置を義務付け、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならないこととし、規模に応じた体制整備を通じて、危険度の低下を図っている。

ベース・アプローチの取組状況等を記載したほか、所管行政庁が把握した、事業者が留意すべき事項についての新たな調査結果も追加記載した。このほか、事業者から届け出られた疑わしい取引に関する情報が、マネー・ローンダリング事犯及びその前提犯罪の捜査等に有効活用されていることを事業者にフィードバックするために、実際に検挙された事件において活用された疑わしい取引に関する情報を追加記載した。

その上で、調査結果を踏まえた今後の取組として、所管行政庁に対して、所管する業態や事業者のリスクに応じた行政指導も含めた指導・監督等の深化、マネー・ローンダリング等対策に関しての業界全体の底上げを図るための業界団体等との連携及び取組の定着度の把握の必要性を示した。

また、事業者に対しても、法令上の義務履行の徹底は当然として、法令違反等の有無を形式的に確認するだけでなく、自らの業務の特性とそれに伴うリスクを包括的かつ具体的に想定して、直面するリスクを特定し、実質的な対応を行い、危険度の低減を図る必要性を示した。

## (2) 本年の主な調査結果等

### ア 結果の概要

本年調査書では、我が国を取り巻くマネー・ローンダリング等に関する様々なリスクを俯瞰するため、我が国の環境について、新たに項目を設けて記載するとともに、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を踏まえ、同感染症に関連する犯罪情勢等を同項目に記載した（本調査書中「第2 我が国の環境」参照）。また、近時の情勢等を踏まえ、商品・サービスに係る特徴や事例等のほか、準暴力団及び国際テロリストに関する記載を拡充した。

また、昨年調査書に引き続き、「所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項」及び「事業者によるリスクベース・アプローチの取組例」について、各商品・サービスの項目に記載したほか、これらのうち新たに把握したものについては、一覧性を高めるために、本項目末尾に一覧で記載した。

加えて、事業者から届け出られた疑わしい取引に関する情報が、マネー・ローンダリング事犯及びその前提犯罪の捜査等に有効活用されていることを、昨年調査書に引き続き、事業者にフィードバックするため、実際に検挙された事件において活用された疑わしい取引に関する情報について、より多様な事業者からの届出を勘案した内容に拡充して、本調査書中「第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析」の項目末尾に記載した。

このほか、令和元年中に所管行政庁により講じられた危険度の低減措置として、実効的なマネー・ローンダリング等対策の基本的な考え方を明らかにしたガイドラインの公表・改正等の取組及び他省庁や業界団体と連携したマネー・ローンダリング等対策に関する講演会の開催の取組等がみられ、これらについて記載した。

また、令和元年中に業界団体により講じられた危険度の低減措置として、犯罪収益移転防止法等に関する研修の開催、特定事業者作成書面のひな型の提供及び団体加入企業に対する調査等のマネー・ローンダリング等対策支援に向けた取組等がみられ、これらについて記載した。

そして、令和元年中に事業者により講じられた危険度の低減措置として、自社の経営環境等を分析し独自に定めたリスク指標に基づき高リスクと評価した取引について、個別にリスク低減措置を講じたリスクベース・アプローチの取組等がみられ、これらについて記載した。

所管行政庁が新たに把握した、事業者が留意すべき事項とそれに関連する事業者の取組例の主な点は以下のとおり。なお、詳細については、本調査書中「第4 商品・サービスの危険度」に記載している。

**【所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項】**

(預金取扱金融機関)

- リスクの特定・評価に当たり、営業部門と管理部門が連携の上、国によるリスク評価の結果を勘案しつつ、自らの営業地域の地理的特性、事業環境・経営環境及び疑わしい取引の傾向等を踏まえた個別具体的なリスクの特性を考慮すること。
- 商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等のリスク評価の結果を総合して、全ての顧客についてリスク評価を実施するとともに、当該リスク評価に応じた顧客情報の調査頻度や手法を定めるなど、継続的な顧客管理に関する具体的な計画を策定・推進する必要があること。
- 外国人等の口座開設時において、本人確認書類にカナ名・アルファベット名が記載されていれば、それぞれについて顧客属性の確認を行うこと。
- 取引モニタリングについて、自らのマネー・ローンダリング等リスクを踏まえてシナリオを設定し、モニタリングの対象が特殊詐欺事件等の特定の金融犯罪に偏らないよう、他のマネー・ローンダリング等のリスクも踏まえること。
- 取引モニタリングについて、顧客リスクの評価に応じた敷居値の設定や、金融犯罪のパターン分析を踏まえたシナリオ及び敷居値の定期的な見直しが必要であること。
- 疑わしい取引の届出については、適切な検討・判断が行われる体制を整備するとともに、届出の状況等を自らのリスク管理体制の強化に活用すること。

(保険会社等)

- ITシステムについて、自らの業務規模・特性や取引形態等に応じて直面するリスクを踏まえ、導入の検討や既存システムの設定変更等を行うこと。
- 制裁に係る国内外の法規制等の遵守その他必要な措置を実施し、高リスク顧客を的確に検知する枠組みを構築すること。

(金融商品取引業者等)

- 法人顧客の実質的支配者の確認について、顧客による申告だけではなく第三者機関の情報も活用するなど、適切な措置を講じること。
- 外国籍顧客について、在留期間の確認を行って当該証跡を保存するほか、在留期間が終了した場合には追加資料提出を求めるなど、適切な措置を講じること。
- 取引モニタリングについて、入出金モニタリングのシナリオ追加を行ったり、IPアドレス検知によって海外からの取引を把握したりするなどして、高度化を図ること。
- 高額な店頭現金取引を認める場合には、店頭現金取引によらざるを得ない理由や入金経路(顧客の自己資金であるかなど)を確認及び記録し、不審な取引の有無を検証すること。
- ATMを用いた現金の入出金についてモニタリングを行い、短期間にATM入金又は出金が頻繁に繰り返されることにより高額な入金又は出金が行われた場合など不自然な取引がみられた場合には、当該分割入金又は出金について合理的な理由があるかを調査した上で、必要に応じて疑わしい取引の届出を行うなど、適切な措置を講じること。
- 当局又は自主規制団体の指摘等を通じて問題点を認識した場合には、適切な改善策を定め、その進捗状況を内部の会議体や内部監査等を通じて検証するなど、十分な改善が行われるようにすること。
- グループ内において、必要な情報共有や報告体制の構築等を行い、取組に対する連携の強化を図ること。

(信託会社等)

- リスクについて分析を行うときは、疑わしい取引の届出の分析を含め、リスクの分析を網羅的・具体的に行い、特定事業者作成書面に反映させること。
- リスクに応じた取引時確認並びに商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等を踏まえた顧客リスク評価の実施及び継続的な顧客管理体制の構築が必要であること。
- 営業部門、管理部門及び監査部門において、それぞれ採用や研修を通じて専門性・適合性

を有する職員を確保することが必要であること。

(貸金業者等)

- 特定事業者作成書面の作成・見直しにおいて、調査書や広く用いられているひな型の内容を引用するだけでなく、商品・サービスや取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性をはじめとする自社の取引の特性等を勘案するなど、リスクの特定・評価を網羅的に行うこと。
- リスクに応じた取引時確認及び継続的な顧客管理のための体制を構築すること。
- ITシステムについて、自らの業務規模・特性や取引形態等に応じて直面するリスクを踏まえ、導入の検討や既存システムの設定変更等を行うこと。
- 高リスク顧客を的確に検知する枠組みを構築すること。

(資金移動業者)

- 適切な代理店審査・管理体制を整備し、定期的及び必要に応じてモニタリングや研修を実施すること。
- 銀行口座振替手続を通じた取引時確認によりアカウント開設を行う顧客についても、アカウント開設時において、なりすましでないこと等の確認に加え、反社会的勢力該当性の事前審査を行うこと。

(暗号資産交換業者)

- 経営陣が主体的・積極的に関与して具体的な指示を行い、また、関係各部署を連携等させるなどして、実効性のあるリスク低減措置や行動計画を策定し、体制整備を推進する必要があること。
- 管理部門は、法令等遵守の推進を行うにとどまらず、リスクベース及びPDCAサイクルを積極的に実践できる体制を構築する必要があること。
- 内部監査はルールベースでの監査にとどまらず、リスクベース・アプローチに基づく監査を実施する必要があること。
- リスクの低減策について、取引時確認といった法令要件の当てはめのみにとどまらないように、また、調査書や広く用いられているひな型の内容を引用することにとどまらないようにすること。特定事業者作成書面に取りまとめる分析結果については、特に、非対面取引や暗号資産自体の高い匿名性といった高リスク要素を踏まえたリスクベース・アプローチの観点から、リスクの低減策の十分性の検討結果を記し、その結果を確実に取引時確認業務に還元させること。
- 外国人の在留期間管理をはじめとする自社で行ったリスクの特定・評価を踏まえて継続的な顧客管理措置を行う必要があること。

(両替業者)

- 取引時確認等の履行に責任を有する管理者（取引時確認等責任者）を定める必要があること。
- 200万円相当額を超える両替取引を行う場合、本人特定事項、目的等について、取引時確認を行い、顧客が法人である場合には、法人の事業内容と実質的支配者の本人特定事項についても確認すること。
- オンラインで非対面により本人特定事項の確認を行った場合には、顧客等から提供を受けた画像情報やICチップの情報等を適切に記録すること。
- 「なりすまし取引」、「偽り取引」、「イラン・北朝鮮居住顧客等との取引」及び「外国PEPsとの取引」は、厳格な顧客管理を行う必要が特に高いと認められる取引であることから、適切に取引時確認を行うこと。
- 疑わしい取引の参考事例を参照しつつ、これらと類似した取引について、届出の可否を判断すること。
- 疑わしい取引ではないと判断した理由を適切に記録すること。

(クレジットカード事業者)

- 「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に記載された「対応が求められる事項」及び「対応が期待される事項」に則した対応を行うこと。

(宅地建物取引業者)

- 取引時確認において、本人特定事項を本人確認書類等によって確認すること。
- 確認記録の記録事項に規定されている、取引時確認を行った者の氏名、確認記録の作成者の氏名等について記載すること。
- 「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について、疑わしい取引の届出の要否を検討すること。

(宝石・貴金属等取扱事業者)

- 取引時確認等を的確に行うため、社員に対する教育訓練の強化及び規程の整備・見直しを行うこと。

(郵便物受取サービス業者)

- 「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について、疑わしい取引の届出の要否を検討すること。

(電話受付代行業者)

- 「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について、疑わしい取引の届出の要否を検討すること。

(電話転送サービス事業者)

- 「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について、疑わしい取引の届出の要否を検討すること。

(法律・会計専門家)

- 弁護士
  - ・ 弁護士業務危険度調査書を参照すること等により、自身の業務におけるリスクを分析し、評価すること。
  - ・ 上記のリスク分析・評価の結果等も踏まえながら、依頼者の属性、依頼者との業務上の関係、依頼内容等に照らし、その依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かについて慎重に検討し、適切な対応を講ずること。
- 司法書士
  - ・ 本人確認書類等の提出を受けて本人確認を適切に行うこと。
- 行政書士
  - ・ 本人確認を徹底すること。
  - ・ 確認記録等の作成及び保存を適切に行うこと。
- 公認会計士
  - ・ 特定業務のうち一定の取引（特定取引等）を顧客と行う場合、取引時確認、確認記録の作成・保存及び取引記録等の作成・保存を行うこと。
  - ・ 顧客に提供する業務や取引等を考慮してリスクを特定・評価し、顧客情報や取引の内容等に照らして講ずべき低減措置を判断し実施すること。これらを踏まえて、リスク回避のため新規契約や契約見直し等も検討すること。
- 税理士
  - ・ 取引時における本人確認（取引時確認）を行い、確認記録を適切に作成し保存すること。

**【事業者の取組例】**

(預金取扱金融機関)

- 所管行政庁の公表情報等を踏まえ、軍事転用可能な製品等を取り扱う事業に係る取引を、高リスク取引として具体的に特定している事例
- 過去に疑わしい取引を届け出た顧客について、届出内容に応じて高リスクと評価している事例
- コルレス先管理について、営業地域、その属性、業務内容、マネー・ローンダリング等関連処分の有無に着目してリスクを評価している事例
- 過去に疑わしい取引を届け出た顧客について、システム上での情報共有体制を構築の上、当該顧客との取引に当たっては、書面やヒアリングによる詳細な確認を行うとともに、上級管理者の承認を受けることとしている事例

- 口座開設時において注意すべき顧客区分（遠隔地に居住する者、複数の口座を開設する者、店頭で少額の預入金により口座を開設する者、在留期間満了間近の在留カードを提示する者等）を設定しており、該当する場合には追加的な質問等を行うことにより口座開設の合理性を確認した上で、合理性の判断が困難な場合には、上級管理者の確認を経た上で口座開設の可否を判断している事例
- 自社の経営環境、経営戦略、営業エリアにおける地理的特性及び顧客の特性等を分析し、例えば空港や港に近接しているといった営業エリアの地理的特性から、独自のリスク指標を抽出し、盗難車両の解体・買取り・輸出等に利用されるおそれがある業者を特定した上で、当該業者については、海外送金におけるマネー・ローンダリング等に関するリスクが高いとして、当該業態の海外送金用のチェックリストを策定し、厳格に検証している事例
- 非対面取引において、なりすましの可能性を勘案し、IPアドレス、ブラウザ言語等のアクセス情報に着目した取引モニタリングを実施している事例

#### （金融商品取引業者等）

- 顧客管理の厳格化の例として、外国籍顧客に対する在留期間の確認及び管理、第三者情報機関を活用した法人顧客の実質的支配者の確認並びに不稼働口座の凍結・取引停止等の確実な実施に努めている事例
- 取引のモニタリングについて、入出金モニタリングのシナリオの追加を行ったり、IPアドレス検知で海外からの取引を把握したりするなどして、高度化の取組を進めている事例
- 同一金融グループ会社間の取組として、必要な情報共有や報告体制の強化等の連携を推進している事例

#### （信託会社等）

- 商品・サービス、取引形態、国・地域及び顧客属性を勘案し、顧客ごとのリスク評価を行い、評価に応じた措置を行っている事例
- 信託の委託関係により、真の権利者やその対象物が不透明になる特性を勘案し、委託者・受託者のリスクに応じた顧客管理を実施するとともに、取引関係者の反社会的勢力・経済制裁対象者チェックを継続的に実施している事例

#### （貸金業者等）

- 自社のデータベースにおいて、顧客から届出られた電話番号同士の突合を行い、同じ電話番号が存在していないかなどを確認している事例
- ITベンダーが提供するシステム等を活用して、顧客から届出られた電話番号がいつ開設されたかを把握することにより、不審・不自然な取引を検知している事例

#### （資金移動業者）

- 前払式支払手段発行者を兼業している場合において、同発行者として提供しているサービスについても、リスクの特定・評価を行っている事例

#### （暗号資産交換業者）

- 特殊詐欺利用のリスク等について、取引時確認において発見した、顧客の本人確認書類の写真や顧客属性等の特徴の不自然な一致に係る調査・分析結果を、特定事業者作成書面に反映するとともに、取引時確認の強化を行った事例
- 他国における金融犯罪関連の送金に関する起訴事例や報道事例、他国当局によるリスク分析や腐敗認識指数（CPI）に着目し、高リスクと判断した国との取引及び同国籍顧客について、モニタリングを強化している事例
- 帰国時における口座売却等のリスクについて、外国人の留学生や就労者等の顧客の在留期間を確認した上で、システム等によって在留期間を管理している事例

#### （両替業者）

- 法令の敷居値よりも低い金額の取引においても本人確認書類の提出を求め、経済制裁対象者や外国PEPsとの照合を行っている事例
- 外貨自動両替機において、1回当たりの取引限度額を一定金額に設定しているほか、内蔵カメラ（取引の都度撮影）を搭載することにより、連続取引のモニタリングを行っている事例

(法律・会計専門家)

○ 弁護士

- ・ 紹介者のいない依頼者候補から、日本企業が外国企業に送金する際に法律事務所経由で支払いたいとの問合せを受けた際に、日本企業の事業内容が法律事務所にとってなじみがないこと等も勘案し、マネー・ローンダリングのリスクが高いと考え、受任を断った事例
- ・ 受任判断において、移転される財産の有無、提案された取引が当該依頼者の事業類型から考えて通常か否か、依頼者の事業又は提案されている案件の相手方に照らし財務上困難な点や通常と異なる点がないかなどを初回面談で確認した上で、法人登記等の独立した信頼性を有する公開情報源の利用に加え、公開のインターネット情報源の利用や依頼者への問合せにより、リスクを特定・評価し、低減している事例
- ・ 受任判断において、国内外のデータベースを用いて、反社会的勢力や外国の重要な公的地位にある者等に該当する可能性がないか調査する事例
- ・ 法律事務所内において、マネー・ローンダリング等対策に関する内部規定やマニュアルの作成・周知、弁護士や職員に対する研修や説明会、内部管理委員会等の責任部署の設置等を行い、内部管理体制を構築している事例
- ・ 委任契約書や顧問契約書のひな型において、法律事務所が依頼者に本人確認書類等を求めることができる旨や本人特定事項に変更がある場合には依頼者が通知すべき旨を定めることで、依頼者からの協力を促し、適正な本人特定事項の確認を行う事例

○ 公認会計士・監査法人

- ・ 新規の契約締結に際して、契約締結先の業態に応じてリスク分類し、高リスクになるほど多くの資料を用いて契約審査を行っている事例
- ・ 監査契約は1年ごとの更新となるが、契約を継続する際にも、業種、役員、主要株主等を確認している事例
- ・ 過去のデータに基づいて、特定の業種について、新規に契約を締結する際、特に深掘りの調査を行っている事例

## イ 犯罪収益移転防止法に関連する措置

犯罪収益移転防止法は、その施行に必要な限度において、所管行政庁が特定事業者に対して報告又は資料の提出の要求、立入検査、指導、是正命令等を行うことができること並びに国家公安委員会が所管行政庁に対して意見陳述及びそのために必要な調査を行うことができることを規定し、是正命令違反等に対しては罰則規定を置いている。

令和元年中に国家公安委員会が行った特定事業者に対する報告徴収（図表1参照）は、全て電話転送サービス事業者を対象としたものであり、これにより判明した具体的な違反内容として、

- 顧客の取引目的や職業の確認を行っていないこと。
- 有効な本人確認書類による本人特定事項の確認を行っていないこと。
- 非対面取引において、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付していないこと。

等が認められた。これまで行った報告徴収等の結果に基づき、国家公安委員会から電話転送サービス事業者の所管行政庁に対して、特定事業者の犯罪収益移転防止法違反を是正するために必要な措置を執るべきとする旨の意見陳述を行った。

平成29年から令和元年までの間における同法に基づく是正命令の実施件数は3件（図表1参照）で、違反内容は取引時確認及び確認記録等の作成・保存に関するものが主であった。当該違反に対しては、所管行政庁から特定事業者に対し、

- 社内教育等を通じた犯罪収益移転防止法の規定内容の再確認
- 犯罪収益移転防止法に関する事務を円滑に進めるためのマニュアル等の整備



- 再発防止策の策定及び業務の見直し
  - 過去に契約を締結した顧客に関する取引時確認及び確認記録の作成・保存の実施
- 等の是正措置を定められた期間内で講ずるよう命令を行っている。

図表1【国家公安委員会・警察庁による報告徴収等及び意見陳述を受けた所管行政庁による是正命令の実施件数（平成29～令和元年）】

区分	年	29	30	元
国家公安委員会による報告徴収		7	13	7
都道府県警察に対する調査指示		0	0	0
所管行政庁に対する意見陳述		7	11	8
意見陳述に基づく是正命令		1	1	1

#### ウ 今後の取組

本調査結果を踏まえ、今後、所管行政庁は、継続して、事業者による法令上の義務履行の徹底を図るとともに、所管する業態や事業者のリスクに応じた指導・監督等を深化させていく必要がある。また、取組が低調な事業者に対しては、行政指導も含めた適切な指導・監督を行うとともに、疑わしい取引の届出や体制整備等のマネー・ローンダリング等対策に関しての業界全体の底上げを図るために、業界団体等と連携して、取組に必要な情報や対応事例等を事業者と共有した上、取組の定着度を引き続き把握していく必要がある。

事業者は、法令上の義務履行の徹底は当然のことながら、法令違反等の有無を形式的に確認するだけでなく、疑わしい取引の届出に留意するほか、引き続き、自らの業務の特性とそれに伴うリスクを包括的かつ具体的に想定して、直面するリスクを特定し、実質的な対応を行う必要がある。特に、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が他業態よりも相対的に高い又は高まっていると認められている商品・サービスについては、それぞれのリスクに応じた実質的なマネー・ローンダリング等対策を適切に行い、危険度の低減措置を図る必要がある。

また、国全体としてマネー・ローンダリング等対策の一層の推進を図るためには、国民に対して行政庁や事業者等が連携してマネー・ローンダリング等対策について周知を図り、国民にその重要性を理解してもらい、事業者等が行うマネー・ローンダリング等対策のための措置について協力を得る必要があることから、様々な手段・方法により国民に対する広報活動を継続して推進している。

## 第2 我が国の環境

本調査書では、本項目に記載している、我が国を取り巻くマネー・ローンダリング等に関する様々なリスクについての分析を前提として、「第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析」以降の項目において記載しているとおり、マネー・ローンダリング事犯等（主体・手口）及び商品・サービスの危険度を横断的に分析し、その結果、「商品・サービス」、「取引形態」、「国・地域」、「顧客の属性」の観点から、危険度の高い取引を特定した。そして、特定された危険度を低減させるために執られている措置に関する状況を踏まえて、多角的・総合的に危険度の評価を行った。

### 1 地理的環境

我が国は、ユーラシア大陸東方に位置し、北東アジア（又は東アジア）と呼ばれる地域にあり、太平洋、オホーツク海、日本海及び東シナ海に囲まれている島国で、領土の総面積は、約37万8,000平方キロメートルである。

他国との間での人の往来や物流は海・空港を経由して行われ、全国の海・空港<sup>\*1</sup>では、テロの未然防止や国際犯罪組織等による密輸阻止等の観点から出入国管理や税関手続等を行っている。

### 2 社会的環境

人口推計（総務省統計局）によると、我が国の令和元年10月1日時点の総人口は1億2,616万7千人であり、10年前（平成22年）の統計と比較して1.5%減少した。一方、令和元年10月1日時点の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は過去最高の28.4%となり、10年前の高齢化率23.0%と比較して5.4ポイント増加し、他の先進諸国と比較しても最も高い水準にある。今後、総人口が減少する中で65歳以上人口が増加することにより、高齢化は更に進展していくものと推定される。

少子高齢化及び人口減少が急速に進む我が国においては、深刻な人手不足に対応するために人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するため、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）により、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設された（外国人入国者数の状況については、本調査書20頁「我が国における外国人の入国・在留状況」参照）。

### 3 経済的環境

我が国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるが、そうした中においても我が国は世界経済の中で重要な地位を占めており、令和元年中の名目GDPは、553.7兆円でアメリカ、中国に次ぐ世界第3位の経済規模を誇り、購買力平価GDPにおいては中国、アメリカ、インドに次いで世界第4位であり、令和元年度の実質GDP成長率は0.0%、平成30暦年の経済活動別GDPの構成比（名目）のシェアは、第1次産業は1.2%、第2次産業が26.6%、第3次産業が72.2%である。令和元年の貿易額については、輸出76兆9,317億円、輸入78兆5,995億円で、主な輸出相手国はアメリカ、中国、韓国で、輸入相手国は、中国、アメリカ、オーストラリアとなっている。なお、我が国では対外取引が自由に行われることを基本としつつも、北朝鮮のミサイル発射や核実験、またイランの核開発を踏まえ、国際協調による経済制裁措置と我が国単独での経済制裁措置を実施している。

また、我が国は、グローバルな金融の中心として高度に発達した金融セクターを有しており、世界有数の国際金融センターとして相当額の金融取引が行われている。金融システムは、全国的に張り巡らされており、迅速かつ確実に資金を移動させる

\*1 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第1に掲げる海・空港数は、海港127か所、空港32か所。関税法施行令別表第1及び第2に掲げる海・空港数は、海港119か所、空港32か所。

ことができる。令和元年9月末時点の主要金融機関<sup>\*1</sup>の店舗数は37,627店舗（うち海外店舗は174店舗）で、ATMは98,442台が設置されており、金融システムへのアクセスが容易である。また、FSB（金融安定理事会）が令和元年（2019年）に指定したグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs（Global Systemically Important Banks））30行のうち3行が我が国のメガバンクであり、25行が我が国に支店等を置いて営業している。

我が国の金融取引の規模を見ると、預金については、令和元年9月末時点の銀行の預金残高は約818兆円となっている。決済取引については、令和元年中の内国為替取扱状況（他行為替取扱高）は約2,897兆円（約17億件）で、1日平均では約12兆円（約688万件）となっている。また、同年中の外国為替円決済交換高は約4,308兆円（約728万件）で、1日平均では約18兆円（約3万件）となっている。

次に、証券市場の規模について、我が国の株式時価総額は令和元年12月時点で約672兆円となっている。この時価総額を国別に見ると、我が国は、アメリカ、中国に続いて世界第3位となっており、世界主要取引所ではニューヨーク証券取引所、ナスダック証券取引所に続いて第3位となっている。また、令和元年中に東京証券取引所で行われた上場株式の売買金額は約604兆円となっている。

なお、現金取引に関して、上述のとおり金融機関の店舗やATMが多く預金口座からの現金の引き出しや口座への入金が便利なことに加え、盗難が少ないことや現金を落としても戻ってくることが多い「治安の良さ」、紙幣の偽造防止技術の水準が高く、偽札の流通が少ない「現金に対する信頼の高さ」等も相まって、我が国の現金流通状況は他国に比べて高い状況にはあるが、キャッシュレス化の推進等によるキャッシュレス決済比率の上昇に伴い、決済における現金の使用は相対的に減少している。このことは現金取引に係るマネー・ローンダリング等の抑制につながることを期待されている。

一方で、このようにグローバル化し高度に発展した我が国の経済的環境は、マネー・ローンダリング等を企図する国内外の者に対して、マネー・ローンダリング等に係る様々な手段・方法を提供することとなる。これらの者は、世の中に存在する様々な取引や商品・サービス（本調査書中「第4 商品・サービスの危険度」参照）の中から、自己の目的を達成するのに最も適した手段・方法を選択し、マネー・ローンダリング等を敢行しようとする。一たび、犯罪収益等が我が国の金融システム等を通じて我が国の経済活動の中に投入され、膨大な合法的資金や取引の中に紛れてしまうと、その中から犯罪収益等を特定し、追跡することは非常に困難である。

## 4 犯罪情勢等

### (1) 国内犯罪情勢

我が国の犯罪情勢を測る指標のうち、刑法犯認知件数の総数については、令和元年は74万8,559件となり、前年に引き続き戦後最少を更新し、刑法犯認知件数が戦後最多となった平成14年からの減少率は82.8%となっている（刑法犯検挙件数の総数は29万4,206件となり、引き続き減少しているものの、検挙率については39.3%と前年比で1.4ポイント上昇した。）。刑法犯認知件数に占める高齢者の被害件数の割合については、平成21年以降一貫して増加しており、令和元年中は12.3%と、平成21年の8.5%と比較して3.8ポイント上昇している。包括罪種別に見ても、全ての罪種において高齢者の被害割合が増加している。特に、詐欺等の知能犯について増加が顕著であり、令和元年中は33.9%と、20年前と比較して25.0ポイント上昇している。さらに、我が国のマネー・ローンダリングを行う主体である特殊詐欺の犯行グループ（本調査書中「第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析」

\*1 本項目における主要金融機関とは、都市銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方銀行、ゆうちょ銀行を指す。

参照)との関連で高齢者の被害状況を見ると、特殊詐欺全体の認知件数に占める高齢者被害の割合は令和元年で83.7%に上っている。総人口が減少する中で65歳以上人口が増加する高齢化の進展を踏まえれば、引き続き特殊詐欺等の状況を注視の上、対策を講じていく必要がある。

我が国のマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は増加傾向にあり、令和元年の検挙事件数(537件)は過去最高となった。検挙事例を見ると、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者(暴力団構成員等)や来日外国人犯罪グループが巧妙にマネー・ローンダリングを取行している実態が認められる(本調査書中「第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析」参照)。

次に、刑法犯認知件数以外の指標について見ると、サイバー犯罪の検挙件数は増加傾向にあり、令和元年中の検挙件数(9,519件)は、過去最多となった。インターネットバンキングに係る不正送金事犯は、平成28年以降、金融機関のセキュリティ対策の強化等により発生件数・被害額共に減少傾向が続いていたが、令和元年9月から被害が急増し、発生件数・被害額のいずれも前年と比べて大幅に増加しており、その被害の多くは金融機関を装ったフィッシングによるものとみられている。また、警察庁が検知したサイバー空間における探索行為等とみられるアクセスの件数も増加傾向にある。

## (2) テロ情勢

国際テロ情勢としては、ISIL<sup>\*1</sup>が「対ISIL有志連合」に参加する欧米諸国等に対してテロを実行するよう呼び掛けているほか、AQ<sup>\*2</sup>及びその関連組織も米国等に対するテロの実行を呼び掛けている。また、世界各地でテロ事件が相次いで発生するとともに、海外で邦人や我が国の関連施設等の権益がテロの被害に遭う事案も発生しており、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。北朝鮮による拉致容疑事案についても、発生から長い年月が経過しているが、いまだに全ての被害者の帰国は実現しておらず、一刻の猶予も許されない状況にある。

こうした情勢に加え、サイバー空間においては、世界的規模で政府機関や企業等を標的とするサイバー攻撃が発生しており、我が国において、社会の機能を麻痺させる電子的攻撃であるサイバーテロが発生することも懸念される。

### 【新型コロナウイルス感染症に関連する犯罪情勢等】

#### 1 新型コロナウイルス感染症に関連する犯罪情勢

##### (1) 情勢

世界的に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、これに関連する詐欺やサイバー犯罪等が増加することや、各種の違法な資金獲得活動の犯行形態が変化すること等が想定されるところであり、これに伴ってマネー・ローンダリング等の脅威が高まることが懸念されている。INTERPOL(国際刑事警察機構)等の国際機関は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に乗じた詐欺やサイバー犯罪の手口に関して注意喚起を行っており、我が国でも警察庁や消費者庁等において新型コロナウイルス感染症の感染拡大に乗じた不審な電話やメール等についての注意喚起を行っている。

##### (2) 国内での犯罪発生の状況

我が国でも、新型コロナウイルス感染症に関連した以下のような事案が発生しており、今後も新型コロナウイルス感染症に関連するマネー・ローンダリング等の脅威が高まるこ

\*1 Islamic State of Iraq and the Levantの頭字語。いわゆるイスラム国。アル・カーイダ関連組織であったが、方針の違いからアル・カーイダと決別し、平成26年(2014年)6月にイラク北部の都市モスルを制圧するなど、次々とその支配地域を広げ、イラクとシリアにまたがる地域に「イスラム国」の樹立を宣言した。北・西アフリカから東南アジアに至る各地の多数の過激派組織が、ISILのプロパガンダに呼応して支持や忠誠を誓う旨を表明している。

\*2 Al-Qaeda(アル・カーイダ)の略

とが予想される。

- 新型コロナウイルス感染症の検査費名目で現金をだまし取ろうとした事案
- 新型コロナウイルス感染症に乗じた融資保証金名目で指定する口座に現金を振り込ませてだまし取った事案
- 市役所の職員をかたる者が給付金の支給手続の名目でキャッシュカードをだまし取った事案
- 外国の取引会社社員を装い、新型コロナウイルス感染症の影響で通常の利用している金融機関が利用できないため別の金融機関の口座に商品の代金を振り込むよう求めるメールを送信し、代金を振り込ませてだまし取った事案
- 暴力団員らが、金融機関に対し、事業を営む者でないにも関わらず、新型コロナウイルス感染症に関係する貸付金を申し込み、貸付金をだまし取ろうとした事案
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る休業要請への協力を行っていなかったにも関わらず、飲食店を経営するブラジル人と日本人が共謀して、休業要請等の協力に応じて支給される休業要請支援金の給付を申請し、金融機関の口座に振り込ませようとした事案
- 新型コロナウイルス感染症に関連して休業中の飲食店等で金品を窃取した事案
- 貸金業の登録を受けずに、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮していた者から貸金債権を買い取り、手数料を差し引いた分の金銭を交付し、貸付金を回収していた事案
- 新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少した者に高金利で貸付けを行っていたヤミ金融事案
- 衛生マスク及び消毒等用アルコールを購入価格を超える価格で転売した事案

### (3) 疑わしい取引の届出の分析

新型コロナウイルス感染症が影響したと考えられる疑わしい取引の届出について分析したところ、届け出られた主なものは以下に記載のとおりであった。事業者は以下の内容も参考にして新型コロナウイルス感染症が影響を与えるマネー・ローンダリング等のリスクについて認識を深め、自社が行うリスクベース・アプローチによる対策の参考としていただきたい。

- なりすまし取引の疑いがあったことから、対面での本人特定事項等の確認を顧客に求めるも、顧客が新型コロナウイルス感染症への感染の懸念を理由として拒否したもの。
- 金融機関の口座に多額の現金を預入れするに際し、新型コロナウイルス感染症に係る経済的なリスク回避等という理由で原資が判然としなかったもの。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で生活が困窮した者に対する援助やウイルス防護服の輸出代金等を理由とする外国送金について、事業規模や取引内容と送金額が整合的でなかったもの。
- 外国の不動産購入を目的とする外国送金の原資に、地元金融機関から新型コロナウイルス感染症対策資金としての借入を充当しており、送金目的とその原資の借入れ目的が乖離していたもの。
- 新型コロナウイルス感染症に関連する給付金等の受給を目的として金融機関に口座開設を申し込んだ顧客の属性が、暴力団をはじめとする反社会的勢力であることが判明したもの。
- 新型コロナウイルス感染症に関連する融資金等の受給を目的として金融機関に口座開設を申し込んだ顧客が、休眠状態の法人や実態が不透明な法人であることが判明したもの。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に乗じた特殊詐欺、ビジネスメール詐欺、投資詐欺被害の疑いがあったもの。

## 2 所管行政庁・事業者への影響等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、新たなマネー・ローンダリング等のリスクの出現並びに監督当局及び事業者のマネー・ローンダリング対応等に影響を及ぼすことが予想され、FATFは新型コロナウイルス感染症の感染拡大から生じるマネー・ローンダリング等の脅威と脆弱性に関する課題等を記載した「COVID-19-related Money Laundering and Terrorist Financing Risks and Policy Responses (令和2年(2020年)5月)」を公表している。

我が国においては、家計支出の変化による取引量の増減、感染防止等のため対面取引から非対面取引に移行するなどの取引形態の変化、不安定な社会・経済情勢における顧客からの通常時と異なる依頼等の増加等に伴い、マネー・ローンダリング等のリスクも高まることが懸念されている。実際に新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化等による訪日外国人や海外渡航者の減少で取引量に変化がみられる業態もあり、刻一刻と変化する経済・社会環境等に機動的に対応できるよう、事業者にはリスクベース・アプローチによる実効的な対応がより一層求められる。

所管行政庁においても、取引モニタリングや敷居値の変更等を検討し、リスク低減措置の見直しを行うなどして、所管する業態の取引形態等の変化に応じたリスクベース・アプローチによる監督・指導等に積極的に取り組む必要がある。

### 第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析

#### 1 主体

マネー・ローンダリングを行う主体は様々であるが、主なものとして、暴力団、特殊詐欺の犯行グループ及び来日外国人犯罪グループがある。

##### (1) 暴力団

我が国においては、暴力団によるマネー・ローンダリングがとりわけ大きな脅威として存在している。令和元年中のマネー・ローンダリング事犯の検挙事例のうち、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者（以下「暴力団構成員等」という。）によるものは58件で、全体の10.8%を占めている（図表2参照）。そのうち、組織的犯罪処罰法に係るものが51事件（犯罪収益等隠匿事件32事件及び犯罪収益等收受事件19事件）で、麻薬特例法に係るものが7事件（薬物犯罪収益等隠匿事件6事件及び薬物収益等收受事件1事件）であった。

また、前提犯罪ごとにマネー・ローンダリング事犯における過去3年間の暴力団構成員等の関与状況を見ると、検挙件数では詐欺や窃盗が多いが、一方で罪種別の検挙件数に占める暴力団構成員等の比率を見ると、賭博事犯、恐喝事犯、薬物事犯、売春事犯等が高い。

暴力団は、経済的利得を獲得するために職業的に反復して犯罪を敢行しており、巧妙にマネー・ローンダリングを行っている。

暴力団によるマネー・ローンダリングは、国際的に敢行されている状況もうかがわれ、米国は、平成23年（2011年）7月、「国際組織犯罪対策戦略」を公表するとともに大統領令を制定し、その中で、我が国の暴力団を「重大な国際犯罪組織」の一つに指定し、暴力団の資産であって、米国内にあるもの又は米国人が所有・管理するものを凍結し、米国人が暴力団と取引を行うことを禁止した。

なお、暴力団については、本調査書中「第5 危険度の高い取引」の「反社会的勢力（暴力団等）」の項目においても、調査、分析した結果を記載している。

図表2【暴力団構成員等による組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙件数（平成29～令和元年）】

区分	年	29	30	元
マネー・ローンダリング事犯検挙事件		361	511	537
暴力団構成員等による事件		50	65	58
比率（%）		13.9%	12.7%	10.8%

##### (2) 特殊詐欺の犯行グループ

近年、我が国においては、特殊詐欺<sup>\*1</sup>が多発している（図表3参照）。令和元年中の被害は大都市圏に集中しており、認知件数全体の22.6%が東京（3,815件）で、神奈川（2,793件）、埼玉（1,459件）、千葉（1,409件）、大阪（1,809件）を加えた5都府県で認知件数全体の67.0%を占めている。特殊詐欺の犯行グループは、首謀者を中心に、だまし役、詐取金引出役、犯行ツール調達役等にそれぞれ役割分担した上で、預貯金口座、携帯電話、電話転送サービス等の各種ツールを巧妙に悪用し、組織的に詐欺を敢行するとともに、詐取金の振込先として架空・他人名義の口座を利用するなどし、マネー・ローンダリングを敢行している。また、犯行拠点が賃貸マンション、賃貸オフィス、ホテルに加え、車両等にも広がっているほか、外国犯行拠点の存在が表面化するなどしている。

\*1 特殊詐欺とは、被害者に電話を架けるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗（キャッシュカード詐欺盗）を含む。）の総称をいう。

また、自己名義の口座や偽造した身分証明書を悪用するなどして開設した架空・他人名義の口座を遊興費や生活費欲しさから安易に譲り渡す者等があり、マネー・ローンダリングの敢行をより一層容易にしている。

なお、令和元年6月25日に開催された犯罪対策閣僚会議において、特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策として「オレオレ詐欺等対策プラン」が決定されたことを踏まえ、警察では関係行政機関・事業者等とも連携しつつ、特殊詐欺等の撲滅に向けた諸対策を推進しており、犯行に利用される電話転送サービスを営む事業者に対する指導監督を強化するとともに、電子マネー買取事業者による組織的犯罪処罰法違反事件等を検挙するなどしている。

**図表3【特殊詐欺の認知件数・被害総額（平成29～令和元年）】**

区分	年	29	30	元
認知件数		18,212	17,844	16,851
被害総額（円） （実質的な被害総額）		39,474,870,491	38,286,761,222	31,582,937,585

注1：警察庁の資料による。

2：平成30年以降、受け子が電話でだまされた被害者の隙を見てキャッシュカードを別のカードにすり替える手口の事件が増加している。これは、罪名は窃盗であるが、実質的にはキャッシュカード手交型のオレオレ詐欺と同視し得るものであることから、特殊詐欺の被害の実態をより正確に把握するため、平成30年の統計から、この手口の窃盗を特殊詐欺の内数として計上している。

3：実質的な被害総額とは、詐取又は窃取されたキャッシュカードを使用してATMから引き出された額（実務統計による集計値）を被害総額に加えた額である。

### (3) 来日外国人犯罪グループ

外国人が関与する犯罪は、その収益の追跡が、法制度や取引システムの異なる他国間での移転によって困難となるほか、来日外国人等で構成される犯罪グループが、出身国に存在する犯罪グループの指示を受けて犯罪を敢行する例がみられるなど、その人的ネットワークや犯行態様等が一国内のみで完結せず、国境を越えて役割が分担されることで、犯罪がより巧妙化・潜在化する傾向を有するという特徴がある。

令和元年中のマネー・ローンダリング事犯の検挙事例のうち、来日外国人によるものは71件で、全体の13.2%を占めている（図表4参照）。内訳は、犯罪収益等隠匿事件49件及び犯罪収益等收受事件22件であった。

**図表4【来日外国人による組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数（平成29～令和元年）】**

区分	年	29	30	元
マネー・ローンダリング事犯検挙事件		361	511	537
来日外国人による事件		27	48	71
比率（%）		7.5%	9.4%	13.2%

過去3年間の組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯の国籍等別の検挙件数では、中国<sup>\*1</sup>、ベトナムが多く、特に中国が全体の半数近くを占めている。

来日外国人による組織的な犯罪の中で、マネー・ローンダリング事犯が敢行されている実態が認められ、中国人グループによるインターネットバンキングに係る不正送金事犯、ベトナム人グループによる万引き事犯、ナイジェリア人グループ

\*1 本調査書中の「中国」には、特に断りのない限り「台湾」及び「香港等」を含まない。



プによる国際的な詐欺事犯等に関連したマネー・ローンダリング事犯等の事例がみられる。

また、過去3年間の預貯金通帳・キャッシュカード等の不正譲渡等に関する犯罪収益移転防止法違反事件の国籍等別の検挙件数では、ベトナム及び中国で全体の8割以上を占めている。

さらに、過去3年間の疑わしい取引の届出件数は、国籍等別では中国、ベトナム及び韓国に関する届出が多く、特にベトナムに関する届出が近年大幅に増加している。

なお、国際的な取引については、本調査書中「第5 危険度の高い取引」の「外国との取引」の項目においても、調査、分析した結果を記載している。

我が国における外国人の入国・在留の状況及び来日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢等については、下表のとおり。

#### 【我が国における外国人の入国・在留の状況】

令和元年における外国人入国者数3,118万7,179人のうち新規入国者総数は2,840万2,509人で、10年前（平成21年）と比較すると4.6倍になっている。新規入国者数の国籍別・地域別に見ると、中国が最も多く約3割を占め、韓国、台湾、中国（香港）、米国の順になっている。次にこれを目的（在留資格）別に見ると、「短期滞在」が2,781万548人と最も多く、新規入国者数全体の97.9%を占めている。次いで、「技能実習1号」17万3,705人（0.6%）、「留学」12万1,637人（0.4%）、「興行」4万5,486人（0.2%）の順となっている。このうち、「技能実習1号」の在留資格による新規入国者数（17万3,705人）は、前年比20.5%増となるなど高い伸びを示している。また、「技能実習1号」の新規入国者を国籍・地域別に見ると、ベトナムが9万1,170人で全体の52.5%を占め、中国20.0%、インドネシア9.1%、フィリピン8.0%、ミャンマー3.7%の順となっている。

次に、在留外国人数について見ると、我が国における令和元年末現在の中長期滞在者数は262万636人、特別永住者数は31万2,501人で、これらを合わせた在留外国人数は293万3,137人であり、前年末と比べ20万2,044人（7.4%）増、10年前と比較し3割以上増加している。また、令和元年末現在における在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は、我が国の総人口1億2,617万人（令和元年10月1日現在人口推計（総務省統計局））に対し、2.32%となっており、前年末の2.16%と比べ0.16ポイント、10年前と比較して0.66ポイント高くなっている。令和元年末現在における在留外国人数について国籍・地域別に見ると、中国は全体の27.7%を占める81万3,675人で、韓国15.2%、ベトナム14.0%、フィリピン9.6%、ブラジル7.2%の順となっている。

#### 【来日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢等】

来日外国人による犯罪の検挙件数を見ると、近年は、ほぼ横ばいの傾向が続いている。総検挙件数・人員を国籍等別に見ると、ベトナム及び中国の2か国で全体の50%以上を占めており、総検挙件数では平成22年には中国が全体の36.5%を占めていたところ、令和元年にはその比率が26.0%まで低下する一方、ベトナムは8.9%から35.0%と急増し、総検挙人員でも令和元年に中国を追い越して最多となっている。総検挙人員の在留資格別の内訳は「短期滞在」、「留学」及び「技能実習」が多く、その中でも「技能実習」の増加が顕著である。刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合は、日本人の約3.1倍となっており、来日外国人による犯罪は、組織的に敢行される傾向がうかがわれる。令和元年中に検挙した来日外国人による財産犯の被害総額は約20億円に上り、このうち約11億円（構成比率55.1%）が窃盗、約8億8,000万円（同44.2%）が詐欺等によるものである。罪種別の刑法犯検挙件数を国籍等別に見ると、窃盗ではベトナムが最も多く、詐欺では中国が最も多い。犯罪インフラ事犯の検挙状況を見ると、旅券・在留カード等偽造は、就労可能な在留資格を偽装するために利用されており、平成28年以降、増加傾向で推移している。

近年のベトナム人による犯罪としては、窃盗犯が多数を占める状況が続いており、手口別では万引きの割合が高い。万引きの犯行形態としては、SNS等を介して自国にいる指示役からの指示を受け、数人のグループで、見張り役、実行役、商品搬出役等を分担して、大型ドラッグストア、大型スーパー等に車両で乗り付け、主にベトナムで人気の高い日本製の化粧品等の商品を大量に万引きし、窃取した商品を海外に輸出するなど、組織性、計画性が認められる。このほか、地下銀行事犯の検挙人員を国籍等別に見ると、ベトナムが最も多い。

中国人による犯罪としては、精巧な偽造クレジットカードや不正に入手した他人名義のモバイル決済システムの情報を利用して、大量の商品をだまし取るものがみられる。このほか、中国人による犯罪は、偽装結婚、旅券・在留カード偽造等の犯罪インフラ事犯の検挙が比較的多い。また、スマートフォンアプリ等を通信手段として使用している場合が多く、犯罪の匿名性・広域性を強めている。

過去3年間の国籍等別のマネー・ローンダリング事犯の検挙件数でも、ベトナム、中国が上位となっている。ベトナム人、中国人その他来日外国人による主なマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は、次のとおりである。

- 1 ベトナム人が関与したマネー・ローンダリング事犯としては、
  - SNSを利用して海外送金を受け付け、日本国内に開設された他人名義の口座に現金を振込入金させて地下銀行を営んでいた事例
  - 偽造在留カード等の販売代金を他人名義の口座に振込入金させ、犯罪収益を隠匿していた事例等が認められた。
- 2 中国人が関与したマネー・ローンダリング事犯としては、
  - インターネットバンキングへの不正アクセスで得た犯罪収益を、不正に入手した複数のベトナム人等名義の口座に振込入金し隠匿した事例
  - 医薬品を違法に転売して得た犯罪収益を、知人名義の口座に振込入金させ隠匿していた事例
  - 偽造ブランド品の販売代金を、不正に入手した日本人名義の口座に振込入金させ隠匿していた事例
  - 偽造クレジットカード又は不正に入手したクレジットカード情報を使用し、たばこや化粧品等をカード名義人になりすましてだまし取った事例等が認められた。
- 3 その他来日外国人が関与した主なマネー・ローンダリング事犯としては、
  - ナイジェリア人らが、日本国内に開設された法人名義の口座に、虚偽のEメールを送信するなどしてアメリカの会社からだまし取った詐取金を送金させ、犯罪収益を隠匿していた事例
  - ナイジェリア人らが、日本国内に開設された他人名義の口座に、SNSを通じて知り合った女性からだまし取った詐取金を振り込ませ、犯罪収益を隠匿していた事例
  - マレーシア人が、指示役からSNSを通じてコインロッカーに偽造クレジットカードを受け取りに行くことを指示され、コインロッカーの偽造クレジットを収受した事例等が認められた。

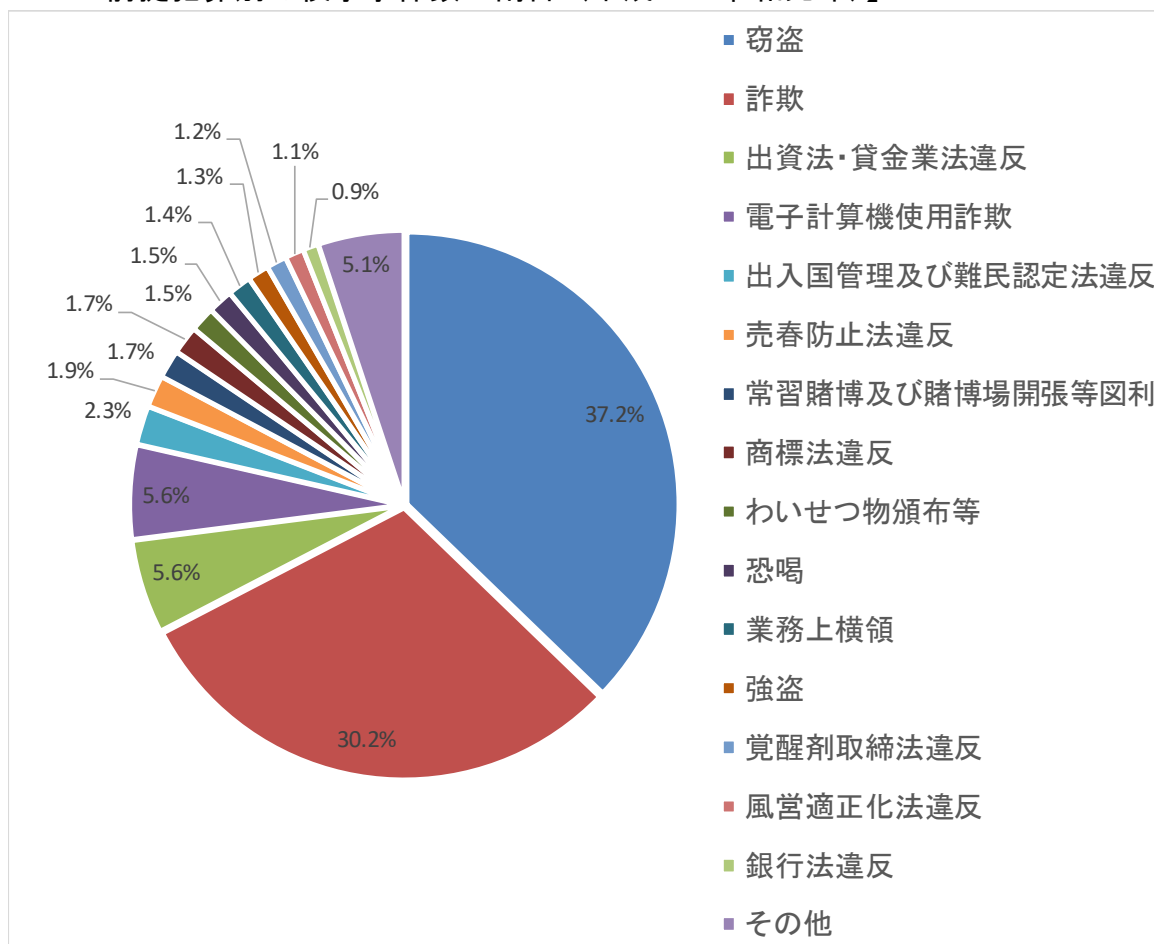
## 2 手口

### (1) 前提犯罪

組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に規定されているマネー・ローンダリングの罪は、一定の前提犯罪から得られた収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的として行う一定の行為であるところ、平成29年6月に組織的犯罪処罰法が改正され、前提犯罪は大幅に増加した。前提犯罪には、不法な収益を生み出す犯罪であって、死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪、組織的犯罪処罰法の別表第1又は別表第2に掲げる罪及び麻薬特例法に掲げる薬物犯罪があり、例えば、殺人、強盗、窃盗、詐欺、背任等の刑法犯と出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）、出資法、売春防止法（昭和31年法律第118号）、商標法（昭和34年法律第127号）、銀行法（昭和56年法律第59号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、銃刀法等の特別法犯が含まれる。

平成29年から令和元年までの間におけるマネー・ローンダリング事犯の前提犯罪別の検挙事件数<sup>\*1</sup>は、窃盗が533件と最も多く37.2%を占め、次いで、詐欺（432件、30.2%）、出資法・貸金業法（昭和58年法律第32号）違反（80件、5.6%）、電子計算機使用詐欺（80件、5.6%）、出入国管理及び難民認定法違反（33件、2.3%）となっている（図表5参照）。

図表5 【組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の前提犯罪別の検挙事件数・割合（平成29～令和元年）】



\*1 平成29年から令和元年までの間における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は1,409件であるが、前提犯罪別の検挙事件数の合計は1,432件である（図表5参照）。これは、複数の前提犯罪にまたがるマネー・ローンダリング事犯が存在するためである。

前提犯罪	窃盗	詐欺	出資法・貸金業法違反	電子計算機使用詐欺	出入国管理及び難民認定法違反	売春防止法違反	常習賭博及び賭博場開帳等図利	商標法違反	わいせつ物頒布等	恐喝	業務上横領	強盗	覚醒剤取締法違反	風営適正化法違反	銀行法違反	その他	合計
件数	533	432	80	80	33	27	24	24	21	21	20	18	17	16	13	73	1,432
割合 (%)	37.2	30.2	5.6	5.6	2.3	1.9	1.7	1.7	1.5	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	0.9	5.1	100

前提犯罪の種類によって、生み出される収益の規模、マネー・ローンダリング事犯等との関連性、悪用される取引の状況、組織的な犯罪を助長する危険性、健全な経済活動に与える影響等は異なる。主たる前提犯罪についての分析は次のとおりである。

## ア 窃盗

### (7) 犯行形態

窃盗の犯行形態は多様であり、被害額が比較的少額なものもあるが、暴力団や来日外国人犯罪グループ等の犯罪組織によって職業的・反復的に実行され、多額の犯罪収益を生み出す事例がみられる。

例えば、複数の暴力団組織の構成員が関与し、海外の銀行が発行した顧客情報が入った偽造カードを不正使用して、複数のコンビニエンスストア等のATMから多額の現金を引き出した事例等がみられる。また、近年増加傾向にあるベトナム人犯罪のうち多数を占める万引き事犯では、指示役、実行犯、運搬役等の役割を分担し、ベトナム国内の指示役からSNSを通じて具体的な犯行指示を受けた実行犯が、化粧品や医薬品等の商品を大量に万引きする事例がみられ、盗んだ商品は、輸出代行業者や旅行客を装った運搬役等によって、指示役や故買屋の下へ運ばれている事例がみられる。さらに、暴力団や来日外国人犯罪グループ等によって敢行される組織的な自動車盗では、周囲が鉄壁で囲まれたいわゆるヤードに盗難自動車が運び込まれて解体された後、海外へ不正輸出等されている事例がみられる。

なお、令和元年中における窃盗の被害総額は約633億円（現金被害総額約191億円）となっており、多額の犯罪収益を生み出している。

### (イ) マネー・ローンダリングの手口

窃盗を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯の手口としては、ヤードに持ち込まれた自動車が盗難品であることを知りながら買い取り、保管するもののほか、侵入窃盗で得た多額の硬貨を他人名義の口座に入金して払い出し、事実上の両替を行うもの、盗んだ高額な金塊を会社経営の知人に依頼して、金買取業者に法人名義で売却させるもの、中国人グループ等が不正に

入手したクレジットカード情報を使って、インターネット上で商品を購入し、配送先に架空人や実際の居住地とは異なる住所地を指定するなどして受領するもの、不正に入手したキャッシュカードを使用して現金を引き出して盗み、その現金をコインロッカーに隠していたもの等がある。

## イ 詐欺

### (7) 犯行形態

特殊詐欺をはじめとする詐欺の犯行形態としては、国内外の犯行グループ等によって職業的・反復的に実行されており、架空・他人名義の預貯金口座を利用するものや、法人による正当な取引を装うもの等、合法的な経済活動の周辺で多額の犯罪収益を生み出している実態が認められる。

例えば、暴力団が特殊詐欺を敢行している事例、国際的な犯罪組織が国外で敢行した詐欺の収益が我が国の金融機関に開設された口座を通して流入している事例、来日外国人が国外から偽造クレジットカードを持ち込み、我が国の百貨店等において高級ブランド品をだまし取っている事例、不正に入手したID・パスワードを使用し、コード決済サービスの利用権者になりすまし商品をだまし取っている事例等がみられる。

なお、令和元年中の財産犯（強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領）のうち、詐欺の被害額は約469億円（現金被害総額約426億円）であり、1件当たりの被害額は約146万円と、窃盗の1件当たりの被害額（約12万円）よりも大きく、特に特殊詐欺では、既遂1件当たりの平均が約196.7万円と、多額の犯罪収益を生み出している。

### (イ) マネー・ローンダリングの手口

詐欺を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯の手口としては、特殊詐欺の被害金を架空又は他人の名義の口座に振り込ませるものが多く、振込先として使用する口座に振り込まれた被害金は、被害発覚後の金融機関等による口座凍結の措置等を回避するため、入金直後に払い戻されたり、他口座へ送金されたり、複数の借名口座を経由して移転されたりするなどの傾向も認められる。また、隠匿先となる口座の名義は、個人名義、法人名義、屋号付きの個人名義等、詐欺の犯行形態によって様々であるが、具体的な事例として、外国人が帰国する際に犯罪グループに売却した個人名義口座が特殊詐欺の振込先に悪用されたもの、特殊詐欺の収益の振込先にするために実態のない法人を設立して法人名義口座を開設して悪用したもの、外国で発生した詐欺事件の収益の振込先にするために屋号付名義の個人口座を開設して悪用したもの等がある。

また、取引時確認等の義務の履行が徹底されていない郵便物受取サービスや電話転送サービスを取り扱う事業者が、特殊詐欺等を敢行する犯罪組織の実態等を不透明にするための手段として悪用されている事例がみられる。

## ウ 電子計算機使用詐欺

### (7) 犯行形態

電子計算機使用詐欺罪が適用される犯罪として、特殊詐欺やインターネットバンキングに係る不正送金等の事犯がある。

特殊詐欺の形態は、キャッシュカード手交型とキャッシュカード窃取型で特殊詐欺全体の半数以上を占めており、だまし取るなどしたキャッシュカードを使ってATMを操作し、被害者名義の口座から犯人が管理する他人名義の口座に不正に振り込むもの等がある。

インターネットバンキングに係る不正送金事犯の形態としては、他人のID、パスワード等を使って金融機関が管理する業務システムに対して不正アクセス

スを行い、他人の口座から犯人が管理する口座に不正送金するものがある。令和元年中の被害は、発生件数1,872件、被害額約25億2,100万円と、発生件数は過去最多であった平成26年に次ぐ件数となり、被害額も前年と比べて大幅に増加した。被害の多くは、SMS（ショートメッセージサービス）や電子メールを用いて、金融機関を装ったフィッシングサイトへ誘導する手口によるものと考えられ、当該フィッシングサイトでID・パスワード、ワンタイムパスワード等を窃取されて金融機関のウェブサイトから不正送金される被害や、ID・パスワード等に加えて生年月日、電話番号等の情報を窃取され、金融機関の公式アプリを用いて不正送金される被害等が確認されている。また、不正送金の一次送金先として把握した2,399口座のうち、名義人の国籍等は日本が58.6%と最も多く、次いでベトナムが13.5%、中国が8.8%であった。

特殊詐欺については、上述のとおり、暴力団の関与が認められるほか、インターネットバンキングに係る不正送金事犯については、国際犯罪組織の関与が認められ、犯罪組織が多額の犯罪収益を獲得するために、組織的にそれらの犯行を行っている実態が認められる。

#### (イ) マネー・ローンダリングの手口

電子計算機使用詐欺を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯の手口として、特殊詐欺でだまし取ったキャッシュカードを使用してATMを操作し、被害者名義の口座から犯人が管理する他人名義の口座に送金上限額を不正に振り込むもの、中国に存在する犯罪組織が日本の金融機関に不正アクセスを行い、他人名義口座に不正送金させて中国人犯罪グループによって引き出すもの、暗号資産ウォレットサービスのサーバへの不正行為により得た暗号資産を、犯人が管理する分散型暗号資産取引所の匿名アカウントに移転するもの等がある。

### エ 出資法・貸金業法違反

#### (7) 犯行形態

無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなどのいわゆるヤミ金融事犯等の犯行形態が認められる。その態様は、多重債務者の名簿を基にダイレクトメールを送り付けたり、不特定多数の者を対象にインターネット広告や電話を使って勧誘したりするなど、非対面の方法によって金銭を貸し付けて、他人名義の口座に振り込ませて返済させるもの等がある。

令和元年中のヤミ金融事犯の検挙状況を見ると、被害金額は67億円を超えるなど、多額の犯罪収益を生み出している。また、暴力団が職業的・反復的にヤミ金融を営み、有力な資金源としている実態が認められる。

#### (イ) マネー・ローンダリングの手口

ヤミ金融事犯を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯の手口としては、返済金を他人名義の口座に振り込ませるものが認められ、それらの隠匿先となる口座は、ヤミ金融の債務者が借入金の返済代わりに譲渡した個人名義の口座等が悪用されている事例がみられる。

そのほか、他人名義や架空の事業者名等で開設した私書箱に返済金を送付させる手口、貸付けに際して借受人に手形・小切手を振り出させ、返済が滞った際に金融機関の取立てにより他人名義の口座に入金させる手口、借受人との間で架空の販売契約を結び、これをクレジット決算することで返済金を入手する手口等の事例がみられる。

### オ 常習賭博・賭博場開張等凶利

#### (7) 犯行形態

常習賭博・賭博場開張等凶利の賭博事犯の形態には、花札賭博、野球賭博、

ゲーム機賭博のほか、オンラインカジノ賭博といった様々なものが認められ、これらの賭博事犯には暴力団が直接的又は間接的に深く関与しており、暴力団にとって有力な資金源となっている実態が認められる。

過去3年間における組織的犯罪処罰法に定める起訴前の没収保全命令において没収保全した件数は、常習賭博・賭博場開張等凶利が上位であり、平成29年中には、賭博場開張等凶利事件に関し、売上金である現金約1億9,200万円について起訴前没収保全命令が発せられた事例もある。

#### (イ) マネー・ローンダリングの手口

常習賭博・賭博場開張等凶利を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯の手口として、オンラインカジノによる賭博事犯において、顧客から支払われる賭け金を借名口座に振り込ませる事例、野球賭博等による配当金を他人名義の口座に振り込ませて受け取る事例がみられる。

そのほか、賭博事犯によって得られた違法な収益を、情を知らない税理士等を利用して正当な事業収益を装って経理処理する事例もみられる。

### カ 風営適正化法違反・売春防止法違反

#### (7) 犯行形態

風営適正化法違反・売春防止法違反等の風俗関係事犯においては、暴力団が違法な風俗店、性風俗店（以下「風俗店等」という。）の経営者等と結託するなど、暴力団が直接的又は間接的に関与している事例もみられ、暴力団にとっての資金源となっている実態が認められる。また、不法滞在等の外国人が違法に風俗店等で稼働している事例もみられる。

過去3年間における組織的犯罪処罰法に係る起訴前の没収保全命令において没収保全した件数は、風営適正化法違反・売春防止法違反が上位である。

#### (イ) マネー・ローンダリングの手口

風営適正化法違反・売春防止法違反を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯の手口として、クレジットカード払いの売上金を他人名義の口座に振り込ませるものや、違法風俗店等に女性をあっせんした見返りとして自己名義の口座に収益を振り込ませるもの、暴力団員が売春による収益を親族名義の口座に振り込ませるなどして収受するものがある。

### キ 薬物事犯

#### (7) 犯行形態

全薬物事犯の6割以上を占める覚醒剤事犯については、令和元年中の押収量が2,293.1キログラムと前年までと比較して大幅に増加し過去最多となるとともに、平成28年から令和元年まで4年連続で1,000キログラムを超えており、覚醒剤の密輸・密売が多額の犯罪収益を生み出していることがうかがわれる。

令和元年中の覚醒剤事犯の検挙人員の4割以上を暴力団構成員等が占めており、暴力団構成員等による覚醒剤事犯の検挙人員を主な違反態様別に見ると、使用事犯が2,117人、所持事犯が1,164人、譲渡事犯が238人、譲受事犯が36人、密輸入事犯が36人となっている。また、覚醒剤の全営利犯検挙人員（682人）のうち、暴力団構成員等による営利犯の検挙人員は276人と40.5%を占めており、覚醒剤の密輸・密売に暴力団が深く関与している状況が続いている。

大麻事犯においても、全営利犯検挙人員（305人）のうち、暴力団構成員等による営利犯の検挙人員は99人と32.5%を占めており、大麻の密売等にも暴力団が関与している状況が続いている。また、過去の調査では営利目的の大規模大麻栽培の7割以上に暴力団構成員等が関わっていることが判明するなど、薬物事犯が暴力団にとって有力な資金源となっている実態が認められる。

さらに、近年では、暴力団が海外の薬物犯罪組織と結託するなどしながら、覚醒剤の流過程（海外からの仕出しから国内における荷受け、元卸し、中間卸し、末端密売まで）にも関与を深めていることが強くうかがわれ、覚醒剤密輸入事犯の洋上取引においては、平成29年、約475キログラムを押収した事件で暴力団構成員等や中国人らを検挙し、令和元年、約587キログラムを押収した事件で暴力団構成員等や台湾人らを検挙している。

海外の薬物犯罪組織については、特に中国系、メキシコ系、西アフリカ系の薬物犯罪組織の存在感が依然として大きく、薬物事犯は国外の犯罪組織にとっても有力な資金源となっている。また、覚醒剤密輸入事犯の検挙件数を仕出国・地域別に見ると、令和元年は、タイ、マレーシア、アメリカ、カナダの順に多く、覚醒剤の密売関連事犯で検挙された来日外国人を国籍等別に見ると、依然としてイランが多く、薬物の密輸・密売に伴う犯罪収益が法制度や取引システムの異なる国の間で移転されているおそれがある。

#### (イ) マネー・ローンダリングの手口

薬物密売に係るマネー・ローンダリング事犯の手口として、代金を他人名義の口座に入金させて隠匿するものが多くみられ、

- 手渡しや郵送により覚醒剤の密売を行っていた密売人が、代金を他人名義の口座に振込入金させていた事例
- 宅配便等により大麻等の密売を行っていた密売人が、代金を他人名義の口座に振込入金させていた事例

等がある。

また、暴力団員の親族名義の口座に係る不審な資金移動（薬物代金の振込みの疑い）を端緒として捜査した結果、同暴力団員らを覚醒剤の密輸等で検挙した事例もある。

なお、過去の麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の対象としては、自動車、土地、建物等もあり、現金等で得た薬物犯罪収益等が、その形態を変えている実態が認められる。

#### (2) マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等

マネー・ローンダリング事犯の検挙事例（平成29年から令和元年までの3年間）を分析し、捜査の過程において判明した範囲内で、マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等<sup>\*1</sup>を集計した。

内国為替取引<sup>\*2</sup>が446件、現金取引が260件、次いで預金取引が106件で、これらがマネー・ローンダリングに悪用された取引等の大半を占めている（図表6参照）。

検挙されたマネー・ローンダリング事犯、さらには、疑わしい取引として届出があった取引情報の分析の結果を踏まえると、我が国においては、マネー・ローンダリング等を企図する者が、迅速かつ確実な資金移動が可能な内国為替取引を通じて、架空・他人名義の口座に犯罪による収益を振り込ませる事例が多くみられる。そして、最終的には、当該収益はATMにおいて現金で出金され、その後の資金の追跡が非常に困難になることが多い。

このように、我が国においては、内国為替取引、現金取引及び預金取引がマネー・ローンダリング等の多くの事例において悪用されている。

\*1 本調査書では、犯罪による収益等の隠匿・收受のための手段として悪用された取引等のほか、犯罪による収益の形態を変えるために利用された取引等についても分析対象としている。

\*2 銀行等の預金取扱金融機関は、為替取引を行うこと（顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること等）を業務の一つとしている。ここでは預金取扱金融機関を利用した国内送金（預貯金の預入れ・払戻しや手形・小切手の利用は除く。）を内国為替取引として計上した。



図表6 【マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等（平成29～令和元年）】

悪用された取引	内国為替取引	現金取引	預金取引	法人格	外国との取引 (外国為替等)	クレジット カード	電子 マネー	資金 移動サ ービス	宝石・ 貴金属	郵便物 受取サ ービス	暗号 資産	法律・ 会計専 門家	投資	貸金 庫	手形・ 小切手	保険	金銭 貸付	合計
件数	446	260	106	36	33	25	23	11	7	5	5	3	2	1	1	1	1	966

悪用された取引等の典型的な例としては、

- 詐欺の被害金を他人名義の口座に振込送金させる（内国為替取引）
- 窃盗の被害品を他人名義で売却して現金化する（現金取引）
- 盗んだ現金を他人名義の口座に預け入れる（預金取引）
- 外国で発生した詐欺事件の被害金を、国内の口座に送金させる（外国との取引）
- 詐欺による被害金を実態のない法人名義の口座に振り込ませる（法人格\*1）
- 窃盗の被害品である金塊を知人を使って法人名義で売却する（宝石・貴金属）
- 詐欺の被害金を郵便物受取サービス業者を経由して収受する（郵便物受取サービス）

などがある。

なお、これらの取引等の悪用事例については、本調査書中「第4 危険性の認められる主な商品・サービス」等の各項目においても、個別に記載している。

【疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例】

※ 届出の内容と検挙罪名との間に直接的な関連がない場合もある。

1 組織的犯罪処罰法違反事件等

- (1) 日本人及び法人名義の口座（謝絶した分を含む。）又は契約（謝絶した分を含む。）について、預金取扱金融機関、保険会社及びクレジットカード事業者から、
- 突発的な多額の入出金
  - 事業者が把握している過去の不正利用口座の特徴と共通点が多数
  - 取引内容が口座開設時の取引目的・職業に照らして不自然
  - 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、一部の口座について詐欺事件に使用されていることが判明し、同口座の利用者を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙。

- (2) 日本人及び法人名義の口座（謝絶した分を含む。）又は契約（謝絶した分を含む。）について、預金取扱金融機関、保険会社、クレジットカード事業者及び暗号資産交換業者から、
- 多数者からの頻繁な振込入金があり、その後に出金
  - 法人設立後短期間で代表者が交代、事業実態も不透明
  - 凍結口座名義人リスト搭載者
  - 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、一部の口座についてヤミ金融に使用されていることが判明し、同口座名義人と同口座の利用者（暴力団員）を貸金業法違反（無登録営業）及び組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙。

2 銀行法違反事件（地下銀行）

外国人名義の口座について、預金取扱金融機関から、

- 短期間での頻繁な送金

\*1 法人格がマネー・ローンダリングに悪用された詳細な事例等については、本調査書中「第5 危険度の高い取引」の「実質的支配者が不透明な法人」の項目に記載している。

- 特定の口座との頻繁な送金取引
- 口座開設時の取引目的・職業に照らして不自然な取引
- 複数の外国人からの送金があり、その後に暗号資産交換業者へ送金
- 不特定多数の個人から頻繁な振込みがあり、その後に大半を出金
- 過去の取引行動から乖離した取引の発生

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座に係る不審な資金移動が判明し、同口座名義人を銀行法違反（無免許銀行業）で検挙。

### 3 覚醒剤取締法違反事件

日本人名義の口座（謝絶した分を含む。）又は契約について、預金取扱金融機関、クレジットカード事業者及び暗号資産交換業者から、

- 複数の者から頻繁な振込みがあり、その後に出金
- 多数の者と高額なものを含む頻繁な送金取引
- 取引を行っている際、頻繁に携帯電話で話をしており不審
- 短期間での頻繁な送金
- 多額の現金取引
- 盗難カードの不正利用が判明
- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座に係る不審な資金移動が判明し、同口座名義人（暴力団員）を含む関係者（暴力団員等）を覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）違反（営利目的譲渡等）で検挙。

### 4 詐欺事件

外国人名義の口座（謝絶した分を含む。）について、預金取扱金融機関及び資金移動業者から、

- 事業者自らが高リスク国と定めている国への送金
- ATMからの多額出金
- 短期間での頻繁な送金
- 多数の者と高額なものを含む頻繁な送金取引があり、その後に出金
- 突発的な多数の振入金後、現金出金があり、取引目的や顧客属性等から合理性がみられない
- 多額で不自然な振込み・振替（外国からの送金を含む。）
- 取引内容の確認のため文書を発送したところ、宛先不明で返戻

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座名義人を含む関係者複数名が、女性をだまして同口座に現金を振り込ませていることが判明し、同口座名義人らを詐欺で検挙。

### 5 偽造有印公文書行使、有印私文書偽造・同行使、詐欺事件

日本人名義の口座（謝絶した分を含む。）又は契約（謝絶した分を含む。）について、預金取扱金融機関、貸金業者及びクレジットカード事業者から、

- なりすましによるカード申込み
- 偽造運転免許証による口座開設及び融資申込み
- 特定の者からの高額な送金があり、その後に出金
- 架空名義・他人名義利用の疑い
- 多額の現金取引
- 口座開設時の取引目的・職業に照らして不自然な取引
- 別人口座の登録電話番号と同一の携帯電話番号を届出
- 別人口座の登録メールアドレスと同一のメールアドレスを届出

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、一部の口座開設やクレジットカード契約等について不正に行われたものであることが判明し、その開設（契約）者を偽造運転免許証で口座開設等したことについて偽造有印公文書行使、有印私文書偽造・同行使、詐欺で検挙。

### 6 貸金業法違反、出資法違反事件

(1) 日本人名義の口座（謝絶した分を含む。）について、預金取扱金融機関から、

- 意図的に小口に分散して行われた現金取引
- 会社員でありながら、自身の口座を使用して多数の手形・小切手の取立てを依頼

するなど口座の使用形態が不自然

- 複数の個人からの多額振込み

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座がヤミ金融に使用されていることが判明し、同口座名義人を含む関係者複数人を貸金業法違反（書面不交付）及び出資法違反（高金利）で検挙。

- (2) 日本人名義の口座（謝絶した分を含む。）又は契約について、預金取扱金融機関及び保険会社から、

- 短期間での頻繁な送金
- 多額の現金取引、多額の送金取引
- 送金依頼人名が不審
- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座に係る不審な資金移動が判明し、同口座名義人を貸金業法違反（無登録営業）で検挙。

## 7 詐欺、犯罪収益移転防止法違反事件

- (1) 日本人名義の口座（謝絶した分を含む。）又は契約（謝絶した分を含む。）について、預金取扱金融機関及び保険会社から、

- 特定の者を含む多数の者と頻繁な送金取引があり、その後に出金
- 当該口座に振込みを行った別の顧客から、詐欺被害の申告

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座名義人が暴力団員であることを秘して口座開設していることが判明し、同人を詐欺で検挙。

- (2) 日本人名義の口座（謝絶した分を含む。）について、預金取扱金融機関から、

- 他人と同一のメールアドレスによる口座開設申込み
- 多数の者からの頻繁な送金
- 一定期間内に多数の振込みがあり、その後ATM出金
- 口座凍結を行った名義人に係る別口座の存在
- 突発的な複数個人からの振込みがあり、その直後に遠隔地で出金

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、一部の口座について名義人以外の第三者による使用が判明し、同口座名義人を譲渡目的で口座開設した詐欺で検挙。

なお、同口座は特殊詐欺に使用されていた。

- (3) 日本人名義の口座（謝絶した分を含む。）又は契約について、預金取扱金融機関及び金融商品取引業者から、

- 一定期間取引のなかった口座に、個人からの多額振込みがあり、その後に出金
- 口座凍結を行った名義人に係る別口座の存在
- 特定の者から繰り返し振込みがあり、その後に出金
- 複数名義の口座使用

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、一部の口座について名義人以外の第三者による使用が判明し、同口座名義人を第三者に口座を譲渡したことについて犯罪収益移転防止法違反（預貯金通帳等の譲渡等）で検挙。

## 8 出入国管理及び難民認定法違反事件

- (1) 外国人名義の口座について、預金取扱金融機関から、

- 口座開設時に申告のあった取引目的に相当する取引がなされていない
- 多数の現金入金及び振込み入金があり、顧客属性に照らし合理性を確認できない
- 突発的な多数の振込入金及び現金入金があり、取引の急激な増加に合理性が認められない

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座名義人の資格外活動が判明し、同人を出入国管理及び難民認定法違反（資格外活動）で検挙。

- (2) 外国人名義の口座（謝絶した分を含む。）について、預金取扱金融機関から、

- 届出住所から遠く離れた場所での口座利用
- 当該口座に振込みを行った別の顧客から詐欺被害の申告があり、振込金は入金後にATMでほぼ全額出金
- 届出住所に郵便物を送付するも宛所なく返戻

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座名義人が偽造在留カードを所持していることが判明し、同人を出入国管理及び難民認定法違反（偽造在留カード所持）で検挙。

## 第4 商品・サービスの危険度

### 1 危険性の認められる主な商品・サービス<sup>\*1</sup>

#### (1) 預金取扱金融機関<sup>\*2</sup>が取り扱う商品・サービス

##### ア 預金取扱金融機関の危険度の要因

###### (7) 特徴

銀行等の預金取扱金融機関は、銀行法等に基づく内閣総理大臣の免許等を受ける必要があるところ、令和2年3月末現在、当該免許等を受けているものは1,344機関存在しており、主なものとして、銀行（136行。外国銀行支店を除く）、協同組織金融機関（信用金庫（255金庫）、信用協同組合（145組合）、労働金庫（13金庫）、農業協同組合及び漁業協同組合（680組合）、信用農業協同組合連合会及び信用漁業協同組合連合会（60連合会））がある。そのうち銀行の預金残高<sup>\*3</sup>は、令和元年9月末現在で818兆2,504億円となっている。

預金取扱金融機関は、その固有業務<sup>\*4</sup>である預金等の受入れ、資金の貸付け、手形の割引及び為替取引（内国為替・外国為替）のほか、これに付随する業務として、例えば、資産運用に係る相談、保険商品の販売、クレジットカード業務、事業継承に係る提案、海外展開支援、ビジネスマッチング等幅広い業務を取り扱っている。

このほか、信託業務を兼営する銀行においては、上記の銀行業務（付随業務を含む。）に加え、信託業務として、金銭、有価証券、金銭債権、動産、不動産等の信託の引受けに係る業務を、信託併營業務として、不動産関連業務（売買仲介、鑑定等）、証券代行業務（株主名簿管理等）、相続関連業務（遺言執行、遺産整理等）等の業務を取り扱っている。

我が国の預金取扱金融機関の規模や活動範囲は千差万別であり、監督官庁である金融庁等においては、預金取扱金融機関を主要行等（メガバンク等）と中小・地域金融機関（地方銀行、第二地方銀行及び協同組織金融機関）に区分して監督を行っている。3メガバンクグループはいずれも、日本全国に支店を有するとともに、システム上重要な金融機関（Global Systemically Important Financial Institutions：G-SIFIs）に選定され、国際展開も推し進めている。地方銀行及び第二地方銀行は、それぞれ一定の地域を営業の中心としているが、一部には多地域展開を図っているものも存在する。協同組織金融機関は、特定の地区内においてのみ営業活動を行っている。

預金取扱金融機関は、取引相手となる顧客も個人から大企業に至るまで様々であり、取引件数も膨大であるため、それらの取引中からマネー・ローンダリング等に関連する顧客や取引を見極め、排除していくことは容易ではない。

また、国際金融市場としての我が国の地位や役割を踏まえると、国際社会におけるマネー・ローンダリング等の脅威の高まりに関しては、我が国も例外ではなく、現に、国際犯罪組織が外国における詐欺等で不正に得た収益をマネー・ローンダリングする過程において我が国の金融機関を経由させた事例等の発生が近年みられるところである。

さらに、過去3年間の現金取引を除くマネー・ローンダリングに悪用された取引については、預金取扱金融機関が取り扱う内国為替取引、預金取引、

\*1 本調査書では事業者ごとにその取り扱う商品・サービスを記載しているが、事業者が取り扱う商品・サービスの範囲は一様ではない。事業者は、取り扱う商品・サービスに応じて、本調査書における関連する記載を勘案することが求められる。

\*2 犯罪収益移転防止法第2条第2項第1号から第16号まで及び第36号に掲げられた者（銀行、信用金庫等）をいう。

\*3 全国銀行協会「中間期全国銀行中間財務諸表分析（2019年度中間期決算）」（対象は114行のみ）を参照。

\*4 銀行法第10条第1項各号に定める業務をいう。

外国との取引（外国為替等）で大部分を占めている実態がある。預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスである預貯金口座、預金取引、内国為替取引、貸金庫、手形・小切手における、危険度に影響を与える要因については、後述のとおりである。

金融庁は、上記のような特徴等から、預金取扱金融機関の業態についてのマネー・ローンダリング等に関するリスクは、他の業態よりも高いと認められると評価しており、預金取扱金融機関に対してマネー・ローンダリング等に対する体制の高度化を求めているところ、同庁は、これまでの監督等を通じて、取組の遅れがみられる金融機関等も存在するものの、全体的な体制の水準は高度化していると評価している。このうち、リスクの特定・評価や継続的顧客管理について、一部の預金取扱金融機関においては不十分であるとしつつも、リスクの特定・評価については、自らが提供している商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等のリスクを特定・評価した上で、その結果を特定事業者作成書面に反映するプロセス自体は預金取扱金融機関全体に浸透し始めており、リスクの特定・評価に係る項目や特定事業者作成書面における分析内容も改善されているとしている。また、リスク低減措置として重要である継続的顧客管理については、顧客リスク評価の実施に向けた取組の浸透がみられるとしている。

#### (イ) 疑わしい取引の届出

平成29年から令和元年までの間の預金取扱金融機関による疑わしい取引の届出件数は109万3,700件で、全届出件数の86.9%を占めている。

金融庁は、インターネットを利用した取引における特有の不自然さや、テロ資金供与等に着眼した参考事例を追加するなどして、預金取扱金融機関向けの「疑わしい取引の参考事例」<sup>\*1</sup>を改訂し、平成31年4月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、以下のとおりである。

- 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引（20万8,514件、19.1%）
- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（14万8,599件、13.6%）
- 経済的合理性のない多額の送金を他国から受ける取引（7万8,701件、7.2%）
- 多額の現金又は小切手により、入出金（有価証券の売買、送金及び両替を含む。以下同じ。）を行う取引。特に、顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引、送金や自己宛小切手によるのが相当と認められる場合であるにもかかわらず、あえて現金による入出金を行う取引（7万8,613件、7.2%）
- 多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引。特に、送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は出金を行う場合（7万5,436件、6.9%）
- 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引（7万4,698件、6.8%）
- 経済的合理性のない目的のために他国へ多額の送金を行う取引（4万6,928件、4.3%）
- 多額の入出金が行われる口座に係る取引（3万8,377件、3.5%）
- 口座開設時に確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、

\*1 所管行政庁は、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべきものの類型を例示した「疑わしい取引の参考事例」を特定事業者に対して示している。そして、特定事業者が疑わしい取引の届出を行う際には、当該参考事例のうち主にいずれに該当するかを記載することとなっている。

不自然な態様・頻度で行われる取引（3万8,109件、3.5%）

- 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した入出金（3万5,561件、3.3%）

また、インターネット上でのみサービスの提供を行う銀行をはじめとする様々な預金取扱金融機関から、顧客のIPアドレスや携帯電話番号に着目した届出もなされている。

#### (ウ) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスの現状及び悪用事例

##### a 預貯金口座

###### (a) 現状

預貯金口座は、預金取扱金融機関への信頼や預金保険制度に基づく預金者保護制度の充実等により、手持ち資金を安全かつ確実に管理するための手段として広く一般に普及している。また、昨今は、店頭に赴くことなく、インターネットを通じて、口座を開設したり、取引をしたりすることが可能となっており、その利便性はますます高まっている。

一方で、このような特性により、預貯金口座は、マネー・ローンダリング等を企図する者にとっては、犯罪による収益の收受や隠匿の有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対して、顧客等との預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約）の締結に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情に加え、調査書の内容を勘案し、かつ、通常行う特定業務に係る取引の態様との比較等を行って、当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪等に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

また、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）は、預金取扱金融機関に対して、預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して、特殊詐欺等の一定の犯罪に利用されている預金口座等である疑いがあると認める場合に、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずることを義務付けている。

###### (b) 事例

預貯金口座がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、

- 本国に帰国した外国人や死者の口座について、解約手続等の措置を執ることなく利用し、詐欺や窃盗等の犯罪による収益を收受又は隠匿した事例
- 金銭の対価を得る目的で売却された口座、架空名義で開設した口座、不正に開設された営業実態のない会社名義の口座等を利用し、詐欺、窃盗、ヤミ金融事犯、風俗事犯、薬物事犯、偽ブランド品販売事犯等の様々な犯罪による収益を收受又は隠匿した事例

等がある。

悪用された口座の多くは個人名義口座であり、親族や知人から借り受けたもの、他人から買い受けたもの、架空名義で開設したもの等、違法取得の手口は様々であるが、ヤミ金融事犯では、ヤミ金融の債務者名義の口座を使用する、賭博事犯では、暴力団員が親族又は個人名義の口座を使用する、特殊詐欺事犯では、第三者又は架空名義の口座を使用する

といった特徴が認められるものもある。そして、これまで検挙された事件の中には、大量の他人名義の通帳やキャッシュカードが押収された事例もみられる。具体的には、

- 医療費還付詐欺で逮捕された詐欺グループの被疑者の自宅から、大半が外国人名義である他人名義口座の通帳数十冊及びキャッシュカード数十枚が押収された事例等がある。

また、個人名義口座に比べて件数は少ないが、法人名義口座が悪用される事例の発生も認められ、例えば、特殊詐欺や国際的なマネー・ローンダリング事犯等、犯罪組織によって敢行される多額の収益を生み出す犯罪においての悪用が特徴として認められる。

このように、売買等により不正に入手された架空・他人名義の口座は、特殊詐欺やヤミ金融等において、犯罪による収益の受け皿として悪用され、これにより、収益の移転が行われている。

警察では、預貯金通帳・キャッシュカード等の不正譲渡等に関する犯罪収益移転防止法違反事件の捜査を強化している。具体的には、

- 銀行口座や通帳、カードを買い取るなどとSNS上に掲示して、口座譲渡を違法に勧誘したとして検挙された来日外国人の犯行拠点から、数百通にも及ぶ通帳等を押収した事例

等、多くの事件を検挙している。図表7に口座譲渡等に関する統計として犯罪収益移転防止法違反の検挙事件数を記載しているところ、様々な事例等を踏まえれば、譲渡が行われている口座数は検挙事件数を大きく上回ることがうかがわれ、口座譲渡によりマネー・ローンダリング等の敢行が助長されていることに注意を払う必要がある。また、国籍等別の検挙件数を見ると、日本が最も多く、続いてベトナム、中国となっているところ、我が国の在留外国人数に比して、外国人が関与した口座譲渡の発生が目立っているといえる。

そのほかにも、警察では、他人に譲渡する目的を秘して、郵便物受取サービス業者の所在地を口座開設時の住居と偽るなどして、預金取扱金融機関から預貯金通帳等をだまし取る詐欺（口座詐欺）やだまし取った預貯金通帳等であることを知りながら譲り受ける盗品等譲受けの積極的な検挙も行っている（図表8参照）。

**図表7【犯罪収益移転防止法違反の検挙事件数（平成29～令和元年）】**

年	29	30	元
区分			
預貯金通帳等の譲渡等	2,523	2,519	2,479
預貯金通帳等の譲渡等（業）	27	27	44
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引	31	27	27
為替取引カード等の譲渡等	0	0	27
暗号資産交換用情報の譲渡等	0	2	0
その他	0	0	0
合計	2,581	2,575	2,577

図表8【口座詐欺等の検挙事件数（平成29～令和元年）】

区分	年	29	30	元
口座詐欺		1,512	1,277	919
盗品譲受け		6	4	6
合計		1,518	1,281	925

注：都道府県警察から警察庁に特殊詐欺を助長する犯罪として報告があったものを計上した。

**b 預金取引**

**(a) 現状**

終日営業のコンビニエンスストア等との連携をはじめとしたATMの普及等により、預金取扱金融機関は、預貯金の預入れ又は払戻し（以下「預金取引」という。）を行う預貯金口座の保有者に対して、時間・場所を選ばず、迅速かつ容易に資金を準備又は保管できる高い利便性を提供している。

一方で、マネー・ローンダリング等を企図する者は、口座に係る安全・確実な資金管理及び預金取引の高い利便性に着目して、口座に送金された収益の払出しや取得した収益の預入れを通じて、マネー・ローンダリング等を敢行するおそれがある。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対して、顧客等と200万円（為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、10万円）を超える現金の受払いをする取引に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情に加え、調査書の内容を勘案し、かつ、通常行う特定業務に係る取引の態様との比較等を行って、当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪等に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

**(b) 事例**

預金取引がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、

- 外国で発生した詐欺事件の収益が国内の口座に送金された際に、正当な事業収益であるように装い、払戻しを受けた事例
- 窃盗、詐欺、横領、薬物犯罪、賭博等による収益を他人名義の口座に預け入れて隠匿していた事例
- 窃盗により得た多量の硬貨を金融機関の店舗に設置されたATMで他人名義口座に入金後、別のATMを使い紙幣で払戻しを受けた事例
- ベトナム人が、帰化して日本名となった親族の口座に地下銀行の収益を振り込んでいた事例
- 現金を所持していたことで犯罪が発覚することを恐れ、犯行直後に現金を親族名義の口座に入金し、後に出金していた事例
- 強盗で得た現金の一部を知人名義の口座にATMから短時間に複数回預入れを行っていた事例

等がある。

**c 内国為替取引**

**(a) 現状**

内国為替取引は、給与、年金、配当金等の振込金の受入れや公共料金、クレジットカード等の支払に係る口座振替等、現金の移動を伴わない安全かつ迅速な決済が可能で、隔地者間の取引に便利であるほか、ATMやイ



インターネットバンキングの普及等から、身近な決済サービスとして広く国民一般に利用されている。

一方で、このような特性や他人名義の口座を利用すれば匿名性の確保も可能となることにより、内国為替取引はマネー・ローンダリング等にも有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対して、金額が10万円を超える現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものに際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情に加え、調査書の内容を勘案し、かつ、通常行う特定業務に係る取引の態様との比較等を行って、当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪等に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。さらに、同法は、他の金融機関への資金の支払を伴う内国為替取引の場合には、移転元の金融機関に対し、移転先の金融機関から当該取引に係る顧客の確認を求められたときに、その日から3営業日以内に当該顧客の確認記録を検索することを可能にする事項に関する記録の作成を、移転先の金融機関に対し、当該取引に係る情報を検索することを可能にする事項に関する記録の作成を、それぞれ義務付けている。

#### (b) 事例

内国為替取引がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、

- 暴力団幹部が、その知人が詐欺により得た収益を、自己の名義の口座に振り込ませて收受した事例
- 金融機関から融資名目でだまし取った現金の一部を、不正に開設された活動実態のない会社名義の口座に振り込ませていた事例
- 帰国したベトナム人から有償で譲り受けた口座に、複数の顧客から依頼を受け、不法に海外送金をするための現金を振り込ませていた事例
- わいせつDVDを代金引換郵便で販売し、宅配業者が顧客から受け取った代金を他人名義の口座に振り込ませていた事例
- 顧客に指示をして、覚醒剤の代金、ヤミ金融の返済金や無許可営業の風俗店の利用料金を他人名義の口座に振り込ませていた事例
- 日本国内で農業を営む中国人が、就労資格のない中国人を稼働させることで得た犯罪収益を、過去に働いていた中国人名義の口座に振り込ませていた事例
- 特殊詐欺でだまし取った現金を借名口座に振り込ませた後、あらかじめ犯罪収益を隠匿するために開設していた自己名義の口座に振込入金していた事例
- 人材派遣会社が就労資格のないベトナム人を工場に派遣して得た収益の一部であることを知りながら、上部の人材派遣会社が法人名義口座に振り込ませていた事例
- インターネットオークションでだまし取った代金を、あらかじめ犯罪収益を隠匿するために開設していた知人名義のネット銀行の口座に振り込ませていた事例

等がある。

#### d 貸金庫

##### (a) 現状

貸金庫とは、保管場所の賃貸借であり、何人でも貸金庫業を営むこと

は可能であるが、銀行等の預金取扱金融機関が店舗内の保管場所を有償で貸与するサービスが一般に知られている。

預金取扱金融機関の貸金庫は、主に有価証券、通帳、証書、権利書等の重要書類や貴金属等の財産の保管に利用されるものであるが、実際には、預金取扱金融機関は保管される物件そのものの確認はしないため、保管物の秘匿性は非常に高く、著作権法違反、ヤミ金融事犯等の犯罪による収益を銀行の貸金庫に保管していた例がある。

このような特性により、貸金庫は犯罪による収益を物理的に隠匿する有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対して、顧客等と貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約を締結するに際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情に加え、調査書の内容を勘案し、かつ、通常行う特定業務に係る取引の態様との比較等を行って、当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪等に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

#### (b) 事例

貸金庫がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、我が国では、

○ だまし取った約束手形を換金し、その現金の一部を親族が契約した銀行の貸金庫に保管していた事例

○ 詐欺事件の犯罪収益が暴力団組織へ上納され、暴力団幹部が家族名義で契約している銀行の貸金庫に隠匿していた事例

等があり、外国でも、

○ 偽名を使い多数の銀行と貸金庫の賃貸借契約を締結して犯罪による収益を隠匿していた事例

等、マネー・ローンダリング等を企図する者が、他人名義による貸金庫の賃貸借契約により、真の利用者を隠匿しつつ、当該収益の物理的な保管手段として貸金庫を悪用している実態がある。

#### e 手形・小切手

##### (a) 現状

手形及び小切手は、信用性の高い手形交換制度や預金取扱金融機関による決済等により、現金に代わる支払手段として有用であり、我が国の経済社会において幅広く利用されている。手形及び小切手は、等価の現金より物理的に軽量で運搬性が高く、預金取扱金融機関を通じて現金化も簡便である。また、裏書等の方法により容易に譲渡することができ、流通性が高いことも特徴である。

一方で、このような特性により、手形・小切手は犯罪による収益の收受や隠匿に有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対して、顧客等との手形の割引を内容とする契約の締結、取引の金額が200万円を超える線引きのない持参人払式小切手<sup>\*1</sup>や自己宛小切手<sup>\*2</sup>の受払いをする取引（現金の受

\*1 小切手法（昭和8年法律第57号）第5条第1項第3号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同条第2項若しくは第3項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいい、同法37条第1項に規定する線引きがないものをいう。

\*2 小切手法第6条第3項の規定により自己宛てに振り出された小切手をいい、同法37条第1項に規定する線引きがないものをいう。

払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うもの（あっては、10万円を超えるもの）等に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情に加え、調査書の内容を勘案し、かつ、通常行う特定業務に係る取引の態様との比較等を行って、当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪等に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

さらに、手形・小切手を振り出すためには、原則として当座預金口座を保有している必要があるが、犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対して、口座開設時の取引時確認等の義務を課している。

#### (b) 事例

手形・小切手がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、我が国では、

○ ヤミ金融業者が、多数の借受人に対して元利金として小切手等を振り出させて郵送させ、預金取扱金融機関の取立てにより他人名義の口座に入金させていた事例

等があり、外国でも、

○ 高額な資金を外国に密輸する手段として悪用された事例

○ 薬物密売組織により高額な資金を分割して移転する手段として悪用された事例

等があるなど、マネー・ローンダリング等を企図する者が、当該収益を容易に運搬する手段又は正当な資金と仮装する手段として、手形又は小切手を悪用している実態がある。

### イ 危険度の低減措置

#### (7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、前述のとおり、預金取扱金融機関に対し、特定の商品・サービスの提供に際して取引時確認等の義務を課している。

また、同法に基づく監督上の措置に加えて、例えば、銀行法においては、必要に応じ行政機関が銀行に対して報告徴求、立入検査、業務改善命令等を行うことができることが規定されるなど、所管行政庁に指導権限を与える法制度もある。さらに、金融庁が策定している監督指針<sup>\*1</sup>においては、預金取扱金融機関に対し、このような義務を履行するに当たっての内部管理体制の構築を求めている。<sup>\*2</sup>

#### (イ) 所管行政庁の措置

金融庁は、実効的なマネー・ローンダリング等対策の基本的な考え方を明らかにし、金融機関等における有効な対策の実施を促す観点から、平成30年2月、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表した。同庁は、同ガイドラインの一部を平成31年4月に改正し、全ての顧客についてリスク評価を行うことを明確化すること等により、金融機関等のマネー・ローンダリング等対策の実効的な体制整備を図っている。

また、金融庁は、預金取扱金融機関について、業界全体の金融取引量の

\*1 金融庁は、監督対象である金融機関等の監督に関する事務について、監督の考え方、監督上の着眼点と留意点、具体的監督手法等を示した監督指針等を策定している。

\*2 具体的には、取引時確認を的確に実施するための体制、疑わしい取引の届出を的確に実施するための体制、取引時確認と疑わしい取引の届出を一体的・一元的に管理するための体制、海外営業拠点のマネー・ローンダリング等対策を的確に実施するための体制等の内部管理体制の構築を求めている。

きさや、コルレス契約等を基盤とした海外送金取引によるグローバルなリスクの広がりについて鑑みて、他業態よりも相対的にその固有のリスクは高いとして、重点的な取組を実施している。具体的には、法令の遵守状況やリスク管理状況等について、書面による調査や報告徴求命令等によって実態を把握し、また同ガイドラインとのギャップ分析等を行って、業態や事業者に対してのリスク評価を実施し、その結果等を基にして、事業者ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施している。

その結果、特定事業者作成書面の作成自体は、多くの事業者において行われているものの、その内容の充実度については事業者ごとの差が大きいことや、地域金融機関の固有のリスクは大手銀行と大きく異なるにもかかわらず、リスクベース・アプローチの取組においては大手銀行との格差が大きいこと等が明らかになった。こうした点を踏まえて、金融庁は、リスク評価を、事業者の規模の大小にかかわらず全ての事業者に求めつつ、内部管理体制の構築・維持等のリスクベース・アプローチの取組については、単に法令違反の有無等を形式的に確認するにとどまらず、関係法令や調査書、ガイドライン等の趣旨を踏まえて実質的な対応を行うべきこと等に重点を置いて、事業者に対する指導・監督を実施している。また、一般社団法人全国銀行協会等業界団体が設置する専門部会等と連携しながら、システムの共同運用等の業態をまたがる検討課題について、金融機関における共通の課題として幅広い検討を進めている。

さらに、金融庁は、業界団体や財務局等とも連携し、金融機関等に対し、マネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修を継続的に実施している。令和元年中においては、他業態も含め、計85回の講演・研修を行い、ガイドライン改正の趣旨や継続的顧客管理の着眼点を説明するなど、全国の金融機関等の体制整備の底上げを図っている。

農林水産省及び厚生労働省においても、事業者による法令の遵守状況やリスク管理状況等についての実態把握のための書面による調査や報告徴求命令等を実施しており、それらの情報を基にして、事業者ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施することとしている。

所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項としては、

- 経営陣の関与に関すること
  - ・ 経営陣が、主体的・積極的に関与して、具体的な指示を行い、また、関係各部署を連携等させることで、実効性のあるリスク低減措置や行動計画を策定するとともに、体制整備の観点において、適切な経営資源を把握し、体制整備を見直すなど、全社的な対応を推進する必要があること。
  - ・ 管理部門は、営業店に、金融庁が公表している「疑わしい取引の参考事例」を配布するだけでなく、自らの直面するリスクを勘案した具体例を周知して、営業店が不審・不自然な取引を検知できる体制を構築する必要があること。
  - ・ 管理部門が、営業店や海外送金部門における不審・不自然な取引の検知状況を検証するなど、リスクベースでの管理体制の有効性を検証する必要があること。
  - ・ 内部監査はルールベースでの監査にとどまらず、リスクベース・アプローチに基づく監査を実施する必要があること。
- リスクの特定・評価等に関すること
  - ・ リスクの特定・評価に当たり、営業部門と管理部門が連携の上、国によるリスク評価の結果を勘案しつつ、自らの営業地域の地理的特性、事

業環境・経営環境及び疑わしい取引の傾向等を踏まえた個別具体的なリスクの特性を考慮すること。

- 顧客管理措置に関すること
    - ・ 商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等のリスク評価の結果を総合して、全ての顧客についてリスク評価を実施するとともに、当該リスク評価に応じた顧客情報の調査頻度や手法を定めるなど、継続的な顧客管理に関する具体的な計画を策定・推進する必要があること。
    - ・ 過去に届け出た疑わしい取引と類似した取引を繰り返し受け付けている事業者もいることから、営業店等に対する情報共有を図ること。
    - ・ 反社会的勢力(暴力団等)への口座開設の阻止や口座解約に向けた対応については、一定の取組が認められる。その上で、既存口座を有する反社会的勢力(暴力団等)による送金等の取引について、十分なモニタリング・フィルタリングを行い、疑わしい取引の届出を検討する必要があること。
    - ・ 外国人については、口座開設の際に、口座売買が犯罪であることを周知し、帰国時の口座解約を働き掛けるなどした上で、在留期間を把握すること等により、在留期間が経過した後においても入出金等が発生している口座を不正利用の可能性のある事例として検知すること。
    - ・ 外国人等の口座開設時において、本人確認書類にカナ名・アルファベット名が記載されていれば、それぞれについて顧客属性の確認を行うこと。
  - 取引モニタリング・疑わしい取引の届出に関すること
    - ・ 取引モニタリングについて、自らのマネー・ローンダリング等リスクを踏まえてシナリオを設定し、モニタリングの対象が特殊詐欺事件等の特定の金融犯罪に偏らないよう、他のマネー・ローンダリング等のリスクも踏まえること。
    - ・ 取引モニタリングについて、顧客リスクの評価に応じた敷居値の設定や、金融犯罪のパターン分析を踏まえたシナリオ及び敷居値の定期的な見直しが必要であること。
    - ・ 海外送金実績をデータとして蓄積し、同一送金依頼人が多数の受取人に送金するなどといった不審・不自然な海外送金を、取引モニタリングにより検知できる体制を構築する必要があること。
    - ・ 疑わしい取引の届出については、適切な検討・判断が行われる体制を整備するとともに、届出の状況等を自らのリスク管理体制の強化に活用すること。
  - 犯罪収益移転防止法等の義務に関すること
    - ・ 取引時確認において、顔写真のない本人確認書類が提示された場合、他の本人確認書類等の提示又は送付を受けて法令に定められた手続を履行すること。
    - ・ 口座開設時において、窓口に来店した取引担当者の顧客属性の確認(反社会的勢力等に該当していないかなどの確認)を行うこと。
    - ・ 既存の顧客に対する定期的な顧客属性の確認の結果、凍結口座名義人であることが判明した者について、取引履歴の確認等を行うこと。
- 等があり、所管行政庁は、事業者への指導等により、これらの改善・是正を図っている。

#### (ウ) 業界団体及び事業者の措置

各業界団体も、事例集や各種参考例の提示、資産凍結等の措置の対象者に関するデータベースの提供、研修の実施等により、各事業者によるマネー・

ローンダリング等対策を支援している。特に、一般社団法人全国銀行協会は、FATFのマネー・ローンダリング等対策の検討状況を継続的にフォローし、海外の銀行協会等との情報交換・共有を継続的に行うとともに、FATFによる対日相互審査への対応を行うなど、国内外のマネー・ローンダリング等について組織的な対策を進め、また、平成30年4月には、官民双方の連携促進及びマネー・ローンダリング対策の一層の高度化に向けてマネロン対応高度化官民連絡会を発足させ、同連絡会における意見交換や情報共有等を通じて、銀行業界におけるマネー・ローンダリング等対策のための体制の更なる高度化の観点から、同協会内に「AML/CFT対策支援室」を設置し、銀行業界における共通課題に関する事例の共有や、海外重要文書の翻訳等に取り組み、会員へ還元するなどし、マネー・ローンダリング等対策について、官民及び業態全体での認識の共有を図っている。

一般社団法人全国信用金庫協会は、マネー・ローンダリング等対策の管理体制に関する研究会を設置し、金融庁、警察庁等との情報連携及び外部有識者を交えた事例研究等を行い、結果を全信用金庫に還元するなど、信用金庫におけるマネー・ローンダリング等対策を支援している。また、一般社団法人全国信用組合中央協会は、全国信用協同組合連合会と共同でワーキング・グループを編成し、全信用組合におけるマネー・ローンダリング等対策の体制整備の底上げを図っている。

各事業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置や規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

事業者によるリスクベース・アプローチの取組の例としては、

○ リスクの特定に関するもの

- ・ 調査書における直接的な記載のみにとどまらず、記載の趣旨を勘案し、留学生や短期就労者等の帰国を前提とするような外国人は、帰国時における口座の不正転売の可能性があること、現金を集中的に取り扱う業者は、取引における不正資金の混入の可能性があること等、具体的なリスクを特定している事例
- ・ 所管行政庁の公表情報等を踏まえ、軍事転用可能な製品等を取り扱う事業に係る取引を高リスク取引として具体的に特定している事例
- ・ 自社が届け出ている疑わしい取引情報を分析し、外国送金に関して仕向及び被仕向送金先の国・地域の傾向、外国人名義の口座に関して国籍の傾向、顧客に関して職業や業種の傾向等から独自のリスク指標を抽出している事例
- ・ 外国人名義の普通預金口座で給与振込等の動きがなくなったもの、窓口来店により開設した法人口座について現地訪問で実態把握が十分にできなかったもの等を利用した取引を高リスク取引として、具体的に特定している事例

○ リスク評価に関するもの

- ・ 営業店ごとに商品等の取引実績、顧客の属性や地理的な特徴等が異なることから、それぞれが個別に商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に着目した分析を行っている事例
- ・ 過去に疑わしい取引を届け出た顧客について、届出内容に応じて高リスクと評価している事例

- ・ 内国為替取引に関して、総合振込、給与振込、税納付、公共料金及び仕向送金・被仕向送金等に細分化し、それぞれの分類ごとにリスクを評価している事例
- ・ コルレス先管理について、営業地域、その属性、業務内容、マネー・ローンダリング等関連処分の有無に着目してリスクを評価している事例
- リスクベース・アプローチに関するもの
  - ・ 過去に疑わしい取引を届け出た顧客について、システム上での情報共有体制を構築の上、当該顧客との取引に当たっては、書面やヒアリングによる詳細な確認を行うとともに、上級管理者の承認を受けることとしている事例
  - ・ 口座開設時において注意すべき顧客区分（遠隔地に居住する者、複数の口座を開設する者、店頭で少額の預入金により口座を開設する者、在留期間満了間近の在留カードを提示する者等）を設定しており、該当する場合には追加的な質問等を行うことにより口座開設の合理性を確認した上で、合理性の判断が困難な場合には、上級管理者の確認を経た上で口座開設の可否を判断している事例
  - ・ 少額で開設された口座、遠隔地の顧客の口座、設立又は移転後間もない法人の口座等を管理対象先口座に指定し、同口座への振込依頼が発生した場合には、口座開設目的との整合性の確認や振込依頼人の意思確認等を行い、整合性が確認できない場合は取引謝絶や疑わしい取引の届出等を実施することを社内規程によって整備している事例
  - ・ 長期間入出金のない口座の取引を停止し、取引再開を希望する顧客に対して本人確認書類や預金通帳等を確認することで、口座の不正利用を防止している事例
  - ・ 帰国時における口座売却等のリスクに対して、外国人の留学生や就労者等の顧客について、その在留期間を確認した上で、システムによって管理している事例
  - ・ 新規に外為取引を開始する法人顧客については、取引開始前に本部及び営業店担当者が現地訪問し、事業内容や取引内容等に関するヒアリングを実施して訪問記録を作成し、送金依頼を受けた際には、その都度、その内容と訪問記録との整合性を検証している事例
  - ・ 外国送金に関するチェックリストを作成し、各営業店の窓口で同リストに基づいた確認、総括管理者による検証等を実施し、また、必要に応じて本部の担当部署への報告を行うなど、案件に応じた承認プロセスを明確にしている事例
  - ・ 自社の経営環境、経営戦略、営業エリアにおける地理的特性及び顧客の特性等を分析し、例えば空港や港に近接しているといった営業エリアの地理的特性から、独自のリスク指標を抽出し、盗難車両の解体・買取り・輸出等に利用されるおそれがある業者を特定した上で、当該業者については、海外送金におけるマネー・ローンダリング等に関するリスクが高いとして、当該業態の海外送金用のチェックリストを策定し、厳格に検証している事例
  - ・ 現金の持ち込みによる海外送金の取扱いを停止している事例
  - ・ 非対面取引において、なりすましの可能性を勘案し、IPアドレス、ブラウザ言語等のアクセス情報に着目した取引モニタリングを実施している事例

等が認められた。

## ウ 危険度の評価

預金取扱金融機関は、安全かつ確実な資金管理が可能な口座をはじめ、時間・場所を問わず、容易に資金の準備又は保管ができる預金取引、迅速かつ確実に遠隔地間や多数の者との間で資金を移動することができる為替取引、秘匿性を維持した上で資産の安全な保管を可能とする貸金庫、換金性及び運搬容易性に優れた手形・小切手等、様々な商品・サービスを提供している。

一方で、これらの商品・サービスは、その特性から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得るものであり、これらの悪用により、犯罪による収益の收受又は隠匿がなされた事例があること等から、預金取扱金融機関が取り扱うこれらの商品・サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。<sup>\*1 \*2</sup>

また、国際金融市場としての我が国の地位や役割、業界全体の金融取引量の大きさ、マネー・ローンダリング等に悪用された取引等の統計、国際犯罪組織が関与する事例の発生等も踏まえると、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いと認められる。

このような危険度に対して、所管行政庁及び事業者等は、法令上の措置は当然として、前記のような危険度の低減措置を行っており、その効果は事業者による効果的な取組の状況等によっても表れている。

しかしながら、これらの取組の程度は、事業者ごとに格差が見受けられており、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない事業者はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業態全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。令和元年中の犯罪収益等隠匿事件は、他人名義の口座への振込入金の手口を用いるものが多くを占めており、事件の中には悪用されている他人名義の口座数が十数口座にも上るものがあるほか、口座譲渡を勧誘したとして検挙した者の犯行拠点から、数百通にも及ぶ通帳等が押収されるものがあるなど、他人名義の口座がマネー・ローンダリング等の主要な犯罪インフラとなっており、口座を提供する事業者は、口座譲渡を防ぐこと及び事後的に検知する措置を行うことについて継続的な対応が求められる。

また、疑わしい取引の届出の状況や事例等を踏まえると、本調査書中「第5 危険度の高い取引」で取り上げる取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- 多数の者が行う取引
- 高頻度で行われる取引
- 多額の送金や入出金取引
- 通常は資金の動きがない口座にもかかわらず、突発的な多額の入出金が行われる取引
- 取引目的や職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる送金や入出金等の取引

\*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第35号は、特定事業者として、電子債権記録機関を規定している。電子記録債権は、磁気ディスク等をもって電子債権記録機関が作成する記録原簿への電子記録をすることによって発生、譲渡等が行われるもので、債権譲渡の円滑性等に関して手形と類似の機能を有していることから、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

\*2 犯罪収益移転防止法第2条第2項第27号は、特定事業者として、無尽会社を規定している。一定の口数及び給付金額を定め、定期に掛金を払い込ませて、一口ごとに抽選、入札等の方法により、掛金者に対し金銭以外の財産の給付を行う無尽は、掛金・給付の仕組みが預金に類似する部分もあることから、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。



- 多数の口座を保有している顧客（屋号付名義等を利用して異なる名義で保有している口座を含む。）の口座を使用した入出金は、危険度がより一層高まるものと認められる。

## (2) 保険会社等\*1が取り扱う保険

### ア 危険度の要因

#### (7) 特徴

保険契約は、原則として、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約すもの又は一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約すものである。ただし、資金の給付が行われるのはこれらの確率的な要件が満たされた場合に限られるため、この点は、保険の危険度を大幅に低減する要因といえる。

しかし、一口に保険商品といっても、その内容は多様であり、保険会社等は蓄財性を有する商品も提供している。蓄財性を有する商品は、将来の偶発的な事故に対する給付のみを対象とする商品と異なり、より確実な要件に係る給付、例えば満期に係る給付を伴うもの等がある。このような商品は、契約満了前に中途解約を行った場合にも高い解約返戻金が支払われる場合が多く、例えば、契約締結時に保険料が支払われた後、速やかに中途解約された場合には、リスクが特に高いものと認められる。また、クーリングオフにより保険料充当額が返金される場合にも特にリスクが高いものとして留意する必要がある。

令和2年3月末現在、保険業法（平成7年法律第105号）に基づく内閣総理大臣の免許を受けている者の数は95である。

#### (イ) 疑わしい取引の届出

平成29年から令和元年までの間の保険会社等による疑わしい取引の届出件数は7,929件（生命保険7,050件、損害保険814件、共済事業65件）である。

金融庁は、インターネットを利用した取引における特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、保険会社向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、平成31年4月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、生命保険では、

- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（5,750件、81.6%）

となり、損害保険では、

- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（479件、58.8%）
- 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる契約者に係る取引（41件、5.0%）

となっている。

また、生命保険では、多額の現金による保険料の支払に着目した届出も一定数存在しており（13件、0.2%）、約1,500万円の保険料を現金で一時払いしたとして届け出られたもの等がある。

#### (ウ) 事例

保険がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、外国では、

- 麻薬密売組織が麻薬密売により得た収益を生命保険の保険料に充当し、ほどなく同保険契約を解約して払戻しを受けた事例

等がある。また、犯罪による収益がその形態を変えた事例として、我が国では、

- 詐欺や売春等により得た収益を自己及び家族の積立式の生命保険の保険料に充当していた事例

\*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第8号に掲げられた者（農業協同組合）、第9号に掲げられた者（農業協同組合連合会）、第17号に掲げられた者（保険会社）、第18号に掲げられた者（外国保険会社等）、第19号に掲げられた者（少額短期保険業者）及び第20号に掲げられた者（共済水産業協同組合連合会）をいう。

等がある。

また、保険がマネー・ローンダリングに関係した事例として、

- だまし取った休業損害保険金を他人名義の口座に振り込ませていた事例等がある。

## イ 危険度の低減措置

### (7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、保険会社等に対して、蓄財性が高い保険契約の締結、契約者の変更、満期保険金・解約返戻金等の支払又は現金等による200万円を超える受払いをする取引に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情に加え、調査書の内容を勘案し、かつ、通常行う特定業務に係る取引の態様との比較等を行って、当該取引において収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪等に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

さらに、同法に基づく監督措置だけでなく、保険業法においては、必要に応じ行政機関が保険会社に対して報告命令、立入検査、業務改善命令等を行うことができることが規定されている。加えて、保険会社向けの総合的な監督指針等においては、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置に関する内部管理体制の構築に係る留意点も示されている。

### (4) 所管行政庁の措置

金融庁は、事業者に対して「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づくマネー・ローンダリング等のリスク管理体制の構築・維持を求めるとともに、法令の遵守状況やリスク管理状況等について、書面による調査や報告徴求命令等によって実態を把握し、また、同ガイドラインとのギャップ分析等を行って、業態や事業者に対してのリスク評価を実施し、その結果等を基にして、事業者ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施している。

さらに、金融庁は、業界団体や財務局等とも連携し、金融機関等に対し、マネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修を継続的に実施している。令和元年中においては、他業態も含め、計85回の講演・研修を行い、ガイドライン改正の趣旨や継続的顧客管理の着眼点を説明するなど、全国の金融機関等の体制整備の底上げを図っている。

所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項としては、

- リスクに応じた取引時確認及び継続的な顧客管理のための体制を構築すること。
- 特定事業者作成書面の作成・見直しにおいて、調査書や広く用いられているひな型の内容を引用するだけでなく、商品・サービスや取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性をはじめとする自社の取引等の特性等を勘案するなど、リスクの特定・評価を網羅的に行うこと。
- ITシステムについて、自らの業務規模・特性や取引形態等に応じて直面するリスクを踏まえ、導入の検討や既存システムの設定変更等を行うこと。
- 制裁に係る国内外の法規制等の遵守その他必要な措置を実施し、高リスク顧客を的確に検知する枠組みを構築すること。

等があり、所管行政庁は、事業者への指導等により、これらの改善・是正を図っている。

#### (ウ) 業界団体及び事業者の措置

一般社団法人生命保険協会及び一般社団法人日本損害保険協会では、保険が不当な利益の追求に悪用されることを防ぐため、契約内容登録・照会制度等を導入して会員における情報共有を図り、会員が契約の申込みや保険金等の請求を受けた際に、同一の被保険者を対象とする同一種類の保険契約が複数ないかなど疑わしい点の有無を確認し、契約の締結や保険金等の支払を判断するに当たっての参考にできるようにしているほか、マネー・ローンダリング等に関する解説資料や質疑応答等の各種資料を作成したり、協会内にプロジェクトチームを設置し、同チーム主催の会議等において、会員間の情報共有や意見交換を実施したりして、会員のマネー・ローンダリング等対策を支援している。

また、各事業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置や規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い場合のモニタリングの厳格化等の取組を行うなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

事業者によるリスクベース・アプローチの取組の例としては、

- 現金取引の固有リスクを高リスクと位置付け、保険料の収納・契約貸付金の返済等について現金領収を取りやめるほか、保険金支払も、原則、本人名義口座への振込みとするようなキャッシュレス化を進め、やむを得ず現金取引を行う場合でも、一定の金額を超える現金取引を行う際は、所定のチェックシート等を用いたヒアリング等を行い、統括管理者の承認を要することとし、また、事後的にシステムで捕捉して取引時の状況等を管理している事例

等が認められた。

#### ウ 危険度の評価

資金の給付・払戻しが行われる蓄財性の高い保険商品は、犯罪による収益を即時又は繰延べの資産とすることを可能とすることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、売春防止法違反に係る違法な収益を蓄財性の高い保険商品に充当していた事例があること等から、蓄財性の高い保険商品は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び事業者等は、法令上の措置は当然として、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組の程度は、事業者ごとに格差が見受けられており、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない事業者はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業態全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

さらに、疑わしい取引の届出の状況や事例等を踏まえると、本調査書中「第5 危険度の高い取引」で取り上げる取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
  - 契約締結時に保険料が支払われた後、速やかに中途解約された取引
- は、危険度がより一層高まるものと認められる。

### (3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者<sup>\*1</sup>が取り扱う投資

#### ア 危険度の要因

##### (7) 特徴

資金の運用方法には、預金取扱金融機関への預貯金のほか、株式や債券等の投資商品に投資する方法がある。投資対象としては、株式や債券、投資信託等の金融商品だけでなく、鉱物や農産物等に係る商品先物取引がある。

令和2年3月末現在、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく内閣総理大臣の登録若しくは届出又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）に基づく主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）の許可を受けている者の数は、それぞれ、4,585、41である。

我が国における投資対象の取引状況を概観すると、株式に関して、令和元年中に東京証券取引所で行われた上場株式（市場第一部及び市場第二部）の売買金額は、約604兆4,022億円となっている（図表9参照）。

また、商品先物取引に関しては、令和元年中に国内商品市場（東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所）で行われた取引の出来高は約1,931万枚<sup>\*2</sup>で、取引金額は約55兆5,184億円、12月末の証拠金残高は約1,349億円となっている（図表10参照）。

投資は、預貯金と異なり、投資対象の価額の変動により元本割れするおそれがある反面、運用に成功すれば預貯金よりも多くの利益を得ることが可能である。

マネー・ローンダリング等に悪用される危険性の観点から見ると、資金や商品を預託すること又は投資を行うことによって多額の資金を様々な商品に転換することや、複雑な仕組みの商品に投資して、その資金の出所を不透明にすることで、犯罪による収益の追跡を困難にすることができる。

金融庁によると、金融商品取引業者・商品先物取引業者においては、銀行口座等から証券総合口座・FX口座等への入金、当該口座等から指定した銀行口座等への送金、有価証券等の別口座・他業者への移管、店頭やATMでの現金の入出金等が可能であり、これらの取引を通じて犯罪による収益を移転するリスクがあるとしている。例えば、銀行口座と連動した入出金サービス等の提供においては、資金の移動が高速化することで、必要な確認等が不十分となるリスクがあることが考えられるとされている。また、投資の過程でインサイダー取引等の違法行為が行われ、当該違法行為から生じた資金が合法資産と結合されたり、投資が反社会的勢力等の資金調達に利用されたりするなどのリスクがあるとされている。非対面取引においては、架空の人物や他人になりすました者と取引を行うリスクがあるとされている。

図表9【株式売買代金の状況（平成29～令和元年）】

年	29	30	元
東証市場第一部	683,218,254	740,746,041	598,213,662
東証市場第二部	12,744,471	11,006,506	6,188,491
合計	695,962,725	751,752,547	604,402,153

（単位：百万円）

注：東京証券取引所の資料による。

\*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第21号に掲げられた者（金融商品取引業者）、第22号に掲げられた者（証券金融会社）、第23号に掲げられた者（特例業務届出者）及び第32号に掲げられた者（商品先物取引業者）をいう。

\*2 「枚」とは、取引所における取引の基本となる取引数量又は受渡数量を表す最小取引単位の呼称のこと。

図表10【商品先物取引（国内商品市場）の状況（平成29～令和元年）】

区分		年		
		29	30	元
出来高 (枚)	農産物等	665,435	416,927	391,409
	鉱物等	23,866,328	23,443,439	18,914,218
取引金額（億円）		517,754	585,971	555,184
証拠金残高(12月末)（億円）		1,773	1,257	1,349

注1：株式会社日本商品清算機構の資料による。

2：出来高の「農産物等」欄は、農産物市場、水産物市場、農産物指数市場及び砂糖市場における出来高の合計であり、「鉱物等」欄は、ゴム市場、貴金属市場、石油市場及び中京石油市場における出来高の合計である。

#### (イ) 疑わしい取引の届出

平成29年から令和元年までの間の金融商品取引業者等及び商品先物取引業者による疑わしい取引の届出件数は、金融商品取引業者等にあつては3万8,897件、商品先物取引業者にあつては323件である。

金融庁及び農林水産省・経済産業省は、インターネットを利用した取引における特有の不自然さや、テロ資金供与等に着眼した参考事例を追加するなどして、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、平成31年4月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、金融商品取引業者等では、

- 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資（1万833件、27.9%）

と、商品先物取引業者では、

- 顧客の取引名義が架空名義又は借名であるとの疑いが生じた取引(167件、51.7%)

となっている。

#### (ウ) 事例

金融商品取引業者等及び商品先物取引業者を通じて行われる投資がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、

- 偽名で開設した証券会社の口座に詐欺事件の犯罪収益を入金して株式を購入していた事例

がある。また、犯罪による収益がその形態を変えた事例として、

- 業務上横領により得た収益を商品先物取引に投資していた事例等がある。

### イ 危険度の低減措置

#### (7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、投資対象となる商品を取り扱う金融商品取引業者等及び商品先物取引業者に対して、口座開設、金融商品の取引、商品市場における取引等に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情に加え、調査書の内容を勘案し、かつ、通常行う特定業務に係る取引の態様との比較等を行って、当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪等に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

さらに、同法に基づく監督上の措置だけでなく、金融商品取引法及び商品先物取引法においては、必要に応じて、それぞれの取引業者に対して行政機

関が報告命令、立入検査、業務改善命令等を行うことができることが規定されている。加えて、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者向けの監督指針においては、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置に関する内部管理体制の構築に係る留意点も示されている。

#### (イ) 所管行政庁の措置

金融庁は、その所管する金融商品取引業者等に対して「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づくマネー・ローンダリング等のリスク管理体制の構築・維持を求めるとともに、法令の遵守状況やリスク管理状況等について、書面による調査や報告徴求命令等によって実態を把握した上、同ガイドラインとのギャップ分析等を行って、各業態や各金融商品取引業者等それぞれに対してのリスク評価を実施し、その結果等を基にして、金融商品取引業者等ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施しているほか、年間を通じた金融商品取引業者等に対するモニタリング活動の一環として、マネー・ローンダリング等への対応状況の検証を行っている。

また、金融庁は、業界団体や財務局等とも連携し、金融機関等に対し、マネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修を継続的に実施している。令和元年中においては、他業態も含め、計85回の講演・研修を行い、ガイドライン改正の趣旨や継続的顧客管理の着眼点を説明するなど、全国の金融機関等の体制整備の底上げを図っている。例えば、一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会主催のセミナーにおいて、投資運用業界におけるマネー・ローンダリング等対応の現状と課題について説明を実施した。このほか、証券取引等監視委員会が毎年公表している「証券モニタリング概要・事例集」では、金融商品取引業者等のマネー・ローンダリング等に係る内部管理体制の不備等についての事例を紹介している。

農林水産省及び経済産業省は、実効的なマネー・ローンダリング等対策の基本的な考え方を明らかにし、所管する商品先物取引業者における有効な対策を促す観点から、令和元年8月に「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するガイドライン」を公表し、同ガイドラインに基づくマネー・ローンダリング等のリスク管理体制の構築・維持を求めるとともに、商品先物取引業者による法令の遵守状況やリスク管理状況等について、書面による調査によって実態を把握することとしている。また、同ガイドラインとのギャップ分析等を行って、各商品先物取引業者それぞれに対してのリスク評価を実施し、その結果等を基にして、商品先物取引業者ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施することとしている。加えて、商品先物取引業者に対するモニタリング活動の一環として、マネー・ローンダリング等への対応状況の検証を行うこととしている。国土交通省等においても、不動産特定共同事業者等に対して、法令の遵守状況やリスク管理状況等についての実態把握のための報告徴求命令等を実施しており、それらの情報を基にして、事業者ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施することとしている。

所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項としては、

- 自社の特定事業者作成書面の作成に当たっては、リスク評価の根拠及び判断の経緯を記録し、事後的に確認できるようにするとともに、特定事業者作成書面に記載する業務やリスク低減措置は実態に即したものとするなど、適切なリスク評価を行うこと。
- 口座開設後も、顧客が反社会的勢力に該当するかを定期的に確認し、暴

力団員であることが強く推認される顧客との取引は謝絶するなど、反社会的勢力との関係遮断に向けた体制を整備すること。

- なりすましの疑いが認められた顧客との取引の停止や、その再開の判断は犯罪収益移転防止法上の統括管理者が行うこと。取引を再開する場合には、口座開設時と異なる本人確認書類その他の補完書類の提示を求めるなど、適切な措置を講じること。
  - 定期的に名寄せ調査を行い、メールアドレス等が重複する異なる名義の顧客を抽出するなど、なりすましの有無を適切に調査すること。メールアドレス等が重複する異なる名義の顧客を抽出した場合、メールアドレス等の変更を依頼することをもって対応完了とするのではなく、なりすましの有無を判断するために必要な調査を行うなど、適切な措置を講じること。
  - 外国PEPsに該当する旨申告した顧客に対しては、当該申告内容を確認した上で厳格な顧客管理を行うなど、適切な措置を講じること。
  - 法人顧客の実質的支配者の確認について、顧客による申告だけではなく第三者機関の情報も活用するなど、適切な措置を講じること。
  - 外国籍顧客について、在留期間の確認を行って当該証跡を保存するほか、在留期間が終了した場合には追加資料提出を求めるなど、適切な措置を講じること。
  - 取引モニタリングについて、入出金モニタリングのシナリオ追加を行ったり、IPアドレス検知によって海外からの取引を把握したりするなどして、高度化を図ること。
  - 口座名義と異なる者からの入金又は口座名義と異なる者への出金や異名義口座間の有価証券振替等、財産的価値の移転を伴う取引について、取引理由の確認や、不審な取引の有無の検証を行うなど、適切な措置を講じること。
  - 高額な店頭現金取引を認める場合には、店頭現金取引によらざるを得ない理由や入金経路（顧客の自己資金であるかなど）を確認及び記録し、不審な取引の有無を検証すること。
  - ATMを用いた現金の入出金についてモニタリングを行い、短期間にATM入金又は出金が頻繁に繰り返されることにより高額な入金又は出金が行われた場合等、不自然な取引がみられた場合には、当該分割入金又は出金について合理的な理由があるかを調査した上で、必要に応じて疑わしい取引の届出を行うなど、適切な措置を講じること。
  - 海外規制当局から問合せがあり、仮装売買の疑いがあると認識した取引等、不審な取引については、疑わしい取引の届出を行うなど適切な措置を講じること。
  - 当局又は自主規制団体の指摘等を通じて問題点を認識した場合には、適切な改善策を定め、その進捗状況を内部の会議体や内部監査等を通じて検証するなど、十分な改善が行われるようにすること。
  - グループ内において、必要な情報共有や報告体制の構築等を行い、取組に対する連携の強化を図ること。
- 等があり、所管行政庁は、事業者への指導等により、これらの改善・是正を図っている。

#### (ウ) 業界団体及び事業者の措置



日本証券業協会<sup>\*1</sup>、日本商品先物取引協会<sup>\*2</sup>及び一般社団法人第二種金融商品取引業協会では、犯罪収益移転防止法等に関する質疑応答等の資料作成や、研修セミナーを令和元年中に開催するなど、会員のマネー・ローンダリング等対策を支援している。

また、日本証券業協会では、平成31年4月に「会員の『疑わしい取引の届出』に関する考え方」を一部改訂することにより、会員の疑わしい取引の届出に対する理解を継続的に深め、届出が適切に行われるよう努めており、さらに、同協会では、金融庁が作成した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に関して、研修や教会監査等の活動を通じて、会員の参考となる実務対応の具体例や留意事項を示し、マネー・ローンダリング等への適切な対応を促進している。日本商品先物取引協会においても、農林水産省及び経済産業省が作成した「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に関して、会員の参考となる実務対応や具体例や留意事項を示し、それらを通じて、マネー・ローンダリング等への適切な対応を促進している。

一般社団法人投資信託協会では、金融庁が作成した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に沿ったリスクベース・アプローチの取組について、会員向けに投資信託委託会社や投信法人の資産運用会社におけるマネー・ローンダリング等対策に関する実務上の取扱書を作成するとともに、その効率的な実施の観点等から、令和元年9月、同協会に専門委員会を設置し、当該取組の推進をサポートしている。

一般社団法人不動産証券化協会においては、犯罪収益移転防止法の概要、取引時の確認事項等をまとめたハンドブックの作成等により、会員のマネー・ローンダリング等対策を支援している。

各事業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置、規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、マネー・ローンダリング等に係る危険性のある取引の特定、顧客管理の厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

なお、金融商品取引業者等を通じて行われる投資（有価証券の売買その他の取引）については、事業者の約款等で、顧客は、原則として、自己名義の口座にしか資金移動ができず、第三者宛に資金移動を行うことはできないと規定されており、これは、異名義入出金が適切に管理されていれば、投資の危険度を低減させる措置といえる。

事業者によるリスクベース・アプローチの取組の例としては、

- 顧客管理の厳格化の例として、外国籍顧客に対する在留期間の確認及び管理、第三者情報機関を活用した法人顧客の実質的支配者の確認並びに不稼働口座の凍結・取引停止等の確実な実施に努めている事例
- 取引のモニタリングについて、入出金モニタリングのシナリオの追加を行ったり、IPアドレス検知で海外からの取引を把握したりするなどして、

---

\*1 日本証券業協会は、金融商品取引法上の認可を受けた自主規制機関であり、自主規制規則の制定など業界の健全な発展及び投資者の保護に取り組んでいる。なお、同協会には、令和2年3月末現在で266社の第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者が会員として加盟しており、同協会の規則を遵守する義務を負っている。

\*2 日本商品先物取引協会は、商品先物取引法上の認可を受けた自主規制機関であり、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等の保護を図るため、商品先物取引業務に関して種々の自主規制事業を行っている。なお、同協会には、全ての商品先物取引業者が加入し、各商品先物取引業者は同協会の規則を遵守する義務を負う。

高度化の取組を進めている事例

- 現金取引に係るリスクに鑑み、そのリスク低減措置として、現金取引を禁止とした事例
  - 同一金融グループ会社間の取組として、必要な情報共有や報告体制の強化等の連携を推進している事例
- 等が認められた。

## ウ 危険度の評価

金融商品取引業者等及び商品先物取引業者を通じて行われる投資の対象となる商品としては、様々なものが存在し、これらを通じて、犯罪による収益を様々な権利や商品に変換することができる。

また、当該投資の対象となる商品の中には、複雑なスキームを有し、投資に係る原資の追跡を著しく困難とするものも存在することから、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者を通じて行われる投資は、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、詐欺や業務上横領によって得た犯罪による収益を株式や商品先物取引に投資していた事例があること等から、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者を通じて行われる投資は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。<sup>\*1 \*2</sup>

このような危険性に対して、所管行政庁及び事業者等は、法令上の措置は当然として、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組の程度は、事業者ごとに格差が見受けられており、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない事業者はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業態全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。また、疑わしい取引の届出の状況や事例等を踏まえると、本調査書中「第5 危険度の高い取引」で取り上げる取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引は、危険度がより一層高まるものと認められる。

---

\*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第26号は、特定事業者として、不動産特定共同事業者を規定している。不動産特定共同事業契約（各当事者が、出資を行い、その出資による共同の事業として、そのうちの一人又は数人にその業務の執行を委任して不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる収益の分配を行うことを約する契約等）を締結して、そこから生ずる利益の分配を行うこと等を業として行う不動産特定共同事業についても、犯罪による収益の追跡を困難にする手段となり得ることから、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

\*2 犯罪収益移転防止法第2条第2項第33号及び34号は、特定事業者として、振替機関及び口座管理機関を規定している。社債、株式等について、その譲渡や質入れ等の効果を生じさせる振替に関する業務を行う振替機関及び他の者のために社債等の振替を行うための口座を開設する口座管理機関（証券会社、銀行等が行うことができる。）についても、その取り扱う商品・サービスが犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

#### (4) 信託会社等<sup>\*1</sup>が取り扱う信託

##### ア 危険度の要因

###### (7) 特徴

信託は、委託者が信託行為によって、受託者に対して金銭や土地等の財産を移転して、受託者は委託者が設定した信託目的に従って、受益者のためにその財産の管理・処分等をする制度である。

信託は、資産を様々な形で管理及び処分できる制度であり、受託者の専門性をいかした資産運用や財産保全が可能であること、企業の資金調達の有効な手段であること等から、我が国の金融システムの基本的インフラとして、金融資産、動産、不動産等を運用するスキームにおいて幅広く活用されている。

信託会社として信託業を営むには、信託業法（平成16年法律第154号）に基づき、また、銀行その他の金融機関が信託業を営むには、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）に基づき、行政機関による免許・登録・認可を受けることが必要とされているところ、令和2年3月末現在、当該免許・認可等を受けて信託業務を営む者の数は80である。

信託が悪用されたマネー・ローンダリング事犯検挙事例は近年認められないものの、信託は、委託者が受託者に単に財産を預けるのではなく、財産権の名義、管理及び処分権まで移転させるものであるとともに、信託前の財産を信託受益権に転換することにより、信託目的に応じて、その財産の属性、数及び財産権の性状を変える機能を有していることから、違法な収益の起原の隠蔽等の有効な手段となり得る。

金融庁によると、信託会社の取引は、顧客との関係が上記の資産等の当初の保有者（委託者）及び信託会社（受託者）のみならず、資産等の権利の移転を受ける者（受益者）も含む三者関係となるとともに、信託の利用によって、犯罪による収益を自己から分離し、当該収益との関わりを隠匿し得る点に特性があるため、信託会社においては、受託者として、委託者のみならず受益者についても十分な顧客確認・リスク評価手続等を実施する必要があるとしている。これについて、一部の信託会社においては受益者のリスクに応じた措置を講じているものの、事業者ごとに対応が異なるため、上記特性を踏まえたリスク評価・顧客管理措置を実施する必要があるとしている。

###### (イ) 疑わしい取引の届出

平成29年から令和元年までの間の信託に係る疑わしい取引の届出件数は50件<sup>\*2</sup>で、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、

- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（25件、50.0%）
- 職員の知識、経験から見て不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引（7件、14.0%）

となっている。

##### イ 危険度の低減措置

###### (7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、受託者たる特定事業者は、一定の信託を除き、信託に係る契約の締結、信託行為、受益者指定権等の行使、信託の受益権の譲渡その他の行為による信託の受益者との法律関係の成立に際して、委

\*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第24号に掲げられた者（信託会社）、第25号に掲げられた者（自己信託会社）及び信託兼営金融機関をいう。

\*2 疑わしい取引として届出が行われた情報を分析して、信託との関係を確認できたものを計上した。

託者のほか、受益者についても顧客に準ずる者として取引時確認等を行わなければならないこと等を定めている。

また、同法に基づく監督上の措置に加えて、信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律においては、金融庁は、取引時確認等の管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じて信託会社及び信託兼営金融機関に対して報告を求めることができ、重大な問題があると認められる場合には、業務改善命令等を行うことができると規定されている。

さらに、金融庁が策定している監督指針においては、信託会社及び信託兼営金融機関に対し、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置に関する内部管理体制の構築に係る留意点も示されており、各事業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置や規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い場合のモニタリング厳格化等の取組を行うなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

加えて、信託の受託者は、一定の信託を除き、税法上、受益者名を記載した調書を税務当局へ提出する義務が定められている。当該制度は、マネー・ローンダリング等の防止を直接の目的とするものではないが、信託に係る受益者を一定の範囲で行政機関が把握することを可能としている。

なお、信託財産から生じる収益や信託受益権の売買代金等に係る資金移動は預金口座を通じて行われるため、このような財産の移転取引は、預金取扱金融機関に対する法規制や行政機関による監督、業界・事業者の自主的な取組を通じたマネー・ローンダリング等の防止体制により、二重に危険度の低減措置が講じられているといえる。

#### (イ) 所管行政庁の措置

金融庁は、事業者に対して「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づくマネー・ローンダリング等のリスク管理体制の構築・維持を求めるとともに、法令の遵守状況やリスク管理状況等について、書面による調査や報告徴求等によって実態を把握した上、同ガイドラインとのギャップ分析等を行って、業態や事業者に対してのリスク評価を実施し、その結果等を基にして、事業者ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施している。

また、金融庁は、業界団体や財務局等とも連携し、金融機関等に対し、マネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修を継続的に実施している。令和元年中においては、他業態も含め、計85回の講演・研修を行い、ガイドライン改正の趣旨や継続的顧客管理の着眼点を説明するなど、全国の金融機関等の体制整備の底上げを図っている。

所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項としては、

- リスクについて分析を行うときは、疑わしい取引の届出の分析を含め、リスクの分析を網羅的・具体的に行之、特定事業者作成書面に反映させること。
  - リスクに応じた取引時確認並びに商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等を踏まえた顧客リスク評価の実施及び継続的な顧客管理体制の構築が必要であること。
  - 営業部門、管理部門及び監査部門において、それぞれ採用や研修を通じて、専門性・適合性を有する職員を確保することが必要であること。
- 等があり、所管行政庁は、事業者への指導等により、これらの改善・是正を図っている。

#### (ウ) 業界団体及び事業者の措置

一般社団法人信託協会では、業務連絡会やマネー・ローンダリングに関する検討部会等の開催を通じ、外部コンサル等による研修・各種情報提供を行うとともに、加盟会社の意向に応じ、個社に対し、特定事業者作成書面の記載内容及び検証ポイントの説明、マネー・ローンダリング等対策に向けた体制整備等についての意見交換を実施するなど、各事業者によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。

各事業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

事業者によるリスクベース・アプローチの取組の例としては、

- 商品・サービス、取引形態、国・地域及び顧客属性を勘案し、顧客ごとのリスク評価を行い、評価に応じた措置を行っている事例
- 信託の委託関係により、真の権利者やその対象物が不透明になる特性を勘案し、委託者・受託者のリスクに応じた顧客管理を実施するとともに、取引関係者の反社会的勢力・経済制裁対象者チェックを継続的に実施している事例

等が認められた。

#### ウ 危険度の評価

信託は、委託者から受託者に財産権を移転させ、当該財産に登記等の制度がある場合にはその名義人も変更させるとともに、財産の属性及び数並びに財産権の性状を転換する機能を有している。さらに、信託の効力は、当事者間で信託契約を締結したり、自己信託をしたりするのみで発生させることができるため、マネー・ローンダリング等を企図する者は、信託を利用すれば、当該収益を自己から分離し、当該収益との関わりを隠匿することができる。近年、信託が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、このような特性から、信託は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び事業者等は、法令上の措置は当然として、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組の程度に事業者ごとの格差が生じると、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない事業者はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業態全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

## (5) 貸金業者等\*1が取り扱う金銭貸付け

### ア 危険度の要因

#### (7) 特徴

貸金業者等による金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（以下これらを総称して単に「貸付け」という。）は、消費者や事業者の多様な資金需要に対して、利便性の高い融資商品の提供や迅速な審査等をもって対応することにより、その円滑な資金調達に寄与している。また、預金取扱金融機関等との提携を含めた自動契約受付機・現金自動設備の普及やインターネットを通じた取引の拡大は、商品利用の利便性を高めている。

そうした利便性に乘じて、犯罪による収益を取得した者が、貸金業者等からの貸付け及びそれに対する返済を繰り返すなどして、当該収益の追跡を困難にすることができる。

貸金業を営むためには、貸金業法に基づく都道府県知事又は内閣総理大臣（二以上の都道府県に営業所又は事務所を設置して営業しようとする場合）の登録を受ける必要があるところ、令和2年3月末現在、当該登録を受けている者の数は1,647であり、平成31年3月末時点の貸付残高は25兆2,163億円である。

#### (イ) 疑わしい取引の届出

平成29年から令和元年までの間の貸金業者等による疑わしい取引の届出件数は3万7,224件である。

金融庁は、インターネットを利用した取引における特有の不自然さや、テロ資金供与等に着眼した参考事例を追加するなどして、「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、平成31年4月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、

- 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した入出金（1万8,795件、50.5%）
  - 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（6,332件、17.0%）
- となっている。

#### (ウ) 事例

犯罪による収益がその形態を変えた事例として、

- 強盗や詐欺で得た収益を貸金業者への債務の返済に充当していた事例等がある。

また、金銭の貸付けがマネー・ローンダリングに関係した事例として、

- 偽造した他人の運転免許証の画像を利用して、インターネット上で他人名義の銀行口座の開設と貸金業者に対する貸金契約の申込みを行い、貸付金を同口座に振り込ませていた事例等がある。

### イ 危険度の低減措置

#### (7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、貸金業者等に対して、金銭の貸付けを内容とする契約の締結に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情に加え、調査書の内容を勘案し、かつ、通常行う特定業務に係る取引の

\*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第28号に掲げられた者（貸金業者）及び第29号に掲げられた者（短資業者）をいう。

態様との比較等を行って、当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪等に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

さらに、同法に基づく監督上の措置だけでなく、貸金業法においては、貸金業者に対して行政機関による報告徴収、立入検査、業務改善命令等を行うことができる旨規定されている。加えて、貸金業者向けの監督指針においては、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置に関する内部管理体制の構築に係る留意点も示されている。

#### (イ) 所管行政庁の措置

金融庁は、事業者に対して「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づくマネー・ローンダリング等の管理体制の構築・維持を求めるとともに、法令の遵守状況やリスク管理状況等について、書面による調査や報告徴求命令等によって実態を把握した上、同ガイドラインとのギャップ分析等を行って、業態や事業者に対してのリスク評価を実施し、その結果等を基にして、事業者ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施している。

また、金融庁は、業界団体や財務局等とも連携し、金融機関等に対し、マネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修を継続的に実施している。令和元年中においては、他業態も含め、計85回の講演・研修を行い、ガイドライン改正の趣旨や継続的顧客管理の着眼点を説明するなど、全国の金融機関等の体制整備の底上げを図っている。

所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項としては、

- 特定事業者作成書面の作成・見直しにおいて、調査書や広く用いられているひな型の内容を引用するだけでなく、商品・サービスや取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性をはじめとする自社の取引の特性等を勘案するなど、リスクの特定・評価を網羅的に行うこと。
  - リスクに応じた取引時確認及び継続的な顧客管理のための体制を構築すること。
  - ITシステムについて、自らの業務規模・特性や取引形態等に応じて直面するリスクを踏まえ、導入の検討や既存システムの設定変更等を行うこと。
  - 高リスク顧客を的確に検知する枠組みを構築すること。
- 等があり、所管行政庁は、事業者への指導等により、これらの改善・是正を図っている。

#### (ウ) 業界団体及び事業者の措置

日本貸金業協会では、自主規制規則の中で、取引時確認、疑わしい取引の届出義務や反社会的勢力による被害の防止を盛り込んだ社内規則等を策定し社内体制を整備することを定め、会員に対応を要請している。

各事業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

事業者によるリスクベース・アプローチの取組の例としては、

- 自社のデータベースにおいて、顧客から届出られた電話番号同士の突合を行い、同じ電話回線が存在していないかなどを確認している事例
- ITベンダーが提供するシステム等を活用して、顧客から届出られた電話番号がいつ開設されたかを把握することにより、不審・不自然な取引を検知している事例

等が認められた。

## ウ 危険度の評価

貸金業者等による貸付けは、犯罪による収益の追跡を困難にすることができること等から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。また、架空名義での融資詐欺を行い、その詐取金をあらかじめ開設していた架空名義口座に入金させる事例も認められ、犯罪収益を生み出すために悪用される危険性も認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び事業者等は、法令上の措置は当然として、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組の程度は、事業者ごとに格差が見受けられており、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない事業者はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業態全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

さらに、疑わしい取引の届出の状況や事例等を踏まえると、本調査書中「第5 危険度の高い取引」で取り上げる取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引は、危険度がより一層高まるものと認められる。



## (6) 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス

### ア 危険度の要因

#### (7) 特徴

資金移動業とは、預金取扱金融機関以外の一般事業者が為替取引（1回当たりの送金額が100万円以下のものに限る。）を業として営むことをいう。インターネット等の普及により、安価で便利な送金サービスの需要が高まる中、規制緩和により平成22年に導入された。

資金移動業を営むためには、資金決済法に基づき、内閣総理大臣の登録を受ける必要があるところ、令和2年3月末現在、当該登録を受けた者の数は75であり、令和元年度の年間送金件数は約4億8,069万件、年間取扱金額は約2兆3,484億円である。資金移動サービスは、諸外国から来日した外国人が、銀行より手数料が安価な送金手段として利用しているほか、インターネットを活用した新たな支払手段として利用が増大しているなど、今後も同サービスの需要が高まることが予想される（図表11参照）。

資金移動サービスには大きく3種類の送金方法があり、依頼人が資金移動業者の営業店に現金を持ち込むなどして送金を依頼し、受取人が別の営業店で現金を受け取る方法、資金移動業者が開設した依頼人の口座と受取人の口座や資金移動業者のウェブサイト等で開設された顧客のアカウントとの間で資金を移動させる方法及び資金移動業者がサーバに記録した金額と関連付けられたカードや証書（マネーオーダー）を発行し、カード保有者や証書を持参してきた者に支払を行う方法がある。

資金移動サービスには、依頼人が資金移動業者に対し送金を対面で指示する場合のほか、郵送、インターネット等を利用した非対面による送金指示が可能なものがあり、支払等の方法は、現金やマネーオーダーの受取、銀行口座への入金等がある。また、送金システムも多様で、預金取扱金融機関の送金ネットワークを利用せず、国際的に資金を移転できるシステムを構築し、独自の資金移動手段によりサービスを展開している事業者も存在するなど、様々なビジネスモデルが展開されており、各事業者が展開している多様なサービスによって、事業者ごとにリスクの所在が異なる。

資金移動サービスは、安価な手数料で、迅速かつ確実に世界的規模で資金を移動させることができるという利便性を有している一方、法制度や取引システムの異なる外国へのマネー・ローンダリング等を容易にし、その追跡可能性を低下させる。

金融庁は、資金移動業者が直面するリスクは、取引額の制限により限定されているものの、預金取扱金融機関の為替取引に共通するリスク要素を伴うとの認識の下で、事業者に体制整備を求めている。また、金融庁によると、こうした中、多くの資金移動業者において、自らのリスクを包括的・具体的に特定・評価していないほか、形式的な取引時確認に終始し、顧客リスク評価や顧客管理を実施しておらず、また、拡大・多様化した顧客層に見合った体制を整備していないなどの不備が認められる。さらに、顧客の利便性向上のために新たな技術を用いて新たなサービスを提供する場合には、従前のリスク低減措置では当該サービスのリスクを捕捉できない可能性もあることから、事業者においては、適切にリスクを把握の上、必要なリスク低減措置を講じる必要があるとしている。

図表11【資金移動業の実績推移（平成29～令和元年度）】

区分	年度	29	30	元
年間送金件数		84,071,614	126,199,274	480,687,760
年間取扱金額（百万円）		1,087,737	1,346,370	2,348,439
登録資金移動業者件数（社）		58	64	75

注：金融庁の資料による。

#### (イ) 疑わしい取引の届出

平成29年から令和元年までの間の資金移動業者による疑わしい取引の届出件数は6,586件である。

金融庁は、インターネットを利用した取引における特有の不自然さや、テロ資金供与等に着眼した参考事例を追加するなどして、「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、平成31年4月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものと類型ごとの届出件数等は、

- 多数の者に頻繁に送金を行う口座に係る取引。特に、送金を行う直前に多額の入金が行われる場合（904件、13.7%）
  - 短期間のうちに頻繁に行われる他国への送金で、送金総額が多額に上る取引（581件、8.8%）
  - 多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引。特に、送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は出金を行う場合（480件、7.3%）
  - 取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引（465件、7.1%）
  - 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（445件、6.8%）
- となっている。

また、資金移動業者において、顧客に対して送金目的を確認したところ、「海外サイトを通じてコンサルティング会社の求人募集に応募すると、自己の銀行口座に送金があり、これを他国へ送金するよう指示された。」等との申告があったという、いわゆるマネーミュール<sup>\*1</sup>によるマネー・ローンダリングの疑いに関する届出がある。

#### (ウ) 事例

資金移動サービスの導入により、安価な送金手数料で容易に外国へ送金することが可能となったこと等から、外形的には適法な送金を装いつつ、資金移動業者の提供するサービスをマネー・ローンダリング等の手段として悪用する者が現れるようになった。具体的には、

- 報酬を伴う外国送金の依頼を受けた者が、当該送金が正当な理由のあるものでないことを認識しながら、資金移動業者を利用して送金を行ったマネーミュール事犯
- 危険ドラッグを販売した者が、その収益を他人名義の口座に隠匿した上、外国からの原料調達に充当し、資金移動業者を利用して支払を行っていた事例
- 外国送金に係る地下銀行を営む者が、あらかじめ送金先国にプールしておく必要がある資金を資金移動業者を利用して補填していた事例
- 詐取した自動車を売却して得た現金を資金移動業者を利用して海外送金

\*1 メールや求人サイト等を通じて募集した者に犯罪による収益を送金させるなど、第三者を犯罪による収益の運び屋として利用するマネー・ローンダリング手法の一つ。

していた事例

- 偽ブランド品の売上代金を、資金移動サービスにより親族名義のアカウントに送金させていた事例
- 技能実習生として来日した不法在留者が、盗品を売却した犯罪収益を、外国の犯罪組織の首魁に資金移動サービスを利用して送金していた事例
- 外国の犯罪組織が敢行した詐欺事件の被害金を、我が国の銀行口座に振り込ませた後、資金移動サービスを利用して、外国の犯罪組織に還流していた事例

等がある。また、過去には、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の犯罪収益を別の口座に移し、さらに、資金移動サービスを悪用して、外国へ送金するマネーミュールが行われている例もみられた。

## イ 危険度の低減措置

### (7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、資金移動業者に対して、10万円を超える現金の受払いを伴う為替取引等を行うに際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情に加え、調査書の内容を勘案し、かつ、通常行う特定業務に係る取引の態様との比較等を行って、当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪等に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

さらに、同法に基づく監督上の措置だけでなく、資金決済法においては、資金移動業者による事業報告書の提出義務や、必要に応じて行政機関が資金移動業者に対して立入検査や業務改善命令等を行うことができること等が規定されているほか、資金移動業者の登録拒否事由・取消し事由として、「資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人」が掲げられている。加えて、金融庁の事務ガイドラインにおいて、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置に関する内部管理体制の構築に当たっての留意点も示され、これらは登録申請時の「資金移動業を適正かつ確実に遂行するための体制の整備」の要件に係る審査項目ともされているところであり、マネー・ローンダリング等防止のための行政機関による指導等が行われる体制がとられている。

### (イ) 所管行政庁の措置

金融庁は、事業者に対して「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づくマネー・ローンダリング等のリスク管理体制の構築・維持を求めるとともに、法令の遵守状況やリスク管理状況等について、書面による調査や報告徴求命令等によって実態を把握した上、同ガイドラインとのギャップ分析等を行って、業態や事業者に対してのリスク評価を実施し、その結果等を基にして、事業者ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施している。

また、送金取引等に関する調査を実施するなどして、特に送金取引に重点を置いた監督上の取組を強化している。

さらに、金融庁は、業界団体や財務局等とも連携し、金融機関等に対し、マネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修を継続的に実施している。令和元年中においては、他業態も含め、計85回の講演・研修を行い、ガイドライン改正の趣旨や継続的顧客管理の着眼点を説明するなど、全国の金融機関等の体制整備の底上げを図っている。

所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項としては、

- ビジネスモデル等が多岐にわたる資金移動業者として、個別の商品・サービスについてリスクの特定・評価を行うのみならず、全社的なリスクの特定・評価を網羅的・具体的に行うこと。
  - マネー・ローンダリング等対策を所管する部署への人員配置等を十分にを行い、必要な専門性・能力を有する要員を確保すること。
  - リスクに応じた取引時確認及び継続的な顧客管理体制の構築が必要であること。
  - 適切な代理店審査・管理体制を整備し、定期的に及び必要に応じてモニタリングや研修を実施すること。
  - 銀行口座振替手続を通じた取引時確認によりアカウント開設を行う顧客についても、アカウント開設時において、なりすましでないこと等の確認に加え、反社会的勢力該当性の事前審査を行うこと。
- 等があり、所管行政庁は、事業者への指導等により、これらの改善・是正を図っている。

#### (ウ) 業界団体及び事業者の措置

業界団体である一般社団法人日本資金決済業協会では、規程の整備や研修の実施のほか、犯罪収益移転防止法等に関する質疑応答集の作成等により、各事業者によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。

また、各事業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

なお、資金移動業者の中には、多数の国に送金することが可能であったり、一見顧客を取り扱ったりすることからマネー・ローンダリング等に悪用される危険性を有する業者もあれば、専ら通信販売等での返品や契約の解除等による返金に係る送金のみを取り扱うなど、そのサービスが限定される業者もあり、そのビジネススキームは多様である。また、業者の規模も、東証1部上場の大企業から中小零細企業まで様々であるが、取り扱う業務の性質が同じである場合、マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性については、基本的に、大きく異なるものではない。しかしながら、資金移動事業者の内部管理体制の構築は、現状、大規模事業者においては充実しているものの、中小規模の事業者については、不十分であるといった格差が認められるため、金融庁は、取組が低調となっている事業者に対して、行政指導等も含めた適切な指導・監督を行うことで、業界全体のマネー・ローンダリング等対策の底上げを図っている。

事業者によるリスクベース・アプローチの取組の例としては、

- 顧客の属性や取引状況を勘案し、顧客ごとのリスク評価を行い、評価に応じた措置を行っている事例
- 前払式支払手段発行者を兼業している場合において、同発行者として提供しているサービスについても、リスクの特定・評価を行っている事例
- 商品・サービス、取引形態、国・地域及び顧客属性によって取引金額の上限を設定し、それを上回る場合は厳格な取引時確認を行っている事例（例えば、「永住者」、「技能実習生」、「留学生」等の在留資格に応じて、取引金額の上限を変更）
- 外国人との取引に際して、本人確認資料として在留カードの提示を受け、在留期間を確認した上で、システムによって管理している事例

等が認められた。

## ウ 危険度の評価

資金移動サービスは、為替取引を業として行うという業務の特性、海外の多数の国へ送金が可能なサービスを提供する資金移動業者の存在等を踏まえれば、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、前提犯罪と無関係の第三者を利用したり、他人の身分証明書を利用して同人になりすましたりするなどして海外に犯罪による収益を移転していた事例があること等から、資金移動サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

資金移動業における年間送金件数・取扱金額が共に増加していること、在留外国人の増加等による利用の拡大が予想されること等を踏まえると、資金移動サービスがマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他業態と比べても相対的に高まっているといえる。

また、預金取扱金融機関がマネー・ローンダリング等対策を強化していることを背景として、マネー・ローンダリング等を行おうとする者が、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスに代えて、資金移動業者が取り扱う資金移動サービスを用いている事例もあり、こうした事情も、資金移動サービスの危険度を高めることとなる。

このような危険度に対して、所管行政庁及び事業者等は、法令上の措置は当然として、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組の程度は、事業者ごとに格差が見受けられており、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない事業者はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業態全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、疑わしい取引の届出の状況や事例等を踏まえると、本調査書中「第5 危険度の高い取引」で取り上げる取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
  - 取引目的や職業又は事業の内容等に照らして不自然な態様・頻度の取引
  - 多数の者からの頻繁な送金取引
- は、危険度がより一層高まるものと認められる。

## (7) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産

### ア 危険度の要因

#### (7) 特徴

我が国において、ビットコイン等の暗号資産\*1は、物品を購入する場合等に、その代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器等に電子的方法により記録されているものに限り、通貨及び通貨建資産を除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるものとされている。

暗号資産交換業を行うためには、資金決済法に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があるところ、令和2年9月末現在、当該登録を受けている者の数は26である。

こうした暗号資産については、我が国を含めて世界的に取引額が増大しており、それに伴い暗号資産に関連した事案の発生も認められるところ、我が国においては、令和元年中の暗号資産交換業者等への不正アクセス等による不正送信事犯として22件、約31億2,860万円相当の被害を認知しており、令和元年7月には国内の暗号資産交換業者等から多額の暗号資産が不正に送信されたとみられる事案も発生している。

これらの事案の背景には、暗号資産を取り扱う事業者において、事業規模が急激に拡大する中、マネー・ローンダリング等の各種リスクに応じた適切な内部管理体制の整備が追いついていなかったこと等が要因となっているとみられるものもある。

多くの暗号資産においては、移転記録がブロックチェーン上で公開され、取引追跡が可能である。しかし、暗号資産の設計・仕様は様々であり、中には、移転記録が公開されず、追跡が困難でマネー・ローンダリング等に利用されるおそれが高いものや、移転記録の維持・更新に脆弱性を有するものの存在も知られている。\*2また、取引に利用されるウォレットが、本人確認等の措置が義務化されていない国・地域に所在する暗号資産交換業者や、個人の取得・管理に係るものである場合、取引により移転した暗号資産の所有者を特定することは困難となる。

また、暗号資産交換業者の取引は、その大半がインターネットを利用した非対面で行われていることから、対面取引と比べて匿名性が高い。さらに、取引の中で、上記のような匿名性の高い暗号資産との交換が行われた場合、その後の取引等の追跡は困難となる。

暗号資産と法定通貨の交換については、海外においては、暗号資産と法定通貨との交換を行うことができる暗号資産ATMが設置されている国もあり、暗号資産の現金化又は現金による暗号資産購入が可能となるなど利用者の利便性がこれまでより高まりつつある。暗号資産交換業者は、今後の需要の高まりを予測して、暗号資産ATMの設置やその台数の増加を検討することも予想される。しかしながら、他国では薬物密売者が薬物売買で得た収益を、少額・一見取引に偽装し、又は偽造した本人確認書類を用いて暗号資産ATMでビット

\*1 令和元年6月7日に公布された情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第28号。以下「資金決済法等改正法」という。）により、資金決済法、犯罪収益移転防止法等の規定における「仮想通貨」の用語が「暗号資産」の用語に改められることとなった（令和2年5月1日施行）。

\*2 行政が、これらの暗号資産に適切に対応できるよう、これまで、暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産の名称については事後の届出とされていたが、資金決済法等改正法により、事前に届け出ることとされた。

コインに交換する事案の発生も認められることから、その利用実態等については、注視する必要がある。

金融庁は、暗号資産交換業者について、法令等遵守に加え、リスクベース・アプローチを的確に踏まえたリスク管理体制の整備・高度化及び実効的な業務運営を求めており、顧客リスク評価と連動させた取引時確認等のリスク低減措置の取組を求めている。また、顧客の利便性向上等のためのサービスを新たに提供する場合、従前のリスク低減措置では当該サービスのリスクを捕捉できない可能性もあることから、事業者においては、都度適切にリスクを把握の上、必要なリスク低減措置を講じる必要があるとしている。

FATFは、平成30年10月に新「40の勧告」（勧告15等）を改正し、各国に対して、暗号資産と法定通貨の交換業者等に対するマネー・ローンダリング等対策に係る規制や、同事業者に対する免許制又は登録制の導入を求めた。また、本改正に伴い、令和元年6月には、同勧告の解釈ノート及び平成27年6月に公表された暗号資産に関するガイダンスを改正し、暗号資産に係るリスクベース・アプローチの考え方を示している。

#### (イ) 疑わしい取引の届出

平成29年4月から令和元年末までの間の暗号資産交換業者による疑わしい取引の届出件数は、1万3,761件である。

金融庁は、ブロックチェーン上の取引の態様や匿名化技術の使用に係る事例を含む「疑わしい取引の参考事例」を作成し、平成31年4月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、

- 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した金銭又は暗号資産の入出金、暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換（1,694件、12.3%）
  - 匿名又は架空名義と思われる名義での金銭又は暗号資産の送金を受ける口座に係る取引（582件、4.2%）
  - 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（512件、3.7%）
- となっている。架空名義や借名での取引が疑われるものの内容としては、
- 異なる氏名・生年月日の複数の利用者が使用した本人確認書類に添付されている顔写真が同一
  - 同じIPアドレスから複数の口座開設・利用者登録がされている
  - 利用者の居住国が日本にもかかわらずログインされたのが日本国外である
  - 同一携帯番号が複数のアカウント・利用者連絡先として登録されていたが、使用されていない電話番号である

などがある。

#### (ウ) 事例

暗号資産がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、

- 不正に取得した他人名義のアカウント及びクレジットカード情報等を利用して暗号資産を購入後、海外の交換サイトを経由するなどして日本円に換金し、その代金を他人名義の口座に振り込んでいた事例
- 特殊詐欺の犯罪収益が振り込まれた銀行口座から現金を払い出し、ネット銀行に開設された暗号資産交換業者の口座に振り込み、暗号資産を購入し、その後、複数のアカウントに移転させていた事例

がある。

また、他人になりすまして暗号資産交換業者との間における暗号資産交換契約に係る役務の提供を受けること等を目的として、当該役務の提供を受け

るために必要なID、パスワード等の提供を受ける等の犯罪収益移転防止法違反等の事例として、

○ ベトナム人が開設した暗号資産口座のID、パスワードを第三者に有償で提供した事例

○ 他人名義の本人確認書類を使用して暗号資産交換業者に口座を開設した事例

がある。

そのほかにも暗号資産が犯罪における支払い手段として使用された事例として、

○ 違法薬物の取引や児童ポルノのダウンロードに必要な専用のポイントの支払いに暗号資産が用いられていた事例

等がある。

## イ 危険度の低減措置

### (7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、暗号資産交換業者<sup>\*1</sup>に対して、暗号資産の交換を継続的に又は反復して行うこと等を内容とする契約の締結（ウォレット開設契約の締結）、10万円を超える暗号資産の交換、10万円を超える顧客等の暗号資産を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為等に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情に加え、調査書の内容を勘案し、かつ、通常行う特定業務に係る取引の態様との比較等を行って、当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪等に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。さらに、他人になりすまして暗号資産交換業者との間における暗号資産交換契約に係る役務の提供を受けること等を目的として、当該役務の提供を受けるために必要なID、パスワード等の提供を受けること等を禁止している。

さらに、同法に基づく監督上の措置だけでなく、資金決済法においては、暗号資産交換業者による事業報告書の提出義務や、必要に応じて行政機関が暗号資産交換業者に対して立入検査や業務改善命令等を行うことができること等が規定されているほか、暗号資産交換業者の登録拒否事由・取消し事由として、「暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人」が掲げられている。加えて、金融庁の事務ガイドラインにおいて、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置に関する内部管理体制の構築に当たっての留意点も示され、これらは登録申請時の「暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行するための体制の整備」の要件に係る審査項目ともされているところであり、マネー・ローンダリング等防止のための行政機関による指導等が行われる体制がとられている。

### (イ) 所管行政庁の措置

暗号資産交換業者に対する指導・監督の強化のため、金融庁は、平成29年4月に、暗号資産交換業者を監督する際の行政内部の職員向けの事務ガイドラインを策定し、同年8月には、暗号資産に係るマネー・ローンダリング等の脅威の高まりを受け、暗号資産交換業者に対する指導・監督の強化を図る

\*1 資金決済法等改正法により、暗号資産の交換等を伴わず、他人のために行う暗号資産の管理を業として行う暗号資産管理業務が資金決済法上の暗号資産交換業に加えられることとなるほか、暗号資産管理業務を行う者についても、犯罪収益移転防止法上の義務が課される特定事業者に追加されることとなった。



とともに暗号資産交換業者の内部体制の実質的な有効性を重視した審査を行うため、仮想通貨（暗号資産）モニタリングチームを発足させた。金融庁は、同ガイドラインに基づき、無登録で暗号資産交換業を営む法人には警告を実施しており、令和2年3月末現在で6件の警告を行った。

加えて、金融庁は、暗号資産交換業者に対して「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づくマネー・ローンダリング等の管理体制の構築・維持を求めるとともに、法令の遵守状況やリスク管理状況等について、報告徴求命令等によって実態を把握し、その結果等を基にして、事業者ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施している。

また、金融庁は、業界団体や財務局等とも連携し、金融機関等に対し、マネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修を継続的に実施している。令和元年中においては、他業態も含め、計85回の講演・研修を行い、ガイドライン改正の趣旨や継続的顧客管理の着眼点を説明するなど、全国の金融機関等の体制整備の底上げを図っている。

所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項としては、

- 経営陣が主体的・積極的に関与して具体的な指示を行い、また、関係各部署を連携させるなどして、実効性のあるリスク低減措置や行動計画を策定し、体制整備を推進する必要があること。
  - 管理部門は、法令等遵守の推進を行うにとどまらず、リスクベース及びPDCAサイクルを積極的に実践できる体制を構築する必要があること。
  - 内部監査はルールベースでの監査にとどまらず、リスクベース・アプローチに基づく監査を実施する必要があること。
  - リスクの特定・評価について、「国・地域」や「商品・サービス」等個々のリスク要素について特定・評価し、自社独自の評価を行っている、又はスコアリング方式を取り入れるなど手法の高度化を図っている業者が見受けられるようになった中、依然として、特定事業者作成書面が形式的な記載にとどまっていないか、新しい商品・サービスの導入時におけるリスクアセスメントを行っているかなど、リスクベースによる包括的な検証を行う必要があること。
  - リスクの低減策について、取引時確認といった法令要件の当てはめのみにとどまらないように、また、調査書や広く用いられているひな型の内容を引用することにとどまらないようにすること。特定事業者作成書面に取りまとめる分析結果については、特に、非対面取引や暗号資産自体の高い匿名性といった高リスク要素を踏まえたリスクベース・アプローチの観点から、リスクの低減策の十分性の検討結果を記し、その結果を確実に取引時確認業務に還元させること。
  - 外国人の在留期間管理をはじめとする自社で行ったリスクの特定・評価を踏まえて継続的な顧客管理措置を行う必要があること。
  - 疑わしい取引の該当性判断に際し、金融庁が公表している「疑わしい取引の参考事例」に照らし合わせるのみにとどまらず、自社で行ったリスクの特定・評価を踏まえて、リスクに応じた柔軟な判断を行う必要があること。
- 等があり、所管行政庁は、事業者への指導等により、これらの改善・是正を図っている。

また、金融庁は、暗号資産交換業者等に対して

- 複数回にわたる高額の暗号資産の売買に当たり、取引時確認及び疑わしい取引の届出の要否の判断が行われていない
- 取引時確認を十分に実施しないまま、暗号資産の交換サービスを提供し

ている

- 取引時確認を検証する体制を整備していないほか、職員向けの研修も行ってない
  - 指導したにもかかわらず、改善を要請した内容を十分に理解する者がいないため、是正が図られていない
- などの理由により令和2年3月末現在で29件の業務停止命令や業務改善命令等の行政処分を行った。

#### (ウ) 業界団体及び事業者の措置

暗号資産交換業者自身の取組として、交換業者16社によって新たな業界団体となる一般社団法人日本仮想通貨交換業協会（現在の日本暗号資産取引業協会）を平成30年3月に設立し、同年10月に金融庁の認定を受けた。同協会は、同庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた自主規制規則及びガイドラインを制定するとともに、その業務として、会員の法令及び自主規制規則の遵守状況に係る検査や、その結果を踏まえた指導のほか、暗号資産を利用した犯罪等に関する注意喚起を行っている。また、平成31年4月に同庁が公表した、暗号資産交換業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、会員に対し、疑わしい取引の届出状況に係る調査を実施している。

事業者によるリスクベース・アプローチの取組の例としては、

- リスクの特定・評価に関するもの
  - ・ 自社の特徴分析に当たって、法人・個人別の顧客数、顧客の居住国又は出身国の割合、取扱い暗号資産及び法定通貨の種類といった情報・データを勘案している事例
  - ・ 暗号資産の交換等にとどまらず、自社の取扱いサービスについて網羅的にリスクを特定・評価している事例
  - ・ マネー・ローンダリング等に直接関係するリスクのみならず、ハッキングのリスクといった間接的に影響を及ぼすリスクも評価している事例
  - ・ 悪評や流動性等に着目し、取扱い暗号資産の種類ごとにリスクをそれぞれ特定・評価している事例
- リスクベース・アプローチに関するもの
  - ・ 法定通貨の入金経路に係るリスクを特定・評価し、コンビニエンスストアでの入金等について、そのリスクも踏まえ、入金回数や資金移動を一定期間制限するなどのリスク低減措置を講じている事例
  - ・ 暗号資産の移転に伴うリスクを踏まえ、暗号資産分析ツールを用いて移転先アドレスをモニタリングし、高リスクな属性と判断した場合には、移転を制限するなどのリスク低減措置を講じている事例
  - ・ 特殊詐欺利用のリスク等について、取引時確認において発見した、顧客の本人確認書類の写真や顧客属性等の特徴の不自然な一致に係る調査・分析結果を、特定事業者作成書面に反映するとともに、取引時確認の強化を行った事例
  - ・ 他国における金融犯罪関連の送金に関する起訴事例や報道事例、他国当局によるリスク分析や腐敗認識指数（CPI）に着目し、高リスクと判断した国との取引及び同国籍顧客について、モニタリングを強化している事例
  - ・ 帰国時における口座売却等のリスクについて、外国人の留学生や就労者等の顧客の在留期間を確認した上で、システム等によって在留期間を管理している事例

等が認められた。

## ウ 危険度の評価

暗号資産は、利用者の匿名性が高いという性質や、その移転が国際的な広がりを持ち、迅速に行われるという性質を有するほか、暗号資産に対する規制が各国において異なること等から、犯罪に悪用された場合には、当該犯罪による収益の追跡が困難となる。

実際、その匿名性を悪用し、不正に取得した暗号資産を暗号資産交換業者を介して換金し、他人名義の口座に振り込ませていた事例等があることも踏まえれば、暗号資産は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。また、疑わしい取引の届出の状況や事例等を踏まえると、本調査書中「第5 危険度の高い取引」で取り上げる取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引は、危険度がより一層高まるものと認められる。

さらに、暗号資産取引が世界規模で拡大し、それを取り巻く環境も急激に変化していることも考慮に入れると、暗号資産がマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他業態よりも相対的に高いと認められる。加えて、預金取扱金融機関がマネー・ローンダリング等対策を強化していることを背景として、マネー・ローンダリング等を行おうとする者が、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスのほかに、暗号資産取引を用いる事例も認められ、こうした事情も暗号資産の危険度を高めることとなる。

このような危険度に対して、所管行政庁及び業界団体等は、法令上の措置は当然として、前記のような危険度の低減措置を行っており、これらの措置の効果もあり、事業者による疑わしい取引の届出が大幅に増加したり、適切なマネー・ローンダリング等対策の措置が講じられていない事業者が業務停止命令等を受けて業務を停止したりするなど、危険度の低減措置の効果が一定程度表れている。

しかしながら、暗号資産取引を取り巻く環境の急激な変化に対して、適時適切な危険度の低減措置を行っていくことは容易ではなく、それらの取組が不十分な場合は適切な低減措置が図れず、危険度はなお高いままとなる。

## (8) 両替業者が取り扱う外貨両替

### ア 危険度の要因

#### (7) 特徴

外貨両替は、主に、邦人が海外への旅行や出張等の際に必要な外貨を調達したり、本邦滞在中の外国人が円貨を調達したりするために利用されている。

現在、外貨両替業を営む者は、預金取扱金融機関とそれ以外のものに大別される。後者の例としては、外貨両替を専業として行っている者のほか、旅館業、旅行業、古物商等が挙げられ、本業の顧客の便宜を図るために副業として外貨両替業を営む者が多く認められる（図表12参照）。

犯罪による収益を物理的に外国に持ち出せば、その存在が露見して処罰、没収等の処分を受けることとなる可能性を低減させることができる。また、犯罪により得た金銭を外貨両替により当該外国の通貨に交換して国境を越えて移動させれば、処罰、没収等の処分の可能性を抑えつつそれを使用することが可能となる。さらに、外貨両替は、流動性や匿名性の高い現金を取り扱う特性があるほか、物理的に金銭の外観を変えたり、大量の小額紙幣を少量の高額紙幣に交換したりすることもできることに加え、外貨宅配や外貨自動両替機を利用すれば、非対面での取引が可能となる。

我が国においては、外貨両替業について、免許制や登録制は採っておらず、誰でも自由に業務を営むことができるところ、FATFの第3次対日相互審査において、この点が不備事項として指摘された。FATFの新「40の勧告」（勧告26）においても、「両替を業とする金融機関は、免許制又は登録制とされ、国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務の遵守を監視及び確保するための実効性のある制度の対象とすべきである。」とされている。

図表12【外貨両替業者の取引状況（平成29～令和元年）】

報告者	29				30				元				
	報告者数	取引件数	取引金額 (百万円)	1件あたりの 取引額	報告者数	取引件数	取引金額 (百万円)	1件あたりの 取引額	報告者数	取引件数	取引金額 (百万円)	1件あたりの 取引額	
預金取扱金融機関	メガ銀行（注2）	4	280,019	21,230	76,244	4	224,970	25,462	116,737	4	181,410	26,326	145,738
	地方銀行	94	188,135	12,341	65,862	92	185,578	11,969	64,613	88	183,687	10,554	57,653
	信用金庫	126	4,619	463	100,477	120	4,222	398	95,023	110	3,716	326	88,446
	外国銀行（注3）	26	2,967	5,331	4,544,074	26	660	2,612	3,051,127	24	375	124	328,477
	その他（注4）	9	36,105	2,184	61,727	9	79,290	4,394	56,074	9	101,683	5,008	49,344
預金取扱金融機関以外	資金移動業 クレジットカード業	13	182,483	9,976	54,698	14	202,066	12,707	62,622	15	230,404	14,952	65,065
	旅館業	50	4,888	640	108,558	42	3,538	393	91,286	34	2,813	161	58,883
	旅行業	31	61,921	2,984	49,070	28	60,734	2,745	46,016	26	54,899	2,421	45,937
	古物商	50	55,805	4,096	73,739	46	54,809	4,005	73,368	48	49,297	3,701	75,139
	空港関連業	5	140,318	4,757	33,959	5	153,773	5099	33,161	6	154,056	5377	35,283
	大規模小売業	3	429	11	25,277	3	344	9	24,928	2	230	6	25,949
	その他	61	63,991	8,872	136,159	126	90,680	15,586	168,613	64	109,611	34,756	355,879
合計	472	1,021,680	72,885	71,338	515	1,060,664	85,379	80,496	430	1,072,181	103,712	96,730	

注1：外国為替の取引等の報告等に関する省令（平成10年大蔵省令第29号）第18条第1項に基づき、当該年の1月から12月に財務大臣に報告のあった月の平均値を算出したもの。

注2：本表におけるメガ銀行とは、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びりそな銀行を指す。

注3：他の事業者との間で外貨の調達・買取りを行う銀行があるため、他の業態に比して1件当たりの取引額が大きい。

注4：信用中央金庫、信用組合、ゆうちょ銀行、その他の銀行。

#### (イ) 疑わしい取引の届出

平成29年から令和元年までの間の外貨両替業者による疑わしい取引の届出件数は1,851件である。

財務省は、インターネットを利用した取引における特有の不自然さ等に着眼した参考事例を追加するなどして、外貨両替業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、令和元年10月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、

- 多額の現金又は旅行小切手による両替取引（607件、32.8%）
  - 短期間のうちに頻繁に外国通貨又は旅行小切手の売買を行う場合（170件、9.2%）
  - 偽造通貨等、盗難通貨等又はこれらと疑われる通貨等を収受した場合（75件、4.1%）
- となっている。

#### (ウ) 事例

外貨両替がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、我が国では、

- 海外で犯した強盗殺人により得た多額の外国通貨を第三者を利用して日本円に両替していた事例

があり、外国でも、

- 薬物密売組織が、無登録で外貨両替業を営む者を利用して、密売により得た収益等を外貨に両替した事例

等がある。また、犯罪による収益がその形態を変えた事例として、

- 国内の窃盗事件により得た外国通貨を日本円に両替していた事例
- 等がある。

### イ 危険度の低減措置

#### (ア) 法令上の措置

我が国の外貨両替業者には、それぞれの通常行う業務に関して業法が適用され、免許等の取得が義務付けられたり、行政機関による監督を受けたりしている者も多い。また、外為法は、1か月当たりの取引合計額が100万円相当額を超えた外貨両替業者に対して、財務大臣に対する報告義務を課している。

犯罪収益移転防止法は、外貨両替業者に対して、1件当たり200万円相当額を超える取引に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情に加え、調査書の内容を勘案し、かつ、通常行う特定業務に係る取引の態様との比較等を行って、当該取引において収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪等に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

さらに、同法に基づく監督上の措置だけでなく、外為法においては、必要に応じて行政機関が外貨両替業者に対して立入検査、是正命令等を行うことができることが規定されている。

#### (イ) 所管行政庁の措置

財務省は、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置に関する内部管理体制の構築に当たっての留意点を示した外国為替検査マニュアルを発展させ、平成30年9月、リスクベース・アプローチを明示的に取り入れた外国為替検査ガイドラインを新たに策定した。また、外貨両替業者の法令遵守を徹底するため、外貨両替業者向けに報告制度の概要、報告方法等を記載したパンフレットを作成し、財務省のホームページに掲載している。

また、事業者に対する立入検査結果及び法令の遵守状況やリスク管理状況等についての書面による調査結果等を踏まえて、両替取引規模、内部管理体制、非対面取引の有無等の観点から、事業者ごとのリスク評価を実施し、その結果を基にして、リスクに応じた指導・監督等を実施している。

その結果、特定事業者作成書面を作成していない又は標準的なひな型をそのまま引用するなど、自社の取引リスクを分析していない事業者が多いことが判明し、このような事業者に対しては、立入検査において、自社の取引リスクの特定・評価を行うよう指導している。一定程度自社のリスク評価を実施している事業者に対しては、取引形態に着目したリスク評価が適切に行われているか、同評価を踏まえて外国為替検査ガイドラインに則った実質的なリスク低減策が執られているかなどの観点で、リスクベース・アプローチの履行状況を検証し、不十分な点が認められた場合には適切な対応を行うよう指導している。

加えて、外貨両替業者を対象に、犯罪収益移転防止法の義務等に関する説明会を実施しており、令和元年中、財務省は、日本チケット商協同組合、一般社団法人日本旅行業協会、一般社団法人日本百貨店協会及び一般社団法人全国両替商防犯連絡会が開催した説明会に計6回職員を派遣し、両替業務における犯罪収益移転防止法上の義務等について説明を行った。このほか、取引時確認及び疑わしい取引の届出義務の履行の徹底を求める要請文を警察庁との連名で送付している。さらに、立入検査において犯罪収益移転防止法及び外為法の履行に不備があると認めた場合には、検査の都度、その旨を指摘し、改善を求めることとしている。

これまでのところ、財務省が外貨両替業者に対して是正命令を行った例はないが、不適切な方法による取引時確認や疑わしい取引の届出の体制に不十分な点がみられた場合には、その程度に応じ、行政指導として文書又は口頭により改善を求めている。

これらの義務等により、外貨両替取引の実態把握及びマネー・ローンダリング等への悪用防止が図られている。

所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項としては、

- 経営陣がマネー・ローンダリング対策等について主体的な役割を果たす必要があること。
- 取引時確認等の義務履行に関する事務規程を整備して、取引時確認等を適切に実施する体制を整備する必要があること。
- 取引時確認等の履行に責任を有する管理者（取引時確認等責任者）を定める必要があること。
- 小規模の両替業者においても、責任者が、犯罪収益移転防止法における義務を正確に理解すること。事務規程及び特定事業者作成書面を整備して、マネー・ローンダリング等対策に係る内部管理体制全般に脆弱性がみられないように体制整備を行う必要があること。
- 窓口業務に従事する職員に対する研修を実施すること。
- 内部監査や自店検査において、取引時確認等の履行状況を監査対象とする必要があること。
- 特定事業者作成書面の作成に当たり、標準的なひな型をそのまま引用せず、自己の取引に係る特性を加味したリスク評価等を行う必要があること。
- リスク評価が断片的・抽象的で、検証点も曖昧なものにとどまることのないよう、リスク低減措置の実効性を確保する必要があること。
- 本人特定事項や取引目的、実質的支配者等の確認を行うこと。

- 200万円相当額を超える両替取引を行う場合、本人特定事項、目的等について取引時確認を行い、顧客が法人である場合には、法人の事業内容と実質的支配者の本人特定事項についても確認すること。
  - 代理人の本人確認だけでなく、真の顧客の本人確認を行うこと。
  - 確認記録の作成及び保存を行うこと。
  - オンラインで非対面により本人特定事項の確認を行った場合には、顧客等から提供を受けた画像情報やICチップの情報等を適切に記録すること。
  - 「なりすまし取引」、「偽り取引」、「イラン・北朝鮮居住顧客等との取引」及び「外国PEPsとの取引」は、厳格な顧客管理を行う必要が特に高いと認められる取引であることから、適切に取引時確認を行うこと。
  - 疑わしい取引の参考事例を参照しつつ、これらと類似した取引について、届出の要否を判断すること。
  - 過去に疑わしい取引の届出を提出した顧客との取引において、厳格な顧客管理を行うこと。
  - 疑わしい取引ではないと判断した理由を適切に記録すること。
- 等があり、不備事項のあった全ての事業者に対し、改善対応策等の提出を求めるとともに、次回の立入検査や、必要に応じて実施するフォローアップ検査を通じて、改善状況等を検証している。

#### (ウ) 業界団体及び事業者の措置

外貨両替を扱っている事業者を多数抱える日本チケット商協同組合等の一部の業界団体において、特定事業者作成書面や内部規程の整備に向けてのマニュアル（ひな型）の作成・配布を行うなどしてマネー・ローンダリング等対策に関する自主的な取組を行うほか、当局と連携して定期的に組合員向けの説明会を開催するなどして、外貨両替を行う各事業者における内部管理体制の確立・強化を支援している。一方で、取扱量が少ない事業者においては、このような取組が低調となる傾向がみられる。

事業者によるリスクベース・アプローチの取組の例としては、

- 一定金額以上の取引を高リスク取引に分類し、社内規程において、それらの取引が生じた場合には、本部への報告、必要な調査を実施するなどの措置を定めている事例
- 顧客の属性に応じて、取引時確認の対象となる敷居値以下の金額の取引であっても本人確認書類の提示を求めるなど、リスクに応じた低減措置を行っている事例
- 法令の敷居値よりも低い金額の取引においても本人確認書類の提出を求め、経済制裁対象者や外国PEPsとの照会を行っている事例
- 取引時確認を免れるために、意図的に複数の取引に分割して行われる危険性を考慮し、社内で独自に設定した敷居値に基づいて取引時確認を行い、それらをデータベース化して、取引の総額において多額の取引を行っている顧客がいないかをモニタリングしている事例
- 外貨自動両替機において、1回当たりの取引限度額を一定金額に設定しているほか、内蔵カメラ（取引の都度撮影）を搭載することにより、連続取引のモニタリングを行っている事例
- 過去に公的機関等から照会を受けた取引を分析し、それに類似した形態の取引や顧客属性を「取引モニタリングシート」に反映し、該当した場合は営業店から本部に報告の上、疑わしい取引の届出の要否を検討している事例

等が認められた。

## ウ 危険度の評価

外貨両替は、犯罪による収益を外国に持ち出して使用する手段の一部になり得ること、一般に現金（通貨）による取引であることや、流動性が高く、その保有や移転に保有者の情報が必ずしも伴わないこと等から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、海外で得た犯罪による収益である外貨を情を知らない第三者を利用するなどして日本円に両替していた事例があること等から、外貨両替は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び事業者等は、法令上の措置は当然として、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組の程度は、事業者ごとに格差が見受けられており、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない事業者はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業態全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、疑わしい取引の届出の状況や事例等を踏まえると、本調査書中「第5 危険度の高い取引」で取り上げる取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
  - 短期間のうちに高頻度で行われる取引
  - 顧客が取引時確認を意図的に回避していると思料される取引
  - 偽造通貨、盗難通貨又はこれらと疑われる通貨等に係る取引
  - 顧客が他者のために活動しているとの疑いが生じた取引
- は、危険度がより一層高まるものと認められる。



## (9) ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース

### ア 危険度の要因

#### (7) 特徴

ファイナンスリースは、機械設備、自動車等の物品を調達しようとする企業等に対し、その指定する物品を、ファイナンスリース事業者が代わって販売者（サプライヤー）から購入し、当該企業等に賃貸する形態のサービスであり、企業等が物品を調達する場合に必要な費用を長期に分割して支払うことができるなどのメリットがある。

ファイナンスリースは、ファイナンスリース事業者及び賃借人という契約当事者のほかに販売者が関与すること、リース期間が比較的長期にわたること等の特徴により、賃借人と販売者が共謀して実態の伴わないファイナンスリース契約を締結するなどしてマネー・ローンダリング等に利用される可能性がある。

なお、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）は、国土交通大臣が管理する自動車登録ファイルに所有者の氏名、住所、使用の本拠の位置等の登録を受けた自動車でなければ運行の用に供してはならないと規定しており、このような制度は、登録自動車が大半を占める自動車リース契約の危険度の低減に資するものと考えられる。

ファイナンスリースが悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は近年は認められないものの、過去には、暴力団への利益供与の手段として悪用された事例として、暴力団との親交を有する者がファイナンスリースで調達した物品を暴力団組長に長期間使用させたものがある。

#### (イ) 疑わしい取引の届出

平成29年から令和元年までの間のファイナンスリース事業者による疑わしい取引の届出件数は601件で、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、

- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（258件、42.9%）
- 顧客とサプライヤーが共謀し、実際には設備等を設置せずファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしている（いわゆる「空リース」。）との疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引（121件、20.1%）
- 同一の設備等によって複数のファイナンスリース契約を締結し、ファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしている（いわゆる「多重リース」。）との疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引（62件、10.3%）

となっている。

### イ 危険度の低減措置

#### (7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、ファイナンスリース事業者に対して、契約の締結に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情に加え、調査書の内容を勘案し、かつ、通常行う特定業務に係る取引の態様との比較等を行って、当該取引において収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪等に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。さらに、同法は、報告又は資料提出の要求、立入検査等行政機関による監督上の措置も規定している。

#### (イ) 所管行政庁の措置

経済産業省は、事業者における内部管理体制等の構築を図るために、下記の業界団体による取組の支援等を行っている。

#### (ウ) 業界団体及び事業者の措置

公益社団法人リース事業協会及び一般社団法人日本自動車リース協会連合会においては、犯罪収益移転防止法の概要や取引時の確認事項等を知らせるチラシ・パンフレットの作成・配布や研修の実施により、各事業者によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。また、公益社団法人リース事業協会においては、毎年、会員に対して書面による調査を実施し、その結果等を基にして、マネー・ローンダリング等のリスク評価を実施するとともに、会員の実質的所有者を確認している。また、同協会において犯罪収益移転防止法上の義務履行及び同協会による支援に関するガイドラインを策定した。さらに、令和2年度より、会員のガイドラインの遵守状況に関するフォローアップ調査を実施し、研修内容を強化している。

各事業者においても、マネー・ローンダリング等対策に関する基本方針や対応マニュアル等を制定したり、マネー・ローンダリング等のリスクに対応するための専門部署を設置したりするなどしている。

また、賃借人と販売者が共謀した実態が伴わない取引を防止するため、取引時確認に加え、高額取引、新規契約案件、事故が多いリース物件については、実質的な取引の有無の確認を強化するなどの取組が行われている。

#### ウ 危険度の評価

近年、ファイナンスリースが悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、ファイナンスリースは、賃借人と販売者が共謀して実態の伴わない取引を行うことが可能であること等の特性から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び事業者等は、法令上の措置は当然として、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組の程度は、事業者ごとに格差が見受けられており、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない事業者はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業態全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、疑わしい取引の届出の状況等を踏まえると、本調査書中「第5 危険度の高い取引」で取り上げる取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- ファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしている疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引
- 同一の機械設備等について複数のファイナンスリース契約を締結し、ファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしているとの疑いが生じた取引

は、危険度がより一層高まるものと認められる。

## (10) クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード

### ア 危険度の要因

#### (7) 特徴

クレジットカードは、適時に簡易な手続で利用できるため、商品代金等の支払手段として広く利用されている。

割賦販売法（昭和36年法律第159号）により、クレジットカード事業者が利用者から商品代金等に相当する額を購入から2月を超えて受領し、又はリボルビング方式<sup>\*1</sup>により受領する包括信用購入あっせんを業として行うためには、経済産業大臣の登録を受ける必要があるところ、令和2年3月末現在、当該登録を受けている者の数は255である。

クレジットカードは、犯罪による収益を現金で取得した者がクレジットカードを利用して当該現金を別の形態の財産に換えることができることから、犯罪による収益の追跡可能性を低下させるおそれがある。

また、クレジットカード会員が、自己の保有するクレジットカードを第三者に交付し、又はそのクレジットカード番号等の情報を第三者に教えることにより、当該第三者に商品等を購入させることができるほか、クレジットカードは、国内外を問わず利用でき、一部には利用可能枠が高額なものもある。したがって、例えば、第三者に換金性の高い商品等を購入させ、当該第三者が当該商品等を売却して現金を得ることにより、事実上の資金移動を国内外を問わず行うことが可能となる。

#### (イ) 疑わしい取引の届出

平成29年から令和元年までの間のクレジットカード事業者による疑わしい取引の届出件数は5万5,253件である。

経済産業省は、インターネットを利用した取引における特有の不自然さや、テロ資金供与等に着眼した参考事例を追加するなどして、クレジットカード事業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、平成31年4月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、

- 架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じたクレジットカード契約（1万5,048件、27.2%）
- 契約名義人と異なる者がクレジットカードを使用している疑いが生じた場合（1万1,091件、20.1%）
- 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（1万417件、18.9%）となっている。

#### (ウ) 事例

クレジットカードがマネー・ローンダリングに悪用された事例として、

- 暴力団関係者が、知人がだまし取ったクレジットカードを無償で譲り受け、キャッシングして生活費や遊興費としていた事例
- だまし取ったクレジットカードを使用して高額商品を購入し、偽造の身分証明書を使って古物商に売却していた事例
- ヤミ金融を営む店舗経営者が、借受人から貸付金の返済を受ける代わりに、借受人と架空の売買契約を結び、クレジットカード発行会社に虚偽の売買情報を送信して、代金の支払いを受けていた事例

<sup>\*1</sup> クレジットカード事業者が利用者から、あらかじめ定められた時期ごとに、商品代金等の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領するもの（割賦販売法第2条第3項）。

等がある。

## イ 危険度の低減措置

### (7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、クレジットカード事業者に対して、契約の締結に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情に加え、調査書の内容を勘案し、かつ、通常行う特定業務に係る取引の態様との比較等を行って、当該取引において収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪に該当する行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

さらに、同法に基づく監督上の措置だけでなく、割賦販売法では、同法の施行に必要な限度において、包括信用購入あっせん業者に対して行政機関による報告徴収、立入検査、業務改善命令等を行うことができる旨規定されている。加えて、包括信用購入あっせん業者の登録の要件として「包括信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制」を規定しており、その審査基準には、犯罪収益移転防止法に規定する措置等の実施体制の整備が含まれている。このほか、包括信用購入あっせん業者向けの監督指針においては、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置及び「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に記載された措置に関する留意点も示されている。

### (4) 所管行政庁の措置

経済産業省は、実効的なマネー・ローンダリング等対策の基本的な考え方を明らかにし、クレジットカード事業者における有効な対策を促す観点から、令和元年8月に「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表し、同ガイドラインに基づくマネー・ローンダリング等のリスク管理体制の構築・維持を求めるとともに、法令の遵守状況やリスク管理状況等についての実態を立入検査等によって把握し、事業者ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施することとしている。

所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項としては、

- 確認記録の記録事項に規定されている、取引時確認を行った者の氏名、確認記録の作成者の氏名等について記載すること。
- 取引時確認において、本人特定事項を本人確認書類等によって確認すること。
- 「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に記載された「対応が求められる事項」及び「対応が期待される事項」に則した対応を行うこと。

等があり、所管行政庁は、事業者への指導等により、これらの改善・是正を図っている。

### (ウ) 業界団体及び事業者の措置

一般社団法人日本クレジット協会においては、自主規制規則の中に取引時確認及び疑わしい取引の届出を盛り込み、会員に対応を要請している。また、経済産業省が策定した「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を踏まえた会員向けの研修を実施し、会員にマネー・ローンダリング等対策についての理解を浸透させることにより、各事業者による対策を支援している。さらに、割賦販売法に基づき経済産業大臣による指定を受けた信用情報機関におけるクレジット

カード会員の情報の登録・照会制度等により、クレジットカード発行の申込みが短期間のうちに多数ないかなど疑わしい点の有無を確認し、契約の締結や更新等を判断するに当たっての参考にできるようにしている。

また、各事業者においても、厳格な入会・更新審査等によるクレジットカード会員の利用可能額の上限設定、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、取引の危険度が高い場合のモニタリングの厳格化、非対面取引におけるなりすまし使用を防止するためのシステム（パスワードの設定等）の導入、対面取引における契約名義人と異なる者による使用を防止するための本人確認、取締り当局との定期的な情報交換等の自主的な取組を行っている。

事業者によるリスクベース・アプローチの取組の例としては、

- クレジットカードの利用可能枠について、申込みから1年が経過するまでは、原則としてその増枠を認めないことにより、マネー・ローンダリング等を企図する者の契約に関するリスクを低減させている事例
- 商品券等の換金性の高い商品の購入を短期間に行う取引を高リスク取引に特定し、それらをモニタリングシステムで検知した場合は、クレジットカード機能を停止し、名義人に電話で利用内容や使用者の確認等を行っている事例

等が認められた。

#### ウ 危険度の評価

クレジットカードは、現金で得られた犯罪による収益をクレジットカードを利用することにより別の形態の財産に換えることができること、クレジットカードを第三者に交付して商品等を購入させることにより事実上の資金移動が可能であること等から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び事業者等は、法令上の措置は当然として、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組の程度は、事業者ごとに格差が見受けられており、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない事業者はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業態全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、疑わしい取引の届出の状況や事例等を踏まえると、本調査書中「第5 危険度の高い取引」で取り上げる取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- クレジットカードにより、多額のギフトカード等の現金代替物を頻繁に購入する顧客に係る取引

は、危険度がより一層高まるものと認められる。

## (11) 宅地建物取引業者が取り扱う不動産

### ア 危険度の要因

#### (7) 特徴

不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を容易に行うことができるほか、その利用価値、利用方法等によって大きく異なった評価をすることができることから、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪による収益を移転することが可能となる。また、真の購入者とは異なる者又は架空の名義で購入すること等により、資金の出所や不動産の帰属先を不透明にすることができる。

我が国では、不動産のうち、価値が高く、取引が活発に行われているものは宅地及び建物であり、これらの取引を行う事業者を宅地建物取引業者として一定の法規制の対象としている。

宅地建物取引業を営むためには、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく都道府県知事又は国土交通大臣（二以上の都道府県に事務所を設置して営業しようとする場合）の免許を受ける必要があるところ、当該免許を受けている者の数は、令和2年3月末現在、12万5,638であり、平成30年度の年間売上高は約47兆円で、国土交通大臣が指定した不動産流通機構に登録・通知された令和元年度の年間の売買取引件数は約19万件である。各事業者の事業規模の差は大きく、年間の取引件数が数千件を超えるような大手事業者が存在する一方、地域密着型の営業を展開する個人経営等の中小事業者も存在し、後者がその多数を占めている。

#### (イ) 疑わしい取引の届出

平成29年から令和元年までの間の宅地建物取引業者による疑わしい取引の届出件数は21件であり、「疑わしい取引の参考事例」に例示された種類のうち届出件数が多かったものは、

- 多額の現金により、宅地又は建物を購入する場合（8件、38.1%）
  - 自社従業員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引（5件、23.8%）
- となっている。

なお、業態の規模に比して、疑わしい取引の届出件数は少ないといえるが、以下のような着眼点から届出がなされたものもあり、業態全体においても参考になると思料される。

- 年齢や職業等に見合わない多額の現金による支払いが行われた取引についての届出
- 決済方法を現金取引にこだわる姿勢を示す顧客等、資金の出所に関する疑わしさが勘案された届出
- 取引に当たって公開情報を検索した結果、詐欺等に関わった可能性のある顧客と判明したことによる届出
- 法人の実質的支配者を調査した結果、暴力団員等に該当したことによる届出

#### (ウ) 事例

不動産がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、我が国では、

- 売春により得た収益を原資として、親族名義で土地を購入していた事例があり、外国でも、
- 薬物の密売人等が、薬物の密売により得た収益等を使って、知人の名義で、生活用の不動産や薬物製造に使用する不動産を購入していた事例等がある。また、犯罪による収益がその形態を変えた事例として、

- 詐欺により得た収益をマンションの購入に充てていた事例等がある。

## イ 危険度の低減措置

### (7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、宅地建物取引業者に対して、宅地若しくは建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情に加え、調査書の内容を勘案し、かつ、通常行う特定業務に係る取引の態様との比較等を行って、当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪等に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

また、同法に基づく監督上の措置に加えて、宅地建物取引業法においては、必要に応じ行政機関が宅地建物取引業者に対して報告徴収、立入検査、指導等を行うことができる旨規定されている。

さらに、同法においては、宅地建物取引業者の事務所ごとに、宅地建物取引業に関し取引の都度、売買、交換若しくは貸借の相手方又は代理を依頼した者の氏名、住所等の事項を記載した帳簿を備え付けること等が定められており、これらにより、業務の適正な運営等が確保されている。

### (イ) 所管行政庁の措置

国土交通省は、事業者による法規制の遵守状況やリスク管理状況等についての実態把握のための書面や聞き取りによる調査を実施しており、それらの情報を基にして、事業者ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施している。また、不動産売買取引の関係6団体における業界団体横断的な連絡協議会を設立するとともに、関係行政機関と不動産業界との連携強化及び不動産取引における暴力団等反社会的勢力の排除の推進を図ることを目的とした不動産業・警察暴力団等排除中央連絡会を設置し、情報交換等を行っている。

さらに、各地方整備局等及び各都道府県は、宅地建物取引業者に対し毎年実施している「宅地建物取引業者立入調査」において、犯罪収益移転防止法に基づく確認記録・取引記録の作成状況の確認を行っているほか、令和元年9月、国土交通省は、大阪府主催の宅地建物取引業研修会及び愛知県宅建業協会主催の宅地建物取引業研修会において、マネー・ローンダリング等対策について危険度の高い取引等の説明を行った。

所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項としては、

- 取引時確認において、本人特定事項を本人確認書類等によって確認すること。
- 確認記録の記録事項に規定されている、取引時確認を行った者の氏名、確認記録の作成者の氏名等について記載すること。
- 「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について、疑わしい取引の届出の要否を検討すること。

等があり、所管行政庁は、事業者への指導等により、これらの改善・是正を図っている。

### (ウ) 業界団体及び事業者の措置

不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会においては、各事業者における犯罪による収益の移転防止・反社会的勢力による被害の防止に関する体制の構築に係る申合せや普及啓発用の冊子等の作成・頒布を継続して行っている。また、FATFのマネー・ロー

ンダリング等対策の検討状況を継続的にフォローし、連絡協議会構成員間での情報交換・共有を継続的に行うとともに、FATFによる対日審査への対応を行うなど、犯罪収益移転防止法の制度の運用に関する継続的な取組を進めている。

事業者によるリスクベース・アプローチの取組の例としては、

- 過去において取引を中止する又は何らかの理由によって取引が成立しなかった顧客との取引についての情報をデータベース化して全社的に共有し、当該顧客に関して、以後の取引が生じた場合は、顧客管理を強化する又は取引を謝絶するなどの措置を講じている事例
- 反社会的勢力との取引を見逃さないために、反社会的勢力の言動等に関する特徴点について、事業者独自のチェックリストを作成し、顧客管理において活用している事例

等が認められた。

## ウ 危険度の評価

不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を行うことができるほか、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪による収益を移転することができることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、売春や詐欺により得た収益が不動産の購入費用に充当されていた事例等が把握されていること等から、不動産は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。また、近年では、資産の保全又は投資を目的として不動産が購入される場合も多く、国内外の犯罪組織等が犯罪収益の形態を変換する目的で不動産取引を悪用する危険性もある。例えば、顧客の属性に見合わない高額な取引を行う場合等については、顧客の属性に加えて、購入資金の出所等についても確認を行うなどのリスクに応じた対応が必要である。

このような危険性に対して、所管行政庁及び事業者等は、法令上の措置は当然として、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組の程度は事業者ごとに格差が見受けられており、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない事業者はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業態全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、疑わしい取引の届出の状況や事例等を踏まえると、本調査書中「第5 危険度の高い取引」で取り上げる取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引は、危険度がより一層高まるものと認められる。



## (12) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属

### ア 危険度の要因

#### (7) 特徴

宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、世界のいずれの地域においても多額の現金等との交換を容易に行うことができるほか、その小さな形状から持ち運びも容易である。また、取引後の流通経路・所在を追跡するための手段が少なく匿名性が高い。

重量が1キログラムを超える貴金属<sup>\*1</sup>を携帯して輸出入する場合は、外為法及び関税法（昭和29年法律第61号）において、税関への事前申告等を義務付けているが、近年、金地金の密輸は増加傾向にあり、平成30事務年度<sup>\*2</sup>における金地金密輸事件の処分（通告処分又は告発）件数は404件、脱税額は約9億6,000万円と、過去最高を記録した平成29事務年度に次ぐ史上2番目に高額となった（図表13、14参照）。なお、平成30事務年度の金地金摘発件数は大幅に減少したものの、処分件数には平成29事務年度以前に摘発した事件の処分結果も含まれるため、依然として高い水準となった。

同密輸事件の近年見受けられる手口としては、国内外における税制度の違いを利用して不法な利益を得る手口、具体的には、非課税の国・地域で金塊を購入し、それを我が国に密輸入して納めるべき消費税を免れ、その後国内の貴金属店等で消費税込みの価格で売却することで消費税分の利益を得る手口がある。また、密輸の形態については、大量の金を自動車の部品に隠匿して繰り返し密輸したり、密輸する金を加工、変形させて体腔内や着衣内等に隠匿したりするなどの手口の巧妙化や小口化がみられる。加えて、航空機旅客、航空貨物、国際郵便等を利用した密輸手口の多様化、密輸の窓口となる空港の地方への拡散等の傾向が認められる。密輸の仕出地は香港、韓国が多い。また、前記密輸によって得られた犯罪収益を基に、国外で購入された金塊が再び我が国へ密輸され、国内買取店で売却されるという、犯罪収益を得ることを繰り返す循環型スキームが認められる。この背景には、韓国人密売グループや暴力団関係者等の国内外の犯罪組織が関与している実態が認められる。

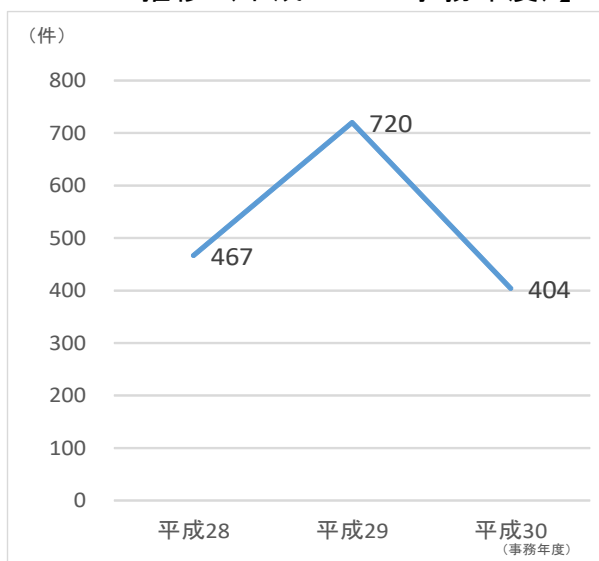
また、金地金については価格の変動を伴うもので現金取引が主流であることから、取引の匿名性を高める要因の一つになっている。

経済産業省は、宝石取扱事業者が宝石の取引を行う場合、クレジットカードや銀行振込みによる支払いが多く現金取引が少ないことから、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは低いと評価している一方で、高額商品の取扱いが多い百貨店や大手宝石商に関しては一定のリスクがあり、また、会社規模に不相応な規模の取引や非居住者との取引が多い貴金属等取扱業者は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと評価している。

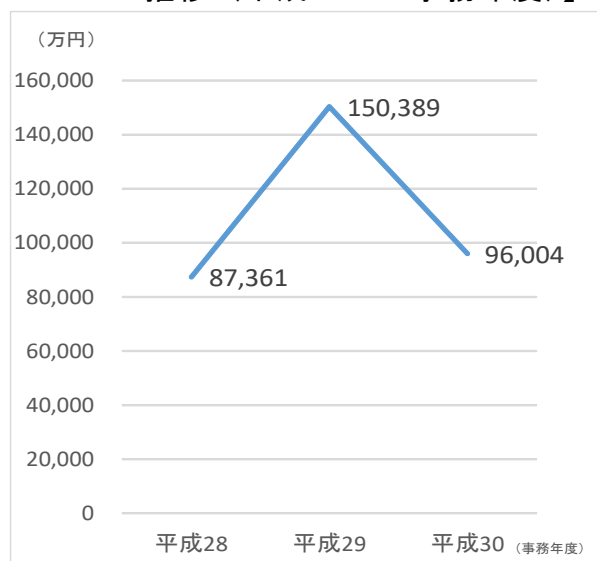
\*1 外為法第6条第1項第10号に規定する貴金属をいう。

\*2 平成30年7月から翌年6月までをいう。

図表13 【金地金密輸事件の処分件数の推移（平成28～30事務年度）】



図表14 【金地金密輸事件の脱税額の推移（平成28～30事務年度）】



#### (イ) 疑わしい取引の届出

平成29年から令和元年までの間の宝石・貴金属等取扱事業者による疑わしい取引の届出件数は1,315件であり、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、

- 同一人物・企業が、短期間のうちに多くの宝石・貴金属の売買を行う場合（795件、60.5%）
- 多額の現金により購入する場合（120件、9.1%）
- 自社従業員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる取引（115件、8.7%）

となっている。

#### (ウ) 事例

宝石及び貴金属が、マネー・ローンダリングに悪用された事例として、我が国では、

- 窃盗により得た金塊を金買取業者に売却する際に、知人によって法人名義で売却させた事例
- 窃盗により得た現金により、宝石店において他人名義で貴金属を購入していた事例

等があり、これらの取引は、売買契約の締結時に他人へのなりすましや偽造された身分証明書等の提示により本人特定事項を偽るなど、より一層匿名性を確保した態様により行われている。また、外国でも、

- 薬物犯罪により得た収益で金塊を購入し、それを外国に密輸した事例等があるなど、その匿名性の高さや換金・運搬の容易さから、宝石及び貴金属がマネー・ローンダリングに悪用されている実態がある。

### イ 危険度の低減措置

#### (7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、宝石・貴金属等取扱事業者に対して、現金での代金の支払金額が200万円を超える貴金属等の売買契約の締結に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情に加え、調査書の内容を勘案し、かつ、通常行う特定業務に係る取引の態様との比較等を行って、当該

取引において收受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪等に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

同法に基づく監督上の措置に加えて、古物営業法（昭和24年法律第108号）及び質屋営業法（昭和25年法律第158号）においては、必要に応じ、警察職員等が古物商や質屋に対して立入検査、営業停止命令等を行うことができる旨規定されている。

#### (イ) 所管行政庁の措置

財務省は平成29年11月、金地金の密輸に対して、検査の強化、処罰の強化等についての総合的な対策として、「ストップ金密輸」緊急対策を策定し、関係する省庁との協力体制のもと、関係法令の改正を含む各種対策を推進しており、その中では、国内流通におけるコンプライアンスの確保として、金地金の流通に携わる事業者の犯罪収益移転防止法に基づく義務履行の徹底等が示されている。

経済産業省は、事業者による法規制の遵守状況やリスク管理状況等についての実態把握のための書面や聞き取りによる調査を実施しており、それらの情報を基にして、事業者ごとのリスクに応じた指導・監督を進めている。具体的には、金地金等取引事業者数社が、現金による多額の金地金の買取りを短期間に繰り返し実行するという疑わしい取引を行っていた顧客が存在していたにもかかわらず、行政庁に対する届出を怠っていたという違反行為が実態調査を通じて判明したことから、これらの事業者に対して、平成30年4月及び31年4月に、

- 疑わしい取引の届出を速やかに行うこと
- 違反行為の再発を防止するため、社員に対する教育訓練の更なる強化及び規程の整備・見直し等の取引確認等の義務を的確に履行するための措置を講ずること

等を内容とした行政指導を行った。

また、リスク管理等に対する理解不足が認められる事業者に対しては、指導文書を発出するなどの行政指導や、業界向けの説明会を開催するなどの取組を行っている。さらに、同省のホームページに同法に関する質問を受け付けるアドレスを記載し、事業者からの質問を受け付けるなどして、義務履行の徹底を図っている。

平成31年1月、経済産業省は、同省及び一般社団法人日本ジュエリー協会が開催した宝石取扱事業者対象の説明会で、警察庁職員とともに犯罪収益移転防止法に基づく遵守事項等の説明を行ったほか、令和元年11月には、一般社団法人日本金地金流通協会が開催した同協会会員企業対象の研修会で、財務省職員とともに犯罪収益移転防止法に基づく遵守事項等の説明を行った。

所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項としては、

- 疑わしい取引があった場合は、所管行政庁に届け出る義務があること。
- 取引時確認等を的確に行うため、社員に対する教育訓練の強化及び規程の整備・見直しを行うこと。

等があり、所管行政庁は、事業者への指導等により、これらの改善・是正を図っている。

#### (ウ) 業界団体及び事業者の措置

一般社団法人日本金地金流通協会では、密輸された金地金の買取りを防ぐために、海外から持ち込まれた金地金については、税関における申告書、納税の領収書等を確認することを事業者に求めるなどの対策を行っている。ま

た、会員向けポスター等の配布やホームページでの広報、研修会の開催等を通じて、会員に対し、犯罪収益移転防止法の周知徹底を図っている。

一般社団法人日本ジュエリー協会では、犯罪収益移転防止法の概要や事業者に求められる義務の内容等を記載したリーフレット及びガイドブックの配布、マネー・ローンダリング等対策に関する説明会の開催や専用ホームページの更新等により、事業者等のマネー・ローンダリング等に対する理解度の向上等を図っている。

古物営業関係業界団体においては、マネー・ローンダリング等を防止するための取組を推進するため、関係法令（犯罪収益移転防止法及び古物営業法）上の義務の履行の在り方を取りまとめたマニュアルの作成や研修会の開催により、マネー・ローンダリング等対策について事業者への周知徹底を図っている。そのほかにも、一般社団法人日本金地金流通協会及び東京質屋協同組合が、会員向け冊子やホームページ等を通じて、会員に対し、犯罪収益移転防止法の周知徹底を図っている。さらに、事業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施のほか、国際的な業界認証取得による定期的な外部監査の実施等によって、内部管理体制の確立・強化が図られている。

## ウ 危険度の評価

宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、世界的に流通しており、換金や運搬が容易であるとともに、取引後の流通経路・所在を追跡するための手段が少なく匿名性が高く、特に金地金については現金取引が中心であり、より匿名性が高まり得ること等から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、他人になりすますなどし、犯罪により得た現金で貴金属等を購入した事例があること等から、宝石及び貴金属は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、近年の金地金を取り巻く犯罪情勢等を踏まえると、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度は高まっているものと認められる。

このような危険度に対して、所管行政庁及び事業者等は、法令上の措置は当然として、前記のような危険度の低減措置を行っており、これらの措置の効果もあり、事業者の認識が向上して疑わしい取引の届出が大幅に増加するなど、危険度の低減措置の効果が一定程度表れている。

しかしながら、これらの取組の程度は、事業者ごとに格差が見受けられており、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない事業者はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業態全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、疑わしい取引の届出の状況や事例等を踏まえると、本調査書中「第5 危険度の高い取引」で取り上げる取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
  - 同一人物・企業が、短期間のうちに多くの宝石・貴金属の売買を行う場合
  - 顧客の1回当たりの購入額が少額であっても、頻繁に購入することにより結果として多額の購入となる取引
  - 顧客の収入や資産等に見合わない多額の購入又は販売を行う取引
- は、危険度がより一層高まるものと認められる。

## (13) 郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス

### ア 危険度の要因

#### (7) 特徴

郵便物受取サービス業者は、自己の居所又は事務所の所在地を顧客が郵便物を受け取る場所として用いることを許諾し、当該顧客宛ての郵便物を受け取り、これを当該顧客に引き渡す業務を行っている。

これを利用することにより、顧客は、実際には占有していない場所を自己の住所として外部に表示し、郵便物を受け取ることができるため、特殊詐欺等において郵便物受取サービスが被害金等の送付先として悪用されている実態がある。

また、特殊詐欺等の捜査過程で、取引時確認義務等に違反している疑いが認められたことにより、平成29年から令和元年までに、国家公安委員会は郵便物受取サービス業者に対して7件の犯罪収益移転防止法に基づく報告徴収を実施した。同報告徴収によって判明した具体的な違反の内容は、

- 顧客の取引目的や職業の確認を行っていないこと。
  - 法人の顧客の実質的支配者等の確認を行っていないこと。
  - 非対面取引において取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付していないこと。
  - 確認記録を作成又は保存していないこと。
- 等であった。

経済産業省は、特に、非対面での契約申込を受け付けたり、その住所を利用者の法人登記に用いたりすることが可能な事業者が、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと評価している。

#### (イ) 疑わしい取引の届出

平成29年から令和元年までの間の郵便物受取サービス業者による疑わしい取引の届出件数は12件である。

経済産業省は、郵便物受取サービスが悪用された実態等を踏まえた参考事例を追加するなどして、郵便物受取サービス向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、平成31年4月に公表した。

「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、

- 職員の知識、経験等から見て、契約事務の過程において不自然な態度、動向等が認められる取引に係る取引（3件、25.0%）  
となっており、年齢等の基本的事項について申込人に電話で確認したところ答えられないなど、なりすましの疑いがあるとしてなされた届出や、契約者本人になりすまして荷物を引き取りに来た事例についての届出等がある。

#### (ウ) 事例

郵便物受取サービスがマネー・ローンダリングに悪用された事例として、

- 特殊詐欺の被害金を郵便物受取サービス業者を含む複数の場所を経由して収受していた事例
  - ヤミ金融の返済金やわいせつDVDの販売代金を、他人名義で契約した郵便物受取サービス業者宛てに送付させていた事例
- 等がある。

### イ 危険度の低減措置

#### (7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、郵便物受取サービス業者に対して、役務提供契約の締結に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存

義務を課している。また、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情に加え、調査書の内容を勘案し、かつ、通常行う特定業務に係る取引の態様との比較等を行って、当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪等に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。さらに、同法では報告又は資料提出の要求、立入検査等行政機関による監督上の措置も規定している。

#### (イ) 所管行政庁の措置

郵便物受取サービス業者による法令遵守の徹底のため、経済産業省は、郵便物受取サービス業者を対象とした説明会を開催し、犯罪収益移転防止法の概要や同法上の義務を履行するに当たっての留意事項等について説明を行っているほか、郵便物受取サービス業者に向けて、取引時の確認事項等を周知するための文書を送付している。また、同省のホームページにおいて、同法の解説を掲載している。

さらに、経済産業省では、これまでに、郵便物受取サービス業の実態と課題及び犯罪に悪用されるリスクを整理するとともに、犯罪に悪用されないための取組事例を紹介した郵便物受取サービス事業者向けのガイダンスを策定・公表するなど、経済産業省のホームページにおいて、犯罪収益移転防止法の最新情報や対策強化に有用な情報の提供を行っている。

取引時確認義務等の違反が認められた事業者に対しては、犯罪収益移転防止法に基づく立入検査を実施し、是正命令や指導を行い、同法に基づく義務履行の徹底を図っており、平成29年から令和元年までの間に、郵便物受取サービス業者に対して、

- 犯罪収益移転防止法に関する社内教育の充実や同法に係る事務を円滑に進めるための社内規程の整備を図ること。
  - 取引時確認並びに確認記録の作成及び保存に係る業務を見直すこと。
- 等を内容とする2件の是正命令を発した。

加えて、事業者による法令の遵守状況やリスク管理状況等についての実態把握のための書面や聞き取りによる調査を実施しており、それらの情報や上記の法令上の違反事例の検証結果等を基にして、事業者ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施している。

所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項としては、

- 法令遵守のための社内規程、マニュアル等を整備すること。
- 確認記録の作成及び保存を行うこと。
- 本人特定事項や取引目的、実質的支配者等の確認を行うこと。
- 「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について、疑わしい取引の届出の要否を検討すること。

等があり、所管行政庁は、事業者への指導等により、これらの改善・是正を図っている。

#### (ウ) 事業者の措置

事業者によるリスクベース・アプローチの取組の例としては、

- 過去において何らかの理由により取引を中止した又は取引が成立しなかった顧客との取引について、同業他社との間で情報を共有することにより、顧客管理の強化を行っている事例
  - 不審事例を取りまとめて業務対応に反映させたマニュアル、契約審査基準、契約謝絶基準等を作成している事例
- 等が認められた。

## ウ 危険度の評価

郵便物受取サービスは、詐欺、違法物品の販売を伴う犯罪等において、犯罪による収益の送付先として悪用されている実態がある。本人特定事項を偽り当該サービスの役務提供契約を締結することにより、マネー・ローンダリング等の主体や犯罪による収益の帰属先を不透明にすることが可能となるため、郵便物受取サービスはマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、架空名義で契約した郵便物受取サービス業者宛てに犯罪による収益を送付させ、これを隠匿した事例があること等から、郵便物受取サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

さらに、上記のような郵便物受取サービス業者の内部管理体制の不備等による法令上の義務の不履行は、郵便物受取サービスの危険度を高めることとなる。

このような危険度に対して、所管行政庁及び事業者は、法令上の措置は当然として、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組の程度は、事業者ごとに格差が見受けられており、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない事業者がマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業態全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、疑わしい取引の届出の状況や事例等を踏まえると、本調査書中「第5 危険度の高い取引」で取り上げる取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
  - 会社等の実態を仮装する意図でサービスを利用するおそれがある顧客との取引
  - 同一顧客でありながら、複数の法人名を使って郵便物受取サービス契約を締結しようとする者との取引
  - 頻繁に多額の金銭が送付された顧客との取引
- は、危険度がより一層高まるものと認められる。

## (14) 電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行

### ア 危険度の要因

#### (7) 特徴

電話受付代行業者は、自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛での当該電話番号に係る電話を受けて、その内容を当該顧客に連絡する業務を行っている。

これを利用することにより、顧客は、自宅や事務所の実際の電話番号とは別の電話番号を自己の電話番号として外部に表示し、連絡を受けることができるため、詐欺等において電話受付代行が悪用されている。

総務省は、特に、取引時確認を非対面により行っている事業者や、体制の整備ができていない少人数の事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと評価している。

#### (イ) 疑わしい取引の届出及び事例

電話受付代行が悪用されたマネー・ローンダリング事犯検挙事例は近年認められないものの、マネー・ローンダリング等の主体や犯罪による収益の帰属先を不透明にするものとして、公的補助金の申請費用名下の詐欺事件において連絡先として電話受付代行が悪用された事例等がある。なお、平成29年から令和元年までの間においては、電話受付代行業者による疑わしい取引の届出はなされていない。

### イ 危険度の低減措置

#### (7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、電話受付代行業者に対して、役務提供契約の締結に際しての取引時確認の義務及び確認記録の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情に加え、調査書の内容を勘案し、かつ、通常行う特定業務に係る取引の態様との比較等を行って、当該取引において収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪等に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。さらに、同法は、報告又は資料提出の要求、立入検査等行政機関による監督上の措置についても規定している。

#### (イ) 所管行政庁の措置

電話受付代行業者による法令遵守の徹底のため、総務省は、電話受付代行業者を対象とした説明会を開催し、犯罪収益移転防止法の概要や同法上の義務を履行するに当たっての留意事項等について説明を行っているほか、同省のホームページにおいて、同法の解説を掲載している。

平成31年3月、総務省は、電話受付代行・電話転送サービスを行っている事業者に対し、犯罪収益移転防止法に関する説明会を、東京、大阪及び福岡で開催した。

令和元年9月、総務省は、電話受付代行・電話転送サービスを行っている電気通信事業者に対し、事業者として把握すべき情報の周知を図るため、犯罪収益移転防止法の概要や取引時の確認事項等を記載した周知文書を送付した。

また、事業者による法令の遵守状況やリスク管理状況等についての実態把握のための書面や聞き取りによる調査を実施しており、それらの情報を基にして、事業者ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施している。

所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項としては、

- 本人確認書類の提示等を受けて、本人確認を適正に行うこと。
- 確認記録の作成及び保存を行うこと。



○ 「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について、疑わしい取引の届出の要否を検討すること。

等があり、所管行政庁は、事業者への指導等により、これらの改善・是正を図っている。

#### ウ 危険度の評価

近年、電話受付代行が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、電話受付代行は、顧客が事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪による収益の帰属先を不透明にすることを可能とするなどの特性から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁は、法令上の措置は当然として、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組の程度に事業者ごとの格差が生じると、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない事業者がマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業態全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

## (15) 電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス

### ア 危険度の要因

#### (7) 特徴

電話転送サービスは、自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する業務を行っている。

これを利用することにより、顧客は、自宅や事務所の実際の電話番号とは別の電話番号を自己の電話番号として外部に表示し、連絡を受けることができるため、特殊詐欺等において電話転送サービスが悪用されている実態があり、実際、証券購入費用名目の架空請求詐欺事件等における被疑者の連絡先として電話転送サービスが悪用されていた事例等もある。

電話転送サービス事業者は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電気通信事業者として届出等を行う必要があるところ、令和2年3月末現在、電話転送サービスを行う事業を営むことについて届出をしている者の数は846である。

また近年では、電話番号のないスマートフォン等の携帯電話端末等からでも、専用アプリを使うことや、事業者が提供するクラウドPBXを経由することにより、03番号等の固定番号を相手方に表示させることのできる電話転送サービスが特殊詐欺等において悪用されている実態が認められ、従来のレンタル携帯電話の悪用から手口が変遷している傾向にある。

実際、平成29年以降、都道府県警察から国家公安委員会に対して、それらのサービスが特殊詐欺等の犯罪に利用され、電話転送サービス事業者に取引時確認等の義務違反の疑いが認められるとして報告があった件数が増加している。

国家公安委員会では上記の実情を踏まえて、平成29年から令和元年までに21件の犯罪収益移転防止法に基づく報告徴収を実施した。同報告徴収によって判明した具体的な違反の内容は、

- 顧客の取引目的や職業の確認を行っていないこと。
- 有効な本人確認書類による本人特定事項の確認を行っていないこと。
- 非対面取引において、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付していないこと。

等であった。

総務省は、特に、取引時確認を非対面により行っている事業者や、体制の整備ができていない少人数の事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと評価している。

#### (イ) 疑わしい取引の届出

平成29年から令和元年までの間の電話転送サービス事業者による疑わしい取引の届出件数は13件であり、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、

- 顧客が架空名義又は借名で契約をしていることが、契約事務の過程でうかがわれる取引（4件、30.8%）

となっており、契約者宛ての郵送による通知に対して、契約者から身に覚えのない契約である旨の申し出がなされるなど、なりすまし契約が疑われる取引についての届出や、公的機関からの照会等を契機として、自社で当該顧客の取引等に関する検証を行った上でなされた届出等がある。

#### (ウ) 事例

電話転送サービスがマネー・ローンダリングに悪用された事例として、

○ わいせつDVD販売による犯罪収益等隠匿事件において、他人名義で契約された複数の電話転送サービスが、顧客との連絡のため悪用されていた事例等があり、犯罪による収益の帰属先等を不透明にするものとして、電話転送サービスが悪用されている実態がある。

また、電話転送サービス事業者が、特殊詐欺に電話転送サービスを悪用されることを認識しながら、同サービスを提供したとして、詐欺事件の幫助で検挙された事例も認められた。

## イ 危険度の低減措置

### (7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、電話転送サービス事業者に対して、役務提供契約の締結に際しての取引時確認の義務及び確認記録の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情に加え、調査書の内容を勘案し、かつ、通常行う特定業務に係る取引の態様との比較等を行って、当該取引において収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪等に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

さらに、同法に基づく監督上の措置に加えて、電気通信事業法においては、同法の施行に必要な限度において、行政機関が電気通信事業者に対して報告徴収、立入検査等を行うことができる旨規定されている。

### (イ) 所管行政庁の措置

電話転送サービス事業者による法令遵守の徹底のため、総務省は、電話転送サービス事業者を対象とした説明会を開催し、犯罪収益移転防止法の概要や同法上の義務を履行するに当たっての留意事項等について説明を行っているほか、電話転送サービス事業者に向けて、取引時の確認事項等を周知するための文書を送付している。また、同省のホームページにおいて、同法の解説を掲載している。

平成31年3月、総務省は、電話受付代行・電話転送サービスを行っている事業者に対し、犯罪収益移転防止法に関する説明会を、東京、大阪及び福岡で開催した。

令和元年9月、総務省は、電話受付代行・電話転送サービスを行っている電気通信事業者に対し、事業者として把握すべき情報の周知を図るため、犯罪収益移転防止法の概要や取引時の確認事項等を記載した周知文書を送付した。

また、国家公安委員会が行った上記の報告徴収の結果に基づく意見陳述を受けて、総務省は、当該事業者に対して犯罪収益移転防止法に基づく報告徴収等を実施し、個別具体的な指導等を行っている。令和元年11月には、取引時確認義務違反等が認められた電話転送サービス事業者1社に対して、取引時確認等や確認記録の作成に関する関係法令に対する理解・遵守の徹底及び再発防止策の策定等の措置を執ることを内容とする是正命令を発した。

さらに、総務省は、事業者による法令の遵守状況やリスク管理状況等についての実態把握のための書面等による調査を実施し、それらの情報や法令上の違反事例の検証結果等を基にして、事業者ごとのリスクに応じた指導・監督等を実施している。

所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項としては、

- 取引目的、顧客の職業等を確認すること。
- 法人の顧客に対して、実質的支配者の確認を行うこと。
- 確認記録の作成及び保存を行うこと。
- 非対面取引において、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物

等として送付すること。

○ 「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について、疑わしい取引の届出の要否を検討すること。

等があり、所管行政庁は、事業者への指導等により、これらの改善・是正を図っている。

なお、特殊詐欺の犯行では、電話転送の仕組みを悪用して、相手方に固定電話番号を表示させて架電したり、官公署を装った電話番号への架電を求める文面のはがき等を送り付けたりする手法が多用されている実態がある。このような実態を踏まえ、警察庁・総務省は、固定電話番号を提供する主要な電気通信事業者が、警察からの利用停止要請に基づいて、犯行に利用された固定電話番号を利用停止するなどの対策を令和元年9月に開始した。

#### ウ 危険度の評価

電話転送サービスは、顧客が事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪による収益の帰属先を不透明にすることを可能とするなど、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

さらに、上記のような電話転送サービス業者の内部管理体制の不備等による法令上の義務の不履行は、電話転送サービスの危険度を高めることとなる。

このような危険度に対して、所管行政庁は、前記のような危険度の低減措置や行政対応も含めた指導・監督等によって、事業者による法令上の義務履行の徹底を図るなど、危険度の低減措置を図っている。

しかしながら、これらの取組の程度に事業者ごとの格差が生じると、リスクに応じた実効的な低減措置が図られていない事業者はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業態全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、疑わしい取引の届出の状況や事例等を踏まえると、本調査書中「第5 危険度の高い取引」で取り上げる取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引は、危険度が一層高まるものと認められる。

## (16) 法律・会計専門家<sup>\*1</sup>が取り扱う法律・会計関係サービス

### ア 危険度の要因

#### (7) 特徴

法律に関する専門的知識を有する専門家として弁護士、司法書士及び行政書士が、会計に関する専門的知識を有する専門家として公認会計士及び税理士が挙げられる（以下これらの者をまとめて「法律・会計専門家」という。）。

弁護士は、当事者その他関係人の依頼等によって、法律事務を行うことを職務としている。弁護士は、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）に備えられた弁護士名簿に登録されなければならない。地方裁判所の管轄区域ごとに設立された弁護士会に所属しなければならない。令和2年3月末現在、弁護士4万2,164名、沖縄特別会員7名、外国法事務弁護士434名、弁護士法人1,302法人及び外国法事務弁護士法人9法人が登録等されている。

司法書士は、他人の依頼を受けて、登記に関する手続について代理し、又はこれに関する相談に応ずることや、簡裁訴訟代理等関係業務等を業としている。司法書士は、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）に備える司法書士名簿に登録されなければならない。令和2年4月1日現在、司法書士2万2,724名及び司法書士法人741法人が登録等されている。

行政書士は、他人の依頼を受けて官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とするほか、書類を官公署に提出する手続について代理すること等を業とすることができる。行政書士は、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）に備える行政書士名簿に登録されなければならない。令和2年4月現在、行政書士4万8,639名及び行政書士法人727法人が登録等されている。

公認会計士は、財務書類の監査又は証明をすることを業とするほか、公認会計士の名称を用いて、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。公認会計士は、日本公認会計士協会に備える公認会計士名簿又は外国公認会計士名簿に登録されなければならない。令和2年3月末現在、公認会計士3万1,793名、外国公認会計士2名及び監査法人245法人が登録等されている。

税理士は、税務官公署に対する租税に関する法令等に基づく申告、申請、請求、届出、報告、申立等につき、代理・代行すること、税務書類の作成及び税務相談を業とするほか、これらに付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。税理士は、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）に備える税理士名簿に登録されなければならない。令和2年3月末現在、税理士7万8,795名及び税理士法人4,197法人が登録等されている。

このように、法律・会計専門家は、法律、会計等に関する高度の専門的知識をいかし、様々な取引行為に関与するとともに、高い社会的信用を得ている。

一方で、マネー・ローンダリング等を企図する者にとって、法律・会計専門家は、その目的に適った財産の管理又は処分を行う上で必要な法律・会計上の専門的知識を有するとともに、その社会的信用が高いため、法律・会計専門家を取引や財産の管理に介在させることにより、これに正当性があるかのような外観を作出することが可能になる。

\*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第43号に掲げられた者（弁護士及び弁護士法人）、第44号に掲げられた者（司法書士及び司法書士法人）、第45号に掲げられた者（行政書士及び行政書士法人）、第46号に掲げられた者（公認会計士及び監査法人）及び第47号に掲げられた者（税理士及び税理士法人）をいう。

また、FATF等は、銀行等に対するマネー・ローンダリング等に係る規制が効果的に実施されるに伴い、マネー・ローンダリング等を企図する者は、銀行等を通じたマネー・ローンダリング等に代えて、法律・会計専門家から専門的な助言を得、又は社会的信用のある法律・会計専門家を取引行為に介在させるなどし、マネー・ローンダリング等を敢行するようになってきたことを指摘している。

#### (イ) 事例

法律・会計関係サービスがマネー・ローンダリングに悪用された事例として、我が国では、

- ヤミ金融を営む者が、行政書士に会社設立事務の代理を依頼して、実態のない会社を設立した上、預金取扱金融機関に同法人名義の口座を開設し、犯罪による収益を隠匿する口座として悪用していた事例
- 詐欺や賭博によって得られた収益を正当な事業収益であるかのように装うため、事情を知らない税理士・税理士法人を利用して経理処理させていた事例
- 事情を知らない司法書士に依頼し、詐欺等で得た犯罪収益を資本金として株式会社を設立させ、発起人となった後、同法人名義口座を開設し犯罪収益を振り込ませていた事例

等があり、外国でも、

- 薬物の密売人が、薬物犯罪から得た収益について、共犯者であるビルの購入者から支払を受けた補償金であるかのように事実を偽装した事案において、事情を知らない弁護士が当該ビルの売買の代理人として利用されていた事例

等があるなど、マネー・ローンダリングを企図する者が、犯罪による収益の隠匿行為等を正当な取引として偽装するため、法律・会計関係サービスを利用している実態がある。

### イ 危険度の低減措置

#### (7) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、弁護士を除く法律・会計専門家に対して、一定の取引に際しての本人特定事項の確認義務や確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。

また、同法は、法律・会計専門家（弁護士を除く。）に対し、報告又は資料提出の要求、立入検査等行政機関による監督上の措置についても規定している。

弁護士に対しては、同法の規定に基づき、日弁連の会則等により、一定の業務に関する依頼者の本人特定事項の確認、確認記録の保存、マネー・ローンダリング等に利用される疑いのある場合における受任の回避等を義務付けている。また、個別の弁護士における依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関して、年次報告書での報告を義務付けている。

#### (イ) 所管行政庁及び自主規制団体の措置

各所管行政庁及び各専門家ごとに組織する団体においても、マネー・ローンダリング等防止のための取組を推進するため、規程の整備、各種執務資料の作成、研修会の開催等を行い、それらを通じて、各専門家に対するマネー・ローンダリング等のリスク理解を促進している。

##### a 日弁連・弁護士会

日弁連は、弁護士に対して大規模事務所に対する聞き取り調査、年次報告書の内容等を踏まえて、弁護士業務固有のリスクについて分析を行い、その結果を「弁護士業務におけるマネー・ローンダリング危険度調査書」(以

下「弁護士業務危険度調査書」という。)にまとめ、日弁連の全会員に配布される機関誌「自由と正義」やウェブサイトに掲載するなどして、弁護士に対して弁護士業務に関するリスクの理解を促している。弁護士業務危険度調査書では、「危険度の高い取引」として「現金取引」、「外国との取引」、「実質的支配者が不透明な法人」等と言及しており、これは、各弁護士が自ら取り扱う業務についてリスク評価をする際の参考となるものである。また、「自由と正義」平成31年3月号では、「マネー・ローンダリング対策におけるリスク・ベース・アプローチの実践」と題する記事を掲載することで、弁護士業務のリスクの特定・評価・低減の方法について紹介し、弁護士にリスクベース・アプローチの実践を促している。そのほかにも、日弁連は、弁護士のマネー・ローンダリング等対策に関する日弁連の規程等の遵守を促すための各種ツール及びQ&A集を作成して弁護士や弁護士会に提供するとともに、法律事務所での取組事例、新しい技術によって生じるマネー・ローンダリングのリスク等を機関誌「自由と正義」に掲載して周知するなどして、各弁護士による対策の強化を支援している。

日弁連が把握した、マネー・ローンダリング等対策上弁護士が留意すべき事項としては、

- 弁護士業務危険度調査書を参照すること等により、自身の業務におけるリスクを分析し、評価すること。
- 上記のリスク分析・評価の結果等も踏まえながら、依頼者の属性、依頼者との業務上の関係、依頼内容等に照らし、その依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かについて慎重に検討し、適切な対応を講ずること。

等があり、弁護士会は、年次報告書の記載内容及び提出の有無等を踏まえて、リスクを有すると認められる弁護士に対して必要に応じた是正を求めている。

こうしたリスクに応じたモニタリングを通じ、日弁連は、会員の年次報告書の提出状況や、マネー・ローンダリング等対策に関する弁護士の義務の履行状況について、改善が認められるとしている。

弁護士によるリスクベース・アプローチの取組の例としては、

- 紹介者のいない依頼者候補から、日本企業が外国企業に送金する際に法律事務所経由で支払いたいとの問合せを受けた際に、日本企業の事業内容が法律事務所にとってなじみがないこと等も勘案し、マネー・ローンダリングのリスクが高いと考え、受任を断った事例
- 受任判断において、移転される財産の有無、提案された取引が当該依頼者の事業類型から考えて通常か否か、依頼者の事業又は提案されている案件の相手方に照らし財務上困難な点や通常と異なる点がないかなどを初回面談で確認した上で、法人登記等の独立した信頼性を有する公開情報の利用に加え、公開のインターネット情報の利用や依頼者への問合せにより、リスクを特定・評価し、低減している事例
- 受任判断において、国内外のデータベースを用いて、反社会的勢力や外国の重要な公的地位にある者等に該当する可能性がないか調査する事例
- 法律事務所内において、マネー・ローンダリング等対策に関する内部規程やマニュアルの作成・周知、弁護士や職員に対する研修や説明会、内部管理委員会等の責任部署の設置等を行い、内部管理体制を構築している事例
- 委任契約書や顧問契約書のひな型において、法律事務所が依頼者に本

人確認書類等を求めることができる旨や本人特定事項に変更がある場合には依頼者が通知すべき旨を定めることで、依頼者からの協力を促し、適正な本人特定事項の確認を行う事例等が認められた。

#### b 日司連

日司連は、研修会の開催や、機関誌「月報司法書士」へのマネー・ローンダリング等対策に関する記事の掲載等により、司法書士に対して司法書士業務に関するリスクの理解を促しているが、平成31年3月及び令和元年10月には研修コンテンツを作成して会員専用の研修ポータルサイトに掲載し、令和元年6月には、新規に作成した特定事件報告書の解説及び司法書士業務における疑わしい取引の参考事例を会員に示した上で、「犯罪による収益の移転防止に関する執務指針」の遵守について改めて徹底した。

また、日司連は、司法書士会会則に基づき、令和元年から会員に「特定事件報告書」（犯罪収益移転防止法の遵守状況等に関する報告書）の提出を義務付け、本人特定事項の確認や取引記録等の作成、保存の実施状況等（初年のみ7月から12月まで、令和2年以降は1月から12月までの状況）についてモニタリングすることとし、司法書士会はモニタリング結果及び会員からの報告を基にリスクを有すると認められる会員についてヒアリングを行い、必要に応じて是正を求めることとしている。

所管行政庁が把握した、マネー・ローンダリング等対策上司法書士が留意すべき事項としては、

- 本人確認書類等の提出を受けて本人確認を適切に行うこと。

等があり、所管行政庁は、司法書士への指導等により、これらの改善・是正を図っている。また、所管行政庁は、依頼受任時に依頼内容が犯罪収益の移転を目的としたものでないか慎重な検討をしていない司法書士等について、リスクがあると評価している。

#### c 日行連

日行連は、平成30年4月に行政書士に対して犯罪収益移転防止法の遵守状況に関する書面による調査を実施した。

また、平成31年3月より、行政書士向けウェブサイトにおいて、犯罪収益移転防止法に基づく行政書士の業務に関する実態調査の結果を基にした、本人確認等の義務に関する理解及びマネー・ローンダリング防止の重要性を呼び掛けた文書を掲載した。

所管行政庁が把握した、マネー・ローンダリング等対策上行政書士が留意すべき事項としては、

- 本人確認を徹底すること。
- 確認記録等の作成及び保存を適切に行うこと。

等があり、所管行政庁は、行政書士への指導等により、これらの改善・是正を図っている。

#### d 日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、公認会計士及び監査法人に対して犯罪収益移転防止法の遵守状況の調査を毎年実施している。

また、日本公認会計士協会会員向けウェブサイトにて、eラーニング研修や、FATFが公表したマネー・ローンダリング等に関する公表物の紹介を行っているほか、機関誌「会計・監査ジャーナル」令和2年4月号では、「会計士によるマネロン・テロ資金供与対策の基礎とリスクベース・アプローチ」と題する記事を掲載している。



所管行政庁が把握した、マネー・ローンダリング等対策上公認会計士が留意すべき事項としては、

- 特定業務のうち一定の取引（特定取引等）を顧客と行う場合、取引時確認、確認記録の作成・保存及び取引記録等の作成・保存を行うこと。
- 顧客に提供する業務や取引等を考慮してリスクを特定・評価し、顧客情報や取引の内容等に照らして講ずべき低減措置を判断し実施すること。これらを踏まえて、リスク回避のため新規契約や契約見直し等も検討すること。

等があり、所管行政庁は、公認会計士への指導等により、これらの改善・是正を図っている。

公認会計士・監査法人によるリスクベース・アプローチの取組の例としては、

- 新規の契約締結に際して、契約締結先の業態に応じてリスク分類し、高リスクになるほど多くの資料を用いて契約審査を行っている事例
- 監査契約は1年ごとの更新となるが、契約を継続する際にも、業種、役員、主要株主等を確認している事例
- 過去のデータに基づいて、特定の業種について、新規に契約を締結する際、特に深掘りの調査を行っている事例

等が認められた。

#### e 国税庁、日税連

国税庁は、税理士に対して犯罪収益移転防止法の遵守状況に関する聞き取り調査を毎年実施している。また、日税連では、国税庁と協働し、「税理士のためのマネー・ローンダリング等対策」を内容としたリーフレットを税理士全員に配布したほか、研修用動画のネット配信及びDVD制作や、税理士事務所の内部管理体制等に関する指針の改訂を実施するなど、犯罪収益移転防止法の理解を促進している。

所管行政庁が把握した、マネー・ローンダリング等対策上税理士や税理士法人が留意すべき事項としては、

- 取引時における本人確認（取引時確認）を行い、確認記録を適切に作成し保存すること。

等があり、所管行政庁は、税理士や税理士法人への指導等により、これらの改善・是正を図っている。また、所管行政庁は、

- 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続
- 会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続
- 現金、預金、有価証券その他の財産の管理・処分

等に、税理士等がマネー・ローンダリング等に利用されるリスクが潜んでいると評価している。

#### ウ 危険度の評価

法律・会計専門家は、法律、会計等に関する高度な専門的知識を有するとともに、社会的信用が高いことから、その職務や関連する事務を通じた取引等はマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、犯罪による収益の隠匿行為等を正当な取引であると仮装するために、法律・会計関係サービスを利用していた事例があること等から、法律・会計専門家が、以下の行為の代理又は代行を行うに当たっては、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

- 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続

不動産は、財産的な価値が高く、多額の現金との交換を容易に行うことが

できるほか、その価値が容易に減損しない。また、土地ごとの利用価値や利用方法等について様々な評価をすることができるため、財産的価値の把握が困難であり、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うことによりマネー・ローンダリング等に悪用される危険性がある。さらに、その売買に当たっては、境界の確定、所有権の移転登記等、煩雑かつ専門的知識を必要とする手続を経なくてはならず、これらの知識や社会的信用を有する法律・会計専門家を利用してこれらの手続を行うことにより、より容易に犯罪による収益を移転することが可能となる。

○ 会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続

会社その他の法人、組合又は信託は、出資者等とは独立した財産が形成されるものであり、これらは、例えば、多額の財産の移動を事業名目で行うことを可能とするなど、財産の真の帰属や由来を仮装することを容易にするものであることから、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性がある。また、法律・会計専門家は会社等の組織、運営及び管理に必要な専門知識のほか、社会的信用も有していることから、法律・会計専門家を利用して会社の設立等に関する行為又は手続を行うことにより、より容易に犯罪による収益を移転することが可能となる。

○ 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分

法律・会計専門家は、財産の保管や売却、当該財産を原資とした他の財産の購入等を行う上で必要な専門的知識及び有用な社会的信用を有しており、法律・会計専門家を利用して財産の管理又は処分を行うことにより、より容易に犯罪による収益を移転することが可能となる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び自主規制団体等は、法令上の措置は当然として、前記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組の程度に事業者ごとの格差が生じると、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない事業者がマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業態全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、事例等を踏まえると、本調査書中「第5 危険度の高い取引」で取り上げる取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引は、危険度が一層高まるものと認められる。

## 2 引き続き利用実態等を注視すべき新たな技術を活用した商品・サービス（電子マネー<sup>\*1</sup>）

### (1) 現状

我が国における電子マネーの1世帯（二人以上の世帯）当たり1か月間の平均利用額は、平成29年には1万7,644円であったところ、令和元年には2万567円に増加し、また、電子マネーを1か月当たり1万円以上利用した世帯（二人以上の世帯）の割合についても、平成29年には24.6%であったところ、令和元年には31.2%に上昇するなど、我が国において、電子マネーの利用が広がっている状況が見受けられる（図表15、16参照）。

我が国における電子マネーは、資金決済法の規定に基づき発行される「前払式支払手段」に該当するものが多い。前払式支払手段とは、あらかじめ対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（コンピュータ・サーバ等にその価値が記録されるものを含む。）であって、その発行者等からの物品の購入・借受けや役務の提供に対する代価の弁済に利用できるものであり、主に、特定のサービスや加盟店等における小口決済手段として用いられている。

前払式支払手段には、発行者への支払にのみ利用できる「自家型」と、加盟店等での支払にも利用できる「第三者型」がある。資金決済法は、第三者型前払式支払手段の発行者に対しては監督当局への登録を、未使用発行残高が一定額以上である自家型前払式支払手段の発行者に対しては監督当局への届出を、それぞれ義務付けている。また、各種報告義務や発行保証金の供託義務、加盟店管理（取扱商品が公序良俗に反しないこと等を確保するための措置）、前払式支払手段の払戻しの原則禁止等の規制を定め、前払式支払手段に関するサービスの適切な実施を確保している。

金銭的価値を電磁的記録等に変換してICチップやネットワーク上のサーバ等に保存することができる前払式支払手段は、運搬性に優れているほか、多くの場合、発行時の本人確認は氏名・生年月日等の自己申告で足り、本人確認書類等の提示は不要であることから、匿名性が高く、ICカード等の媒体の譲渡が可能である。

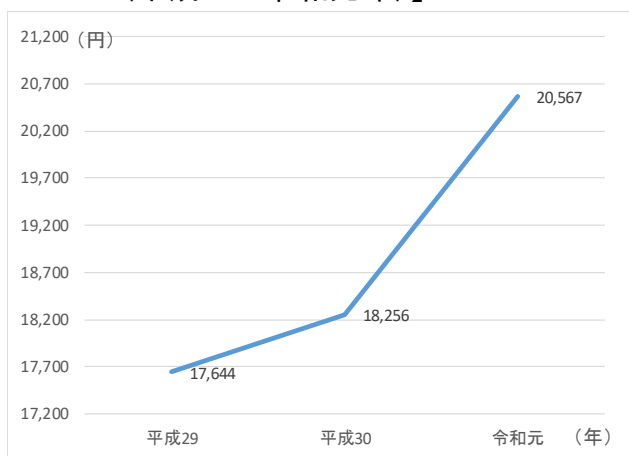
他方、前払式支払手段は、資金決済法により、発行者の廃業等の場合を除き、利用者への払戻しが禁止されており、利用者はチャージした金額について自由な引き出し等を行うことはできない。<sup>\*2</sup>また、多くの前払式支払手段の発行者は、自主的にチャージの上限額を設定し、特定の加盟店等における小口決済に利用されている。

しかし、キャッシュレス化の進展と相まって、電子マネーが利用可能な店舗はオンライン店舗を含めて多数存在している。また、電子マネー（プリペイドカード）をだまし取る詐欺に加え、だまし取った電子マネーの番号を伝達し、電子マネー利用権を買取業者に売却するなどして、マネー・ローンダリングを敢行する事例が認められている。

\*1 本調査書における電子マネーとは、現金に相当する貨幣価値をカード等に移し替えたものをいい、クレジットカード、デビットカード又はポストペイや、特定の商品・サービスを購入する際に使用するバスカードその他のプリペイドカードは含まない。

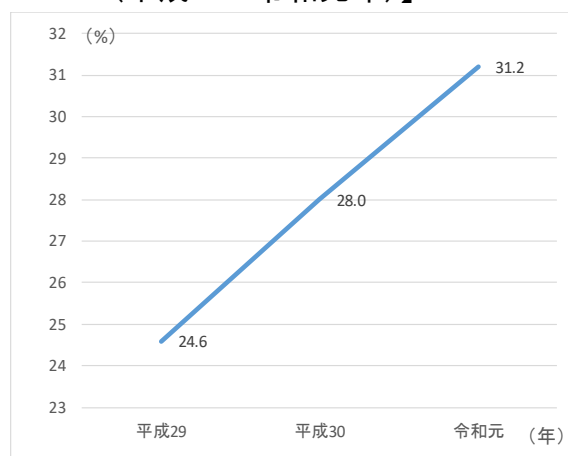
\*2 前払式支払手段のうち、チャージした金額の引き出しや送金等が可能なものについては、その発行者は、資金決済法上の資金移動業者に該当し、犯罪収益移転防止法の特定事業者となるため、発行時の取引時確認等の義務が課される。

図表15【電子マネーを利用した1世帯当たり1か月間の平均利用金額の推移（二人以上世帯）（平成29～令和元年）】



注：総務省の資料による。

図表16【電子マネーを1か月当たり1万円以上利用した世帯の割合の推移（二人以上世帯）（平成29～令和元年）】



注：総務省の資料による。

## (2) 事例

電子マネーがマネー・ローンダリングに悪用された事例として、

- 詐欺により得た電子マネーをインターネット上の仲介業者を介して売却し、販売代金を他人名義の口座に振り込ませていた事例
  - 詐欺により得た電子マネー利用権で、別の電子マネー利用権を購入し、買取業者に転売し、その代金を借名口座に振り込ませ、その後、ATMで出金していた事例
  - 特殊詐欺グループが酒類販売業者と結託した上、酒類販売業者がショッピングサイト内に架空出品した大量のビール券を、特殊詐欺グループが詐取した電子マネーで購入し、同サイト運営会社から販売代金を酒類販売業者の口座に振込入金させた事例
  - だまし取った電子マネーの番号を、買取業者が特殊詐欺グループから電子メールで受信し、收受していた事例
- 等がある。

なお、令和元年中の架空請求詐欺の認知件数3,533件のうち、手口別交付形態が電子マネー型によるものは1,481件で、全体の41.9%を占めており、1件当たりの被害額は約80万円に上る。また、令和元年中のインターネットバンキングに係る不正送金事犯では、従来型の手口である預貯金口座への不正送金のほか、電子マネーの購入、プリペイド型のバーチャルクレジットカードへのチャージ、大手通信販売サイトの電子ギフト券の購入等の手口が確認されている。

## (3) 危険度

電子マネーは、その態様や利用方法は多様であるものの、一般的に、運搬性に優れ、匿名性が高いものもあり、実際にマネー・ローンダリングの過程において、電子マネーが利用された事例が存在し、その件数は増加傾向にある。我が国においては、資金決済法に基づき、原則として前払式支払手段の払戻しが禁止されており、利用者はチャージした金額について自由な引き出し等を行うことができない。また、現状、多くの発行者においてチャージの上限額が設定されているほか、利用することができるのは特定の加盟店等に限定されている。しかしながら、キャッシュレス化の進展と相まって、電子マネーが利用可能な店舗はオンライン店舗を含めて多数存在している。

さらに、電子マネーの普及に伴い、架空の有料サイト利用料金等の支払を求められた被害者が、コンビニエンスストア等で電子マネー（プリペイドカード）を購入し、そのIDを教えるよう要求され、プリペイドカードの額面分の金額（利用権）をだまし取られたり、スマートフォン等のモバイルデバイスとバーコード又はQRコードを活用したコード決済サービスに不正アクセスをして、不正に入手したクレジットカード番号等を利用して商品を購入されたりするなど、電子マネーが犯罪に悪用される事例が発生していることから、マネー・ローンダリング事犯を防止する観点だけではなく、犯罪被害全般を防止する観点から、関係省庁や業界団体等において注意喚起等の取組が進められている。具体的な取組として、経済産業省等においては、令和元年8月にキャッシュレス決済機能を提供する事業者に対して不正アクセスに備えた十分な対策を講じることを要請しているほか、一般社団法人キャッシュレス推進協議会においては、平成31年4月に「コード決済における不正流出したクレジットカード番号等の不正利用防止対策に関するガイドライン」を公表している。また、電子マネー利用権の売買に関与する買取業者の中には、だまし取った電子マネーであることを知りながら、若しくはその疑いを持ちながら買取を行うことにより、犯罪を助長し、又は容易にさせている悪質な業者もあり、それらに対して、警察では、実態解明と解体等のための取組を強化しており、電子マネー買取業者による組織犯罪処罰法違反事件等を検挙しているほか、電子マネーを詐取される類型の詐欺についての対策として、コンビニエンスストア、電子マネー発行会社等の関係事業者と連携した被害の未然防止を推進している。

これらの状況等を踏まえると、電子マネーについては、引き続き我が国における利用実態等を注視していく必要がある。

## 【カジノ】

海外においては、多数の国・地域で、合法的にカジノが行われている中、カジノに係るマネー・ローンダリングの危険性については、FATFが平成21年に公表したレポート<sup>\*1</sup>で以下のような指摘をしている。

- カジノは現金が集中する事業であり、しばしば24時間営業を行い、多額の現金取引が素早く行われること。
  - カジノは、口座、為替送金、外貨両替等の多様な金融サービスを提供すること。
  - 地域によっては、カジノを金融機関ではなく娯楽場として認識し、マネー・ローンダリング等対策が十分になされていないこと。
  - 地域によっては、カジノ業界における職員の離職率が高く、マネー・ローンダリング等対策のための教育訓練等が十分になされていないこと。
- また、カジノに関連するマネー・ローンダリング事犯の手口として、
- 犯罪収益でカジノチップを購入し、それを使うことなく、再び現金に払い戻す手口
  - カジノチェーンを利用して、犯罪収益をカジノ口座から他の口座に送金する手口
  - 他の顧客のチップを犯罪収益で買い取る手口
  - 多額の小額の紙幣やコインを、カジノの窓口において、より管理のしやすい高額の紙幣に両替する手口
- 等が指摘されている。

特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。）が成立し、今後、カジノに関連するマネー・ローンダリング等対策を適切に講じていく必要があるところ、カジノがマネー・ローンダリングに利用される危険性を勘案し、FATFの新「40の勧告」では、カジノ事業者に対して、顧客との間で継続的取引関係を樹立する場合や3,000米ドル／ユーロ以上の金融取引を行う場合に、顧客の身元確認及び照合等の顧客管理の措置を行うこと、また、資金洗浄・テロ資金供与対策を効果的に実施するための措置として、カジノを免許制とすること等を要請している。

これを踏まえ、IR整備法では、カジノ事業を免許制とするとともに、犯罪収益移転防止法を改正し、カジノ事業者を特定事業者に追加し、顧客に対する取引時確認、取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等を義務付けることとしている。また、平成31年3月に公布された特定複合観光施設区域整備法施行令（平成31年政令第72号。以下「IR整備法施行令」という。）による改正後の施行令において、

- 特定資金移動業務又は特定資金受入業務に係る口座の開設を行うことを内容とする契約の締結
- 特定資金貸付契約の締結
- チップ交付等取引（チップの交付若しくは付与又は受領をする取引）であって、当該取引に係るチップの価額が30万円を超えるもの
- 特定資金受入業務に係る金銭の受入れ
- カジノ関連金銭受払取引（特定資金受入業務に係る金銭の払戻し、特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領又は金銭の両替）であって、当該取引の金額が30万円を超えるもの
- カジノ行為関連景品類（いわゆる「コンプ」）の提供であって、当該提供に係るコンプの価額が30万円を超えるもの

について、取引時確認等の義務が課される「特定取引」とした。

さらに、IR整備法及びIR整備法施行令では、これらの規制に加えて、カジノ事業者に対し、

- 犯罪収益移転防止規程の作成の義務付け（カジノ管理委員会による審査）
  - 上記「特定取引」であって、100万円を超える現金の受払いをする場合のカジノ管理委員会への届出の義務付け
  - チップの譲渡・譲受け・持出しの防止措置を講じることの義務付け
- 等により、マネー・ローンダリング対策を講じていくこととしており、カジノがマネー・ローンダリングに悪用されない環境作りが行われていくこととなる。

令和2年1月には、IR整備法に基づき、内閣府の外局として置かれる行政委員会として、マネー・ローンダリング対策を含む厳格なカジノ事業の規制・監督を実施することを責務とするカジノ管理委員会が設立された。

\*1 Vulnerabilities of Casinos and Gaming Sector(March 2009)

## 第5 危険度の高い取引

### 1 取引形態と危険度

FATFの新「40の勧告」解釈ノートにおけるマネー・ローンダリングやテロ資金供与の危険度を高める状況の例（「非対面の業務関係又は取引」、「取引が現金中心である」）に加え、来日外国人によるマネー・ローンダリング事犯検挙事例の存在等を参考にして、取引の危険度に影響を与える形態として、(1)非対面取引、(2)現金取引及び(3)外国との取引を特定し、分析・評価を行った。

#### (1) 非対面取引

##### ア 危険度を高める要因

###### (7) 特徴

情報通信技術の発展、顧客の利便性を考慮した事業者によるサービス向上等により、インターネット等を通じた非対面取引が拡大している。

例えば、預金取扱金融機関においては、インターネットを通じて、口座の開設や振込み等の金融取引を行うことができるほか、郵送によって口座の開設等の申込手続きができるメールオーダーサービスが行われている。また、金融商品取引業者等においては、インターネットを通じた口座の開設や株式の売買等が行われている。

一方で、非対面取引は、取引の相手方と直に対面せずに行う取引であることから、同人の性別、年代、容貌、言動等を直接確認することにより、本人特定事項の偽りや他人へのなりすましの有無を判断することができない。また、本人確認書類の写しにより本人確認を行う場合には、その手触りや質感から偽変造の有無を確認することができない。このように、非対面取引においては、他人になりすますことを企図する者を看破する手段が限定され、本人確認の精度が低下することとなる。

したがって、非対面取引は対面取引と比べて匿名性が高く、容易に氏名・住居等の本人特定事項を偽ったり、架空の人物や他人になりすまして取引を行うことを可能とする。具体的には、偽変造された本人確認書類の写しを送付すること等により、本人特定事項を偽ったり、他人になりすまして行うことが可能となる。

なお、我が国は、FATFの第3次対日相互審査において、「非対面取引における身分確認及び照合に関する義務が十分でない。」旨指摘されている。

#### (イ) 事例

非対面取引がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、

- 窃取した健康保険証等を用い、インターネットを通じた非対面取引により他人名義で開設された口座が盗品の売却による収益の隠匿口座として悪用されていた事例
- 架空の人物になりすまして非対面取引により開設された口座が、詐欺やヤミ金融事犯等において、犯罪による収益の隠匿口座として悪用されていた事例
- インターネットバンキングに係る不正送金事犯において、偽造の身分証明書を使用した非対面取引により開設された複数の架空名義口座が振込先に指定されていた事例
- 長期不在中の親族の写真付き本人確認書類を使い、スマートフォンアプリにより銀行口座を開設して、詐欺の犯罪収益を振り込ませていた事例
- 偽造の健康保険被保険者証を使用し、オンラインで銀行口座の開設の申込みをして、キャッシュカードが本人限定郵便で郵送されてきた際に、郵便局員に口座開設の際に使用した偽造の本人確認書類を提示し、キャッシュ

- キャッシュカードを受け取っていた事例
- オンラインで架空の法人名義口座を開設し、特殊詐欺の犯罪収益を振り込ませていた事例
  - 偽造した他人の運転免許証の画像を利用して、インターネット上で他人名義の銀行口座の開設と貸金業者に対する貸金契約の申込みを行い、貸付金を同口座に振り込ませていた事例
- 等がある。

## イ 危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法は、顧客等の本人特定事項の確認方法として、特定事業者が直に本人確認書類の提示を受ける方法以外に、転送不要郵便物を利用する方法及び本人限定受取郵便物を利用する方法等を定めている。

近年、転送不要郵便物及び本人限定受取郵便物として取引関係文書を送付することによる本人確認方法においては、空き家を住居とした偽造の本人確認書類の写しを悪用して、当該空き家にキャッシュカードやクレジットカード等の取引関係文書を配達させるなどの不正事例の発生が認められている。この実態を踏まえて、危険度を低減させるための措置を規定した改正規則が平成30年11月に公布され、令和2年4月に施行された。

改正の概要は、

- 転送不要郵便物として取引関係文書を送付することによる本人確認方法として、顧客から特定事業者へ送付する本人確認書類について、これまで身分証の写し1枚としていたものを、原本等であれば1種類、それ以外であれば2種類の本人確認書類の写し又は本人確認書類の写し及び顧客の現在の住居の記載がある補完書類の計2枚の送付を受けることを必要としたこと
  - 本人限定受取郵便物として取引関係文書を送付することによる本人確認方法として、顧客の関係取引文書受取時の身分証の提示について、これまでは身分証の種別を問わなかったものを、顔写真付の身分証に限るとしたこと
- 等である。

また、同改正とあわせて、FinTechに対応した本人確認方法として、オンラインで完結できる仕組みを導入した規則改正も行われ、公布同日に施行された。

改正の概要は、

- ① 特定事業者が提供するソフトウェアにより顧客に容貌を撮影させた上、同画像と顔写真付き本人確認書類の画像等の送信を受ける方法を規定したこと
  - ② 特定事業者が提供するソフトウェアにより顧客に撮影させた顔写真付き本人確認書類（一点に限り発行又は発給されたものに限る。）の画像等の送信を受けるとともに、他の特定事業者が過去に行った本人確認の記録を利用する方法又は当該顧客の預貯金口座（顧客等の本人特定事項の確認を行い、その記録を保存しているものに限る。）に振込みを行い、その振込額等が記載された預貯金通帳の写し等の送付を受ける方法を規定したこと
- 等である。

これらの制度には、事前に撮影した第三者の容貌の画像や加工された画像を使用するなどして、架空の人物や第三者へのなりすましが行われるなどの危険性があることを踏まえて、これらの危険度を低減させるための措置を導入している。

例えば、①、②の画像の撮影及び送信に当たっては、特定事業者が開発した又は第三者が開発し特定事業者が使用の契約を締結したソフトウェアに限って使用することを認めることで、加工されたデータが用いられることを防止するとともに、特定事業者に対しては、加工されたデータが用いられるなどして、



本人確認の精度が低下することのないよう、適切なソフトウェアを用いることが求められている。また、①、②で使用可能な本人確認書類を、顔写真付きの身分証明書等に限定している。さらに、②で規定する「他の特定事業者」については、顧客との継続的な取引関係を有しており、かつ、確認記録が最新の内容に保たれていることが想定されることから、必要な技術的基盤が比較的整備されている預金取扱金融機関及びクレジットカード事業者に限定している。

これらの措置によって、これまでの本人確認の水準を十分に確保しつつ、オンラインで完結する効率的な本人確認が可能となっている。

また、金融庁が策定している監督指針においては、インターネットバンキングが非対面取引であることを踏まえ、取引時確認等の顧客管理に必要な体制の整備が図られているかという点を監督上の着眼点の一つとして定めている。

さらに、事業者においても、疑わしい取引を判断するに際して、IPアドレスやログイン所在地を踏まえて取引をモニタリングするなど、リスク低減措置が図られている。

#### ウ 危険度の評価

非対面取引においては、取引の相手方や本人確認書類を直接観察することができないことから、本人確認の精度が低下することとなる。したがって、非対面取引は、対面取引に比べて匿名性が高く、本人確認書類の偽変造等により本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことを容易にする。

実際、非対面取引において他人になりすますなどして開設された口座がマネー・ローンダリングに悪用されていた事例があること等から、非対面取引は危険度が高いと認められる。

## (2) 現金取引

### ア 危険度を高める要因

#### (7) 特徴

我が国における現金取引の状況に関し、平成26年の1世帯（二人以上の世帯）当たりの1か月平均消費支出を購入形態別に見ると、「現金」は24万1,604円（消費支出に占める割合82.5%）であるのに対して、「クレジットカード、月賦、掛買い」は4万6,995円（同16.0%）となっている。「現金」の割合の推移を見ると、平成16年が93.5%、平成21年が88.8%、平成26年が82.5%と低下しているものの、依然として消費支出の大半を占めている（図表17参照）。現金流通状況は、他国に比べても高い状況にある（図表18参照）。

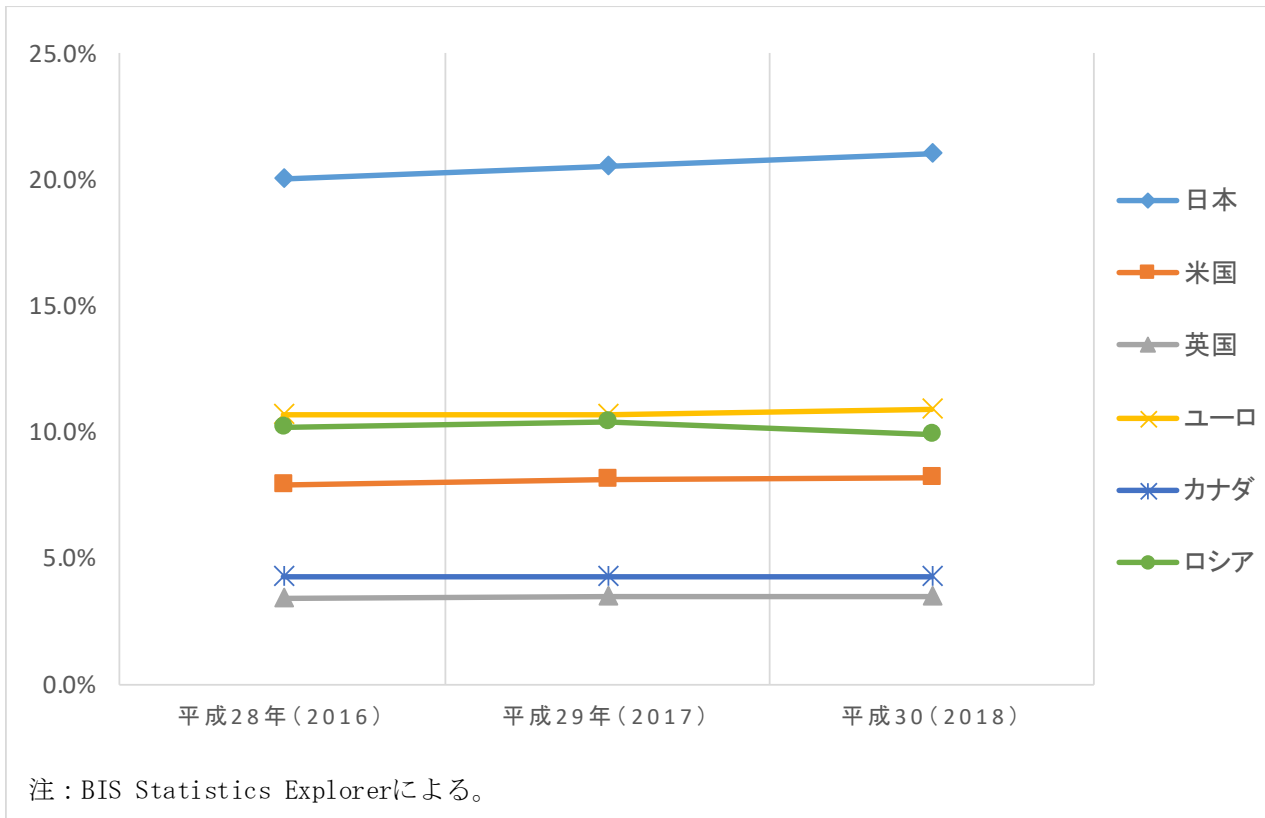
現金取引の特徴として、遠隔地への速やかな資金移動が容易な為替取引と異なり、実際に現金の物理的な移動を伴うことから、相当な時間を要する。その一方で、現金は流動性が高く、権利の移転が容易であるとともに、現金取引は匿名性が高く、取引内容に関する記録が作成されない限り、資金の流れの追跡可能性が低い。

図表17【購入形態別支出の推移（二人以上の世帯・1か月平均）】

消費支出	平成16年			平成21年				平成26年			
	現金	クレジットカード等	合計	現金	クレジットカード等	電子マネー	合計	現金	クレジットカード等	電子マネー	合計
支出金額(円)	299,340	20,724	320,063	267,119	32,574	1,244	300,936	241,604	46,995	4,283	292,882
構成比(%)	93.5%	6.5%	100.0%	88.8%	10.8%	0.4%	100.0%	82.5%	16.0%	1.5%	100.0%

注：総務省の統計による。

図表18【各国の名目GDPに占める現金流通残高の割合（平成28～30年）】



#### (イ) 事例

マネー・ローンダリング事犯の検挙事例の分析を踏まえると、我が国においては、マネー・ローンダリング等を企図する者が、内国為替取引を通じて、架空・他人名義の口座に犯罪による収益を振り込ませ、最終的にATMにおいて

現金で出金することで、その後の資金の追跡が困難になる事例が多くみられる。また、犯罪組織等は、犯罪収益を現金として隠匿している実態も認められ、実際に、賭博事犯やヤミ金融事犯等の犯罪収益である多額の現金が、犯罪組織の管理する金庫に隠匿されており、それらが没収された事例等がある。

また、外国における詐欺の収益を我が国の金融機関に送金する国際的なマネー・ローンダリング事犯においても、国際犯罪組織が、取引の正当性を仮装し、一度に多額の現金を引き出すなどの事例の発生も認められる。

さらに、国境を越えた犯罪収益の移転として、キャッシュ・クーリエ（現金等支払手段の輸出入）による手法も認められるところ、金地金の密輸で得た犯罪収益である多額の現金について、税関長の許可を受けずに不正に輸出しようとしたとして摘発された事例や、特殊詐欺で得た現金を海外に持ち出すために、税関長に申告することなく、航空機の預け荷物として持ち出そうとしたとして検挙された事例がある。

これらのほか、現金取引がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、

○ 盗品を架空又は他人名義で質屋や古物商等に売却するなどして現金を入手する事例

○ 暴力団構成員等が、売春や賭博等による違法な収益を、みかじめ料や上納金名目等で現金で受領する事例

等がある。また、事業者が提供する商品・サービスの脆弱性に加え、現金の流動性や匿名性等がマネー・ローンダリング等に悪用されたと認められる事例としては、

○ 窃盗により得た多量の硬貨を金融機関の店舗に設置されたATMで他人名義口座に入金後、別のATMを使い紙幣で払戻しを受けた事例

○ 強盗で得た現金の一部を知人名義の口座にATMから短時間に複数回預入れを行っていた事例

○ 詐取した自動車を売却して得た現金を資金移動業者を利用して海外送金していた事例

○ 特殊詐欺の犯罪収益が振り込まれた銀行口座から現金を払い出し、ネット銀行に開設された暗号資産交換業者の口座に振り込み、暗号資産を購入し、その後、複数のアカウントに移転させていた事例

等がある。

## イ 危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法は、金融に関する業務等を行う特定事業者が顧客等と200万円（為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、10万円）を超える現金の受払いをする取引に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情に加え、調査書の内容を勘案し、かつ、通常行う特定業務に係る取引の態様との比較等を行って、当該取引において収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪等に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

また、古物営業法や質屋営業法においては、取引に際して、相手方の住所・氏名等を確認することが定められ、キャッシュ・クーリエに関しては、100万円（北朝鮮を仕向地とする輸出にあつては、10万円）相当額を超える現金等を携帯して輸出入する場合、外為法では財務大臣への届出を書面等で行う義務を、関税法では税関長への申告を書面で行う義務を課しており、このような措置も、現金取引の危険度の低減に資するものと考えられる。

さらに、我が国は、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）等に

において、キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性の向上を掲げ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を視野に入れたキャッシュレス化推進を示すとともに、2025年までにキャッシュレス決済比率を4割程度とすることを目指すとしている。キャッシュレスの推進により、不透明な現金資産の見える化、不透明な現金流通の抑止等が図られ、現金取引に係るマネー・ローンダリング等の抑制につながることが期待される。

加えて、所管行政庁は、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべきものの類型を例示した「疑わしい取引の参考事例」等を事業者に対して示しているが、現金の使用形態に着目した事例として、

- 多額の現金による取引
- 短期間のうちに頻繁に行われる取引で、総額が多額であるもの等が挙げられる。

事業者においては、上記事例等を踏まえて疑わしい取引の届出を的確に行うための措置として、

- 一定基準を超える現金の入出金については、店頭においてヒアリングシートを起票し、必要に応じて疑わしい取引の届出をする
- 同一日における同一店舗での複数回の取引や複数店舗での取引等、認識したリスクを踏まえて、ヒアリングシートの起票基準の更新を検討する
- 口座を保有していないなどの理由から取引時確認ができていない顧客の現金持込みの海外送金取引を謝絶する

などのリスク低減措置を講じている例もみられる。

#### ウ 危険度の評価

現金取引は、流動性及び匿名性が高く、現金を取り扱う事業者において、取引内容に関する記録が正確に作成されない限り、犯罪による収益の流れの解明が困難となる。

実際、他人になりすますなどした上で、現金取引を通じてマネー・ローンダリングを行った事例が多数存在すること等から、現金取引は危険度が高いと認められる。

### (3) 外国との取引

#### ア 危険度を高める要因

##### (7) 特徴

令和元年の我が国の経済規模は、名目GDPが世界第3位（約553.7兆円）、輸入総額が世界第4位（約78兆5,995億円）、輸出総額が世界第5位（約76兆9,317億円）となるなど、我が国は世界経済において重要な地位を占めている。また、我が国は高度に発達した金融市場を有し、世界有数の国際金融市場として相当額の取引を行っている。

このように、我が国は日常的に外国との取引を行っているところ、外国との取引は、国により法制度や取引システムが異なること、自国の監視・監督が他国まで及ばないこと等から、一般に、国内の取引に比べて、資金移転の追跡を困難とする性質を有する。諸外国の中には、法人の役員や株主を第三者名義で登記することを制度を許容している国・地域もあり、それらの国・地域において設立された実態のない法人が、犯罪による収益の隠匿等に悪用されている実態も認められ、また、それらの匿名性の高い法人口座等を複数経由すること等により、最終的な送金先が不透明になる危険性が高まることとなる。加えて、貿易取引を仮装することにより、容易に送金を正当なものと同装うことができるほか、実際の取引価格に金額を上乗せして支払うなどして犯罪による収益を移転することが可能となる。

特に外国との為替取引は、銀行間におけるコルレス契約に基づいて支払委託が行われることが多く、このような取引は短時間に隔地間の複数の銀行を経由することから、犯罪による収益の追跡可能性を著しく低下させる。

また、コルレス業務においては、金融機関は取引を行う立場により送金依頼人等と直接の取引関係にない場合があるため、コルレス先におけるマネー・ローンダリング等防止のための体制が不十分である場合には、マネー・ローンダリング等に巻き込まれるおそれがある。さらに、例えばコルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）である場合やコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させている場合には、外国為替取引がマネー・ローンダリング等に用いられる危険性が高い。

近年、国際犯罪組織によって、外国における詐欺の収益が我が国の金融機関に送金される国際的なマネー・ローンダリング事犯の発生等も認められ、これらの事案の背景には、我が国の国際社会での信頼度や金融システムへの高い信頼性のほか、我が国と被害発生国における時差を利用することで犯罪の発覚を遅らせるなどの複数の要因があると考えられる。

なお、外国との取引においては、上記のコルレス契約に基づく銀行間のみならず、為替取引等以外に、キャッシュ・クーリエによるマネー・ローンダリング等も可能である。

マネー・ローンダリング等対策に関する国際的な目線は急速に高まりを見せており、諸外国においては、当局が対策の不備を理由として多額の制裁金を課す事例等もみられる。こうした点を踏まえて、外国との為替取引を行う金融機関等においては、国内のみならず、外国当局による監督の状況を含め、国外の動向をも十分に踏まえた対応が求められる。

##### (イ) 事例

近年、我が国における外国との取引が悪用された事例の多くには、来日外国人の関与が認められる。

来日外国人によるマネー・ローンダリング事犯の検挙状況について見ると、国籍等別の検挙人員では、中国、ベトナムが多く、前提犯罪別では、窃盗、

詐欺、出入国管理及び難民認定法違反、電子計算機使用詐欺等が多く認められる。なお、来日外国人によるマネー・ローンダリング事犯については、本調査書中「第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析」においても、調査、分析した結果を記載している。

外国との取引がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、

- アメリカ、ヨーロッパ等において敢行した詐欺事件における詐取金を我が国の銀行に開設した口座に送金させた上、口座名義人である日本人が偽造した請求書等を当該銀行の窓口で提示して、正当な取引による送金であるかのように装って当該詐取金を引き出した事例
- サーバをハッキングして、外国の企業に対して取引相手を装い、代金の振込先が変更になった旨の偽のメールを送り、我が国に開設された営業実態のない会社名義の口座に当該代金を振り込ませ、一度に多額の現金を引き出した事例

が認められており、近年、国際犯罪組織が、他国で敢行した詐欺事件等による詐取金の入金口座として我が国の金融機関の口座を利用し、我が国にいる共犯者が正当な取引による送金であるかのように装って詐取金を引き出すなどの手口による国際的なマネー・ローンダリングが敢行されている。

海外で行われた詐欺の犯罪収益を正当な資金のように見せ掛け、真の資金の出所や所有者、資金の実態を隠匿しようとするこれらのマネー・ローンダリング事件の主な特徴として、

- 1回の送金額が1億円を超えることもあるなど高額である。
- 受取人と送金人で送金理由が異なる。
- 送金を受けた額のほぼ全額を現金で払出し請求する。
- 送金元から後日組戻し依頼がなされる。

などの特徴が認められ、また、海外からの犯罪収益を隠匿するために、あらかじめ本店が遠隔地にある地域金融機関の支店で虚偽の口座開設目的で口座を開設していた事例も認められる。

さらに、

- 中古自動車等輸出会社の実質的経営者が、盗品自動車について内容虚偽の書面を準備した上で、事実と異なる輸出許可を得て国外輸出していた事例等の国際的なマネー・ローンダリング事件の発生も認められる。

このほか、来日外国人らによる地下銀行事案として、不法滞在者等が犯罪収益等を海外に送金するために利用する事例等が確認されており、その検挙件数自体は、平成26年以降減少傾向とはなっているものの、不正送金額が20億円を超えるような組織的な事件も検挙されるなど、詐欺や薬物事犯等による犯罪収益が、地下銀行により国外に不正送金されている可能性も否定できないことから、地下銀行に関する手口等について注視する必要がある。また、近年は正規の貿易を装い、現金から物、再び現金へと犯罪収益の形態を転換させるなど、その手口も巧妙化している。事例としては、

- 送金依頼を受けた資金で母国で需要の高い中古自動車等を購入し、正規の貿易を装って輸出して現地で換金することで、実質的に外国への送金を行っていた事例
- 顧客から送金依頼を受けて他人名義の口座に振り込ませ、中古重機や農機具等を購入した後、正規の貿易を装ってこれらを輸出して現地で換金することで、実質的に外国への送金を行っていた事例
- 顧客から送金依頼を受けて他の外国人名義の口座に振り込ませた後に現金で払い出し、払い出した現金を外国人が経営する国内の会社に渡して、

同会社がその現金を原資として日本製品を購入した後に輸出し、外国で販売し外貨を得ることで、実質的に外国への送金を行っていた事例

- 顧客から送金依頼を受けて他人名義の口座に振り込ませ、現金を引き出した後に旅行バッグ等に入れて外国へ密輸した事例
  - 外国の留学あっせんブローカーと来日外国人が結託した犯罪グループが、実際の資金移動をすることなく、同グループが日本国内外に管理する口座等を用いて外国人留学生等の母国に住む家族等への送金・支払を請け負う、大規模な地下銀行を営んでいた事例
- 等がある。さらに、外国では、
- 犯罪による収益が、国境を越える大口の現金密輸、実際の商品価格に金額を上乗せして対価を支払う方法による取引等によって外国に移転されていた事例

等がある。

## イ 危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法は、特定事業者に対して、特定取引を行うに際しての取引の目的の確認を行う義務を、また、特定事業者のうち、為替取引を行う金融機関等に対して、外国所在為替取引業者とコルレス契約を締結するに際して、当該外国所在為替取引業者の体制の確認等を行う義務<sup>\*1</sup>や、他の金融機関等に外国に向けた支払に係る為替取引を委託する場合に当該他の金融機関等に顧客(送金依頼人)の本人特定事項等を通知する義務を課すとともに、同様の法制度に基づいて外国所在為替取引業者から提供された顧客の本人特定事項等を保存すること等を定めている。

また、金融庁が策定している監督指針においては、コルレス契約に係る以下の体制が整備されているかという点を監督上の着眼点の一つとして定めている。

- コルレス先のマネー・ローンダリング等対策、現地の監督当局における監督体制等について十分に情報収集し、コルレス先を適正に評価した上で、統括管理者による承認を行うことを含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断すること。
- マネー・ローンダリング等の防止に関するコルレス先との責任分担について、文書化するなどして明確にすること。
- コルレス先が架空銀行でないこと及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認すること。

さらに、キャッシュ・クーリエに関しては、100万円（北朝鮮を仕向地とする輸出にあつては、10万円）相当額を超える現金や小切手等の支払手段、有価証券又は重量が1キログラムを超える貴金属<sup>\*2</sup>を携帯して輸出入する場合、外為法では財務大臣への届出を書面等で行う義務を、関税法では税関長への申告を書面で行う義務を課している。

財務省は、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置に関する内部管理体制の構築に当たっての留意点を示した外国為替検査マニュアルを発展させ、

---

\*1 例えば、

- ・ コルレス契約の締結先が取引時確認等を的確に行うために必要な体制を整備していることを確認する義務
- ・ コルレス契約の締結先が取引時確認等を的確に行うために必要な体制を整備していない金融機関等と為替取引を継続的に又は反復して行う契約を締結していないことを確認する義務
- ・ コルレス契約の締結先における犯罪収益移転防止体制の整備状況、営業実態及び外国当局による監督の実態について情報収集に努める義務、取引時確認等の実施に係るコルレス先との責任分担の明確化に努める義務が課されている。

\*2 金の地金のうち、全重量に占める金の含有量が90%以上のもの

平成30年9月、金融機関が主体的かつ積極的にリスクベース・アプローチを踏まえた外為法令の遵守を促進できるよう、必要な体制整備等に関する具体的な検査項目を詳述した外国為替検査ガイドラインを策定した。

また、金融庁は、預金取扱金融機関及び資金移動業者に対して文書により送金取引等に関する調査を実施するなど、外国送金を含む送金取引に重点を置いた監督上の取組を強化している。

さらに、事業者の中には、

- 外国為替取引を開始する法人顧客については、その法人を訪問するなどして、事業内容等のヒアリング等を実施する
  - 現金持込みによる海外送金取引を謝絶する
  - FATF声明で加盟国等に対して対抗措置等が要請された国・地域に近接するエリア向けの海外送金取引について、取引時確認を強化する
  - 外国からの送金について、送金目的と受取人の実際の資金の使用状況との乖離に着目し、疑わしい取引の届出を行う
- などのリスク低減措置を講じている例もみられる。

#### ウ 危険度の評価

外国との取引は、法制度や取引システムの相違等から、国内取引に比べてマネー・ローンダリング等の追跡を困難にする。

実際、外国との取引を通じてマネー・ローンダリングを行った事例が存在することから、外国との取引はマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このほか、最近の我が国における国際組織犯罪の動向を見ると、来日外国人で構成される犯罪組織が、出身国に存在する犯罪組織の指示を受けて犯罪を敢行するなど、その人的ネットワーク、犯行態様等が一国内のみで完結せず、国境を越えて役割が分担されることで、犯罪がより巧妙化かつ潜在化している実態があり、こうした事案に伴う犯罪収益が海外に還流される危険性も認められる。

また、FATFの新「40の勧告」解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例や実際の事例等を踏まえると、以下のような取引は危険度が高いと認められる。

- 適切なマネー・ローンダリング等対策が執られていない国・地域との間で行う取引
- 多額の現金を原資とする外国送金取引
- 外国送金に際して目的や原資について顧客が虚偽の疑いがある情報等を提供する取引



## 2 国・地域と危険度

FATFの新「40の勧告」解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例（「相互審査、詳細な評価報告書、公表されたフォローアップ報告書等の信頼のできる情報源により、適切なマネー・ローンダリングやテロ資金供与対策が執られていないとされた国」）等を参考にして、取引の危険度に影響を与える国・地域として注意を要するものを特定し、分析・評価を行った。

### (1) 危険度を高める要因

FATFは、マネー・ローンダリング等への対策上の欠陥があり、当該欠陥への対応に顕著な進展がみられず、又は欠陥に対処するために策定したアクションプランに沿った取組がみられない国・地域を特定した上で、FATF声明により、当該欠陥に関連する危険に留意してマネー・ローンダリング等への対策を講ずるよう、加盟国に要請している。

特に、北朝鮮については、平成23年（2011年）2月から継続して、当該国・地域から生じる継続的かつ重大なマネー・ローンダリング等の危険から国際金融システムを保護するため、FATFは、全ての加盟国及びその他の国・地域に対して、対抗措置の適用を要請している。

また、イランについても平成21年（2009年）2月から継続して同様の要請がなされていたが、FATFは、平成28年（2016年）6月、イランによる対応を評価して12か月間対抗措置を停止した。その後、平成29年（2017年）6月には、当該対抗措置の停止を継続してイランによる対応の進捗を監視するとした上で、全ての加盟国及びその他の国・地域に対して、イランから生じる危険に見合った厳格な顧客管理措置を適用するよう要請している。同要請に加え、令和元年（2019年）10月からは、FATFの新「40の勧告」（勧告19）に則し、イランに本拠を置く金融機関の支店・子会社に対する強化した金融監督の実施、金融機関によるイラン関連の取引に係る強化した報告体制又は体系的な報告の導入及びイランに所在する全ての支店・子会社に対して金融グループが強化した外部監査を行うことを要請している。そして、令和2年（2020年）2月からは、イランがFATF基準に則した内容で国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及びテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を締結するための担保法を成立させていないことに鑑み、FATFは、全ての加盟国及びその他の国・地域に対して、イランへの対抗措置の一時停止を完全に解除し、対抗措置を適用することを要請している。

なお、FATF声明では、ほかにも国・地域<sup>\*1</sup>を特定し、当該国・地域に関連した欠陥から起こる危険に留意してマネー・ローンダリング等への対策を講ずるよう、加盟国に要請しているが、令和2年（2020年）6月30日付けの声明では該当する国・地域はなかった。

### (2) 危険度の低減措置

所管行政庁は、特定事業者に対してこれらのFATF声明を周知するとともに、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認並びに疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務の履行の徹底について要請している。

金融庁が策定している監督指針においては、疑わしい取引の届出のための体制整備に当たって、調査書の内容を勘案の上、国籍（例：FATFがマネー・ローンダリング等対策に非協力的な国・地域として公表しているもの）等に照らした取引金額、回数等の取引態様その他の事情の考慮が十分に行われているかという点を

\*1 [https://www.mof.go.jp/international\\_policy/convention/fatf/index.html](https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/index.html)参照。なお、FATF声明は、4か月に1回（通常2月、6月及び10月）開催されるFATF全体会合において採択されるものであり、公表される国・地域名は、その都度、変わり得ることから、事業者は継続的に注意を払う必要がある。

監督上の着眼点の一つとして定めている。

犯罪収益移転防止法及び施行令では、イラン及び北朝鮮を犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域（以下「特定国等」という。）と規定した上で、特定事業者に対して、特定国等に居住し、又は所在する顧客等との特定取引や特定国等に居住し、又は所在する者に対する財産の移転を伴う特定取引について、厳格な取引時確認の対象として、本人特定事項等のほか、資産・収入の状況の確認を義務付けている。

### (3) 危険度の評価

外国との取引にあっては、前述のとおり、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められるが、FATF声明を踏まえれば、イラン及び北朝鮮との取引は、その危険度が特に高いと認められる。イラン及び北朝鮮のほかにも、FATF声明を踏まえて注意を要する国・地域との取引は、外国との取引の中でも、危険度が高いと認められるが、令和2年（2020年）6月30日付けの声明では該当する国・地域はなかった。もっとも、FATFは、マネー・ローンダリング等への対策に重大な欠陥を有し、かつ、それに対処するためのアクションプランを策定した国・地域について、国際的なマネー・ローンダリング等対策の遵守の改善を継続して実施している国・地域として公表した上で、当該国・地域に対し、迅速かつ提案された期間内におけるアクションプランの履行を要請していることから、当該国・地域との取引であって、FATFが指摘する欠陥が是正されるまでの間になされるものは、危険性があると認められる。また、これらの国々に対する直接の取引以外であっても、近隣の国・地域等を経由した悪質かつ巧妙な手口によって、最終的にはこれらの国々に送金される危険性も踏まえて、取引時確認等の措置を的確に行う必要がある。

【FATF声明及びマネー・ローンダリング等対策の遵守の改善のためにFATFの監視プロセスに指定された国・地域の推移】

以下は、過去3年間（2018年から2020年まで）に公表された、FATF声明及びマネー・ローンダリング等対策の遵守の改善のためにFATFの監視プロセスに指定された国・地域について、当該指定等が決定された時期を一覧にしたものである。なお、国・地域の記載順は2020年6月におけるFATF全体会合時点で公表された国・地域を上段にアルファベット順で記載し、過去に公表されていた国・地域を下段にアルファベット順で記載している。

【FATF声明で加盟国等に対して対抗措置等が要請された国・地域】

凡例：●は加盟国等に対して対抗措置の要請、◎は加盟国等に対して厳格な顧客管理の要請、▲は加盟国等に対して厳格な顧客管理及び金融機関の支店・子会社に対する強化した金融監督の実施等の要請

国・地域／時期	2018年			2019年			2020年	
	2月	6月	10月	2月	6月	10月	2月	6月
イラン	◎	◎	◎	◎	◎	▲	●	●
北朝鮮	●	●	●	●	●	●	●	●

【マネー・ローンダリング等対策の遵守の改善のためにFATFの監視プロセスに指定された国・地域】

凡例：○はマネー・ローンダリング等対策の遵守の改善のため、FATFの監視プロセスに指定されたことを示す。

国・地域／時期	2018年			2019年			2020年	
	2月	6月	10月	2月	6月	10月	2月	6月
アルバニア							○	○
バハマ			○	○	○	○	○	○
バルバドス							○	○
ボツワナ			○	○	○	○	○	○
カンボジア				○	○	○	○	○
ガーナ		○	○	○	○	○	○	○
ジャマイカ							○	○
モーリシャス							○	○
ミャンマー							○	○
ニカラグア							○	○
パキスタン		○	○	○	○	○	○	○
パナマ					○	○	○	○
シリア	○	○	○	○	○	○	○	○
ウガンダ							○	○
イエメン	○	○	○	○	○	○	○	○
ジンバブエ						○	○	○
エチオピア	○	○	○	○	○			
アイスランド						○	○	○※
イラク	○							
モンゴル						○	○	○※
セルビア	○	○	○	○				
スリランカ	○	○	○	○	○			
トリニダード・トバゴ	○	○	○	○	○	○		
チュニジア	○	○	○	○	○			
バヌアツ	○							

※ アイスランド、モンゴルについては、令和2年（2020年）6月30日付けFATF声明により、アクションプランは完了したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により監視プロセスの解除に必要な実地審査が終了していないため残存。各国の状況については、同声明の原文「jurisdictions under Increased Monitoring-30 june 2020」（[https://www.mof.go.jp/international\\_policy/convention/fatf/fatfhoudou\\_20200722\\_3.pdf](https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatfhoudou_20200722_3.pdf)）参照。

### 3 顧客の属性と危険度

FATFの新「40の勧告」解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例（「顧客が非居住者である」、「会社の支配構造が異常又は過度に複雑である」）、FATFの第3次対日相互審査での指摘（「顧客が外国の重要な公的地位を有する者である場合には、通常の顧客管理措置に加えて、一定の措置を実施すべき」、「写真が付いていない書類を本人確認に用いる場合は、二次的な補完措置をとること」）に加え、暴力団構成員等によるマネー・ローンダリング事犯検挙事例の存在、厳しいテロ情勢等を参考にして、取引の危険度に影響を与える顧客の属性として、

- マネー・ローンダリング等を行おうとする者
  - (1)反社会的勢力（暴力団等）及び(2)国際テロリスト（イスラム過激派等）
- 顧客管理が困難である者
  - (3)非居住者、(4)外国の重要な公的地位を有する者及び(5)実質的支配者が不透明な法人

を特定し、分析・評価を行った。

#### (1) 反社会的勢力（暴力団等）

##### ア 危険度を高める要因

##### (7) 特徴

我が国において、暴力団をはじめとする反社会的勢力<sup>\*1</sup>は、財産的利益を獲得するために様々な犯罪を敢行しているほか、企業活動を仮装・悪用した資金獲得活動を行っている。

このうち、暴力団は、財産的利益の獲得を目的として、集団的又は常習的に犯罪を敢行する、我が国における代表的な犯罪組織である。

暴力団は、規模、活動地域を異にするものが全国各地に存在している。令和2年10月1日現在、暴力団対策法の規定に基づき24団体が指定暴力団として指定されている。

令和元年末現在の暴力団構成員等の総数は2万8,200人<sup>\*2</sup>であり、うち、暴力団構成員は1万4,400人、暴力団準構成員等は1万3,800人であり、その総数は平成17年から連続して減少している。その一方で、近年暴力団に対する取締りの強化等に伴い、暴力団と強い結び付きがありながら正式に組織に所属しない者が増加しているとみられるほか、暴力団の周辺にある者の活動や暴力団との関係性も多様化している状況にある。

また、暴力団は、企業や行政機関等を対象とした恐喝・強要、強盗、窃盗等のほか、特殊詐欺、各種公的給付制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っている。近年では、金地金の密輸事犯等、新たな資金獲得犯罪が出現しているほか、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収といった伝統的な資金獲得犯罪も、依然として暴力団の有力な資金源となっている。さらに、暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を利用し、又は共生者<sup>\*3</sup>と結託するなどして、その実態を隠蔽しながら、一般の経済取引を装った貸金業法違反、労働者派遣法違反等の資金獲得犯罪を敢行するなどしており、暴力団の資金獲得活動は巧妙化・不透明化している。加えて、獲得した資金が課税、没収等の対象となったり、獲得した資金に起因して検挙されたりする事態を回避することを目的として、しばしば、マネー・ローンダリングを行い、個別の資金獲得活動とその成果

\*1 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等が挙げられる。

\*2 暴力団構成員等の数は概数である。

\*3 暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者をいう。

である資金との関係を不透明化している実態がある。犯罪による収益は、新たな犯罪のための活動資金や武器の調達等のための費用に使用されるなど、組織の維持・強化に利用されるとともに、合法的な経済活動に介入するための資金として利用されている。

このほか、近年、暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、これに属する者が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行っている集団（以下「準暴力団」という。）が、特殊詐欺、組織窃盗等の違法な資金獲得活動を活性化させている。準暴力団には、暴力団との関係を持つ実態も認められ、違法な資金獲得活動によって蓄えた潤沢な資金の一部を暴力団に上納するとともに、自らが行う風俗営業等の事業資金や他の違法な資金獲得活動の原資に充てるなどして、勢力の維持・拡大を図っている状況がみられる。準暴力団は、暴走族の元構成員や非行集団に属する者等のつながりによって集団を形成するものもあれば、暴力団構成員等がそれらの者を巧みに取り込んで暴力団の下部組織のようにして集団を形成するものもあり、代表的なものとしては関東連合OBグループ、チャイニーズドラゴン等が挙げられる。

また、準暴力団は、特殊詐欺、組織窃盗、ヤミ金融、賭博、みかじめ料の徴収や薬物密売等の違法行為のほか、繁華街におけるいわゆるキャバレークラブ、ガールズバー等の風俗営業、その他飲食業、建設業、不動産業、格闘技イベントの開催等の事業活動によって資金を得ている実態も認められる。さらにそれらの事業活動においては、暴力団等を後ろ盾として、不当な金員要求を行っている例もみられる。

このように暴力団と準暴力団は結託するなどして、暴力団対策法や暴力団排除条例等の規制を逃れつつ、巧みに資金を獲得している状況がみられることから、これらの資金獲得活動の実態を的確に把握するためには、官民連携による総合的な対応が求められる。

#### (イ) 疑わしい取引の届出

平成29年から令和元年までの間の疑わしい取引の届出件数は125万8,000件で、そのうち、暴力団構成員等に係るものは17万6,859件で、全体の14.1%を占めている。

#### (ウ) 事例

平成29年から令和元年までの間のマネー・ローンダリング事犯の検挙事件は1,409件で、そのうち、暴力団構成員等の関与が明確になったものは173件であり、全体の12.3%を占めている。

暴力団構成員等が関与したマネー・ローンダリングの事例としては、

- 特殊詐欺等の詐欺事犯、ヤミ金融事犯、薬物事犯、労働者派遣法違反等で収益を得る際に、他人名義の口座を利用するなどして犯罪による収益の帰属を仮装する事例
- 暴力団がその組織や威力を背景にみかじめ料や上納金名目で犯罪による収益を収受している事例
- 暴力団員が売春事犯の犯罪収益と知りながら、親族名義の口座に現金を振り込ませて犯罪収益を収受した事例
- 暴力団員が、代金引換郵便サービスを利用して健康食品を送り付け、その販売代金名目でだまし取った現金をサービスを提供する会社の社員を介して、知人が開設して実態のない法人名義の口座に入金させていた事例
- 暴力団員がヤミ金融の返済口座として、妻が旧姓で開設した口座を使用していた事例

等がある。

また、準暴力団の資金獲得活動の事例としては、

- 準暴力団関係者らが、弁護士等をかたり、高齢者からトラブルに関連する訴訟回避名目で現金をだまし取るなどした事例
- 準暴力団関係者らが、商社社員等をかたり、高齢者から債券購入に関する名義貸しトラブルの解決金名目で現金をだまし取るなどした事例
- 準暴力団関係者らが、不動産関連会社の従業員を装い、土地の所有者に虚偽の買収話を持ち掛け、土地の売買契約に係る諸費用等の名目で、現金をだまし取った事例

等がある。

## イ 危険度の低減措置

特定事業者以外の企業も含め反社会的勢力との関係遮断に向けた取組を推進するため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）が策定されている。

このほか、金融庁が策定している監督指針等は、上記を踏まえ、預金取扱金融機関等に対して、組織としての対応、一元的な管理体制の構築、適切な事前・事後審査の実施、取引解消に向けた取組等、反社会的勢力との関係遮断に向けた体制整備を求めている。

また、預金取扱金融機関等においては、取引約款等に暴力団排除条項を導入し、取引の相手方が暴力団等であることが判明した場合には、当該条項に基づいて取引関係を解消する取組を進めている。一般的な実務上の対応としては、取引の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合等には、犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出の要否を検討することとされている。

事業者の中には、取引開始時及び取引開始後も定期的に国内外のデータベース等を用いて、自社の顧客のスクリーニングを行い、暴力団・準暴力団をはじめとする反社会的勢力に該当する場合、疑わしい取引の届出を行っている例もみられる。

なお、警察庁では、銀行の融資取引からの暴力団排除を徹底するため、平成30年1月から、銀行に対する新規の個人向け融資取引の申込者等について、銀行からの預金保険機構を介した暴力団情報の照会に応じるシステムの運用を開始している。

## ウ 危険度の評価

暴力団をはじめとする反社会的勢力は、財産的利益の獲得を目的に、様々な犯罪を敢行しているほか、企業活動を仮装・悪用した資金獲得活動を行っている。このような犯罪行為又は資金獲得活動により得た資金の出所を不透明にするマネー・ローンダリングは、反社会的勢力にとって不可欠といえることから、反社会的勢力との取引は危険度が高いと認められる。また、近年、暴力団は、組織実態を隠蔽しながら一般社会で資金獲得活動を活発化させていることを踏まえると、取引に際しては、直接的な取引の相手方だけでなく、実質的な取引の相手方についても十分に確認を行う必要がある。

## (2) 国際テロリスト（イスラム過激派等）

欧米諸国をはじめとする国々でテロ事件が発生するなど、現下のテロ情勢は厳しい状況にある。また、イラク・シリアで戦闘に参加していた外国人戦闘員が母国に帰還又は第三国に移動してテロを行うこと等が懸念されている。このように、テロの脅威が国境を越えて広がっていることから、各国が連携してテロ資金供与対策を講ずることが不可欠である。

テロ資金供与に関して注意を払うべき事柄が増加し、かつ、複雑化する中、本調査書では、FATFの新「40の勧告」、その解釈ノート、FATFの報告書、犯罪収益移転防止法上の措置等を参考にして、

○ 脅威（ISIL、AQ等のイスラム過激派をはじめとするテロ及びテロ資金供与関係者等）

○ 脆弱性（テロ資金の合法・非合法的な出所や経由手段）  
を俎上に載せ、

○ これらがもたらす我が国への影響

も含めて総合的に考慮し、以下のとおり、危険度に影響を与える要因となる顧客として、とりわけISIL、AQ等のイスラム過激派、外国人戦闘員及び過激化した個人（以下これらを総称して「イスラム過激派等」という。）を特定した。

### ア 危険度を高める要因

#### (7) 国際テロ情勢

ISILは、平成26年（2014年）にカリフ制国家の樹立を宣言した後、その過激思想に影響を受けた多くの外国人戦闘員を引き付け、イラク及びシリアにおいて勢力を増大させたが、諸外国の支援を受けたイラク軍やシリア軍等の攻撃により、その支配地域を減少させ、平成31年（2019年）3月、両国における全ての支配地域を喪失したとされる。

しかし、ISILの残存勢力は、依然として攻撃を行う能力を有しているとみられ、令和元年（2019年）9月には、指導者のアブー・バクル・アル・バグダーディの声明が発出され、攻撃、情報発信を含むあらゆる活動を強化するよう改めて支持者に呼び掛けた。同年10月27日、米国の作戦により、バグダーディが死亡したと発表されたが、同月31日に、ISILは新指導者を発表した。

ISILは、従前より、イラク及びシリアにおける軍事介入に対する報復として、「対ISIL有志連合」に参加する欧米諸国等に対してテロを実行し、その実行の際に爆発物や銃器が入手できない場合には刃物、車両等を用いてテロを実行することを呼び掛けている。令和元年（2019年）中も、ISIL等の過激思想に影響を受けたとみられる者によるテロ事件が発生した。

また、イラク及びシリアでISILが支配地域を喪失したことにより、両国における外国人戦闘員及びその家族の一部が同地を離れているとされる。平成27年（2015年）11月のフランス・パリにおける同時多発テロ事件の実行犯や、平成28年（2016年）3月のベルギー・ブリュッセルにおける連続テロ事件の実行犯には、シリアへの渡航歴があるとされており、今後も、外国人戦闘員が母国又は第三国でテロを行うこと等が懸念されている。

AQ及びその関連組織について、AQ結成時の指導者オサマ・ビンラディンの子とされるハムザ・ビンラディンは、インターネットを通じて、世界中のイスラム教徒に向けてテロの実行を呼び掛けていたところ、米国の作戦により死亡したとされるものの、現指導者のアイマン・アル・ザワヒリが、反米・反イスラエルの思想を繰り返し主張している。

また、中東、アフリカ、南西アジア等において活動するAQ関連組織は、現地政府機関等を狙ったテロを行っているほか、オンライン機関誌等を通じて

欧米諸国におけるテロの実行を呼び掛けるなど、AQ及びその関連組織の脅威は継続している。

#### (イ) 特徴

他方、国際連合安全保障理事会決議（第1267号及びその後継の決議並びに第1373号）を受けた資産凍結等の措置の対象とされた者の中に、日本人や我が国に居住している者は把握されておらず、また、現在までのところ、日本国内において、国際連合安全保障理事会が指定するテロリスト等によるテロ行為は確認されていない。

しかしながら、過去には、殺人、爆弾テロ未遂等の罪で国際刑事警察機構を通じ国際手配されていた者が、不法に我が国への入出国を繰り返していたことも判明しており、過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激組織のネットワークが我が国にも及んでいることを示している。また、我が国にもISILを支持したり、ISILのプロパガンダに共鳴したりする者がいるほか、ISILに戦闘員として加わるため、シリアへの渡航を企てた疑いのある者が把握されている。

テロ資金供与の脅威・脆弱性に関する国際的な指摘等を踏まえると、テロ資金供与の特性として、

- テロ資金は、テロ組織によるその支配地域内の取引等に対する課税、薬物密売、詐欺、身代金目的誘拐等の犯罪行為、外国人戦闘員に対する家族等からの金銭的支援により得られるほか、団体、企業等による合法的な取引を装って得られること
- テロ資金供与に関係する取引は、テロ組織の支配地域内に所在する金融機関への国際送金等により行われることもあるが、マネー・ローンダリングに関係する取引よりも小額であり得るため、事業者等が日常的に取り扱う多数の取引の中に紛れてしまう危険性があること
- テロ資金の提供先として、イラク、シリア、ソマリア等が挙げられるほか、それらの国へ直接送金せず、トルコ等の周辺国を中継する例があること

等が挙げられる。

また、FATFは、非営利団体<sup>\*1</sup>について、テロリスト等に悪用されることを防ぐように加盟国に要請している。もっとも、全ての非営利団体が本質的に危険度が高いわけではなく、活動の性質や範囲等によって危険度は異なることから、団体個々の脅威や脆弱性等を踏まえた対応が求められている。

FATFの新「40の勧告」では、非営利団体が悪用される形態として、テロ組織が合法的な団体を装う形態、合法的な団体をテロ資金供与のパイプとして利用する形態及び合法目的の資金をテロ組織に横流しする形態を示している。

また、同勧告及びその解釈ノート等を踏まえると、テロ資金供与に対する非営利団体の脆弱性として、

- 非営利団体は、一般社会の信頼を享受し、相当量の資金源へのアクセス権を有し、しばしば現金を集中的に取り扱うこと
- テロ行為にさらされている地域やその周辺において活動し、金融取引のための枠組みを提供しているものがあること
- 活動のための資金の調達と支出における主体が異なる場合等があり、使途先が不透明になり得ること

\*1 FATFは、「非営利団体とは、一義的に、慈善、宗教、文化、教育、社会若しくは共済目的のため、又は他の慈善行為を実施するために、資金を調達し、支出する法人、法的取極め又は法的組織をいう」としている。



等が挙げられる。

さらに、外国における事例等を踏まえると、脅威として、

- テロ組織やその関係者が慈善活動を名目に非営利団体を設立して調達した資金をテロリストやその家族への支援金にすること
  - 合法的な非営利団体の活動にテロ組織の関係者が介入し、非営利団体が有する金融取引を悪用して、紛争地域等で活動するテロ組織に資金を送金すること
  - 合法的な非営利団体の活動によって得られた資金が、国外にあるテロ組織と関連を有する非営利団体に提供されてテロ資金となること
- 等が挙げられる。

加えて、平成31年（2019年）3月に採択された国際連合安全保障理事会決議2462号は、テロリスト等が非営利団体等を悪用して資金調達し、更に暗号資産等を含む新たな金融技術によって、非営利団体等を通じて資金移転する可能性があることについて、深刻な懸念を表明している。

なお、我が国における非営利団体については、その設立・管理に関して、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）等の個別の法律によって規制されている。また、我が国においては、非営利団体がテロ資金供与に悪用されたとして立件された事例は認められないものの、国際金融市場としての我が国の地位や役割等を踏まえると、金融取引等に際しては、非営利団体を悪用したテロ資金の移転に対する国際的な指摘等についても考慮する必要がある。

以上のことから、テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出に当たっては、マネー・ローンダリングにおける留意点に加えて、次の事項等についても留意することが求められる。

- 顧客属性  
外為法及び国際テロリスト財産凍結法における資産凍結対象者の氏名、通称、生年月日等の本人特定事項
- 国・地域  
送金先・送金元が、テロ組織が活動する国や地域<sup>\*1</sup>又はそれらの周辺国や地域であるか。  
なお、FATFが指摘する以下の点を考慮し、テロ資金供与のリスクは、イラクやシリア等の紛争地域に近接する国・地域以外の国・地域にも存在し得ることに留意すべきである。
  - ・ 外国人戦闘員がテロ組織を支援する主要な主体の一つと認識されていること。
  - ・ ソーシャルメディア、新しい支払手段等の技術の進歩により、テロ資金供与の対策に脆弱性が生じていること。
  - ・ テロのリスクが低い国であっても、当該国内で資金が収集・貯蔵され、又は当該国を経由して資金が移転されるなど、依然としてテロ資金供与のリスクに直面している可能性があること。
- 取引形態
  - ・ 送金理由が寄附等であっても、活動実態が不透明な団体や個人を送金先としていないか。

\*1 テロ組織が活動する国や地域については、国際連合安全保障理事会決議（第1267号及びその後継決議並びに第1373号）を受けた資産凍結等の措置の対象とされた者のリスト等を参照。

- ・ 送金後に現金での即時引き出し又は異なる口座への即時送金がなされていないか。

#### (ウ) 疑わしい取引の届出

テロ資金供与との関係がうかがわれる取引として、特定事業者から疑わしい取引の届出がなされている。これらの届出理由を見ると、凍結等の措置の対象者やテロ関係者として報じられている者と氏名が類似している者との取引以外にも、事業者が顧客の属性、取引形態等を踏まえてテロ資金供与の疑いがある取引を積極的に届け出てきたものがある。さらに、届出がなされた取引の態様を見ると、外国との取引が大部分を占めており、それらに関係する国・地域はアジア及び中東が多い。また、顧客属性に着目した上、前記の国・地域において、デビットカードを利用し、複数回にわたり総額が多額となる現金を出金している取引についての届出等もみられる。

#### (イ) 国内事例

これまで、我が国ではテロ資金供与に係る検挙事例はないものの、以下の事例を参考までに掲載する。

- 輸出に際して経済産業大臣の許可を受けなければならないライフルスコープを、同許可を受けずにインドネシアに輸出したとして、在日インドネシア人2人が外為法違反（無許可輸出）で逮捕された事例。被疑者のパソコン等には、イスラム過激派の思想に共鳴していたとみられる画像や、爆発物の製造に関する動画が保存されていた。
- 会社役員が第三者に利用させる目的で口座を開設し、キャッシュカードをだまし取ったとして検挙された詐欺事件において、同口座に国際手配中の日本赤軍<sup>\*1</sup>メンバーを支援しているとみられる国内の団体からの入金があり、そのほぼ全額が外国で引き出されていた事例。

#### (オ) 国外事例

以上に加え、テロ資金供与の実態に関する理解に資するものとして、FATFのレポート<sup>\*2</sup>で紹介されている国外での事例を参考までに以下掲載する。

- ISIL支持組織設立のための自己資金の活用及び寄附（シンガポール）  
平成28年（2016年）、ISILを支持するグループに関与したとして、過激化した複数のバングラデシュ人が逮捕され、うち6人がテロ資金供与に関する罪で有罪判決を受けた。当該グループは、バングラデシュ政府を転覆させてカリフ制国家を樹立することを企図し、最終的にISILに合流する考えを持っていた。グループの指導者は、その作戦行動のために構成員から寄附を集めた。集金された資金の原資は構成員の給与であった。
- テロリスト勧誘に使用される資料作成のための資金提供（スペイン）  
平成26年（2014年）、スペインにおいて、テロ組織のための勧誘及びプロパガンダに関与したとして、複数の個人が逮捕された。同テロ組織はファストフードのチェーン店を悪用して資金を収集した。同店から得られた収益は、チラシ、本、旗及びビデオ撮影に使用され、それらの資料は同店を訪れる支持者に配布された。逮捕の際、当局は、同店の裏部屋からプロパガンダ資料の作成に使用された複数のプリンターを押収した。
- テロリスト勧誘支援のための個人の貯蓄の利用（スペイン）

\*1 日本赤軍は過去に数々の国際的なテロ事件を引き起こしており、現在も7人の逃亡中の構成員が国際指名手配をされており、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組が推進されている。

\*2 Financing of Recruitment for Terrorist Purposes (January 2018) 及びEmerging Terrorist Financing Risks (October 2015)。

平成28年（2016年）、ISIL参加目的の外国人戦闘員のシリア渡航を勧誘・支援するスペイン国内所在の小グループの指導者であるとして2人が逮捕された。2人のうち1人は、シリアで戦闘に従事するテロリスト候補者を勧誘する役割を担い、もう1人はインターネット上のフォーラムの管理、携帯電話機等の購入、安全な会議場所の確保及びバス乗車券やホテルの予約等の後方支援の役割を担っていた。また、同人らは、暴行や薬物取引の犯罪歴があり、自身の貯蓄や失業者手当を勧誘やテロ支援活動に充てていた。また、同人らは50ユーロから150ユーロ程度の少額を、支払いサービス会社を通じ、欧州各国の勧誘活動の支援のために送金していた。

○ テロ組織によるIT専門家の利用（インドネシア）

平成24年（2012年）、IT専門家が、インターネットを通じたテロ活動支援のため、テロ組織に勧誘され、インターネット上のマルチ商法に関するウェブサイトにも不正アクセスを行うことにより仲間を支援し、テロ組織のための一定額の資金調達を成功させた。同人は、資金経路の追跡を回避するため、送金等の際、妻や親族の銀行口座を使用・借用したり、偽造身分証明書を用いて口座を新規に開設したりしたほか、他人の口座を有償で譲り受けるなどし、さらに、銀行職員に怪しまれないよう、取引の額を少額にとどめた。これらにより、テロ組織構成員の利益となる口座取引が行われた。同人は、インドネシア国内のテロ組織の資金面での支援等の罪で有罪判決を受けた。

○ テロ組織支援目的の資金提供に利用される中間業者（イスラエル）

人物Aは、イスラエルで逮捕された人物らに対して資金を運搬するよう、テロ組織から依頼された。その額は数万新シェケル（1,000～20,000米ドル相当）に及び、テロ行為を敢行した報酬等として、逮捕された人物ら及びその家族に支払われた。支払いには、同テロ組織とは関係のない中間業者が利用された。人物Aへの送金には様々な都市の中間業者が利用され、時には1回の送金に最大3工程が必要とされた。例えば、イスラエルの中間業者が、エジプトから違法に越境した人物と面会して11,000米ドルを回収し、その後、異なる都市に所在する人物Aに同資金を届けるケースもあった。イスラエルの中間業者は、この送金により150米ドルの手数料を得た。

人物Aは、テロ資金供与禁止法違反を含む複数の罪で起訴され、懲役27か月及び罰金5,000新シェケル（1,250米ドル相当）の有罪判決を受けた。

○ 寄附の悪用（エジプト）

エジプト当局は、平成25年（2013年）に警察官24人を殺害した容疑で、事件に関与した複数のテロリストを逮捕した。その後の捜査の結果、所属していたテロリスト集団の構成員の1人が、資金を調達する目的で、同国内に実在する著名な慈善団体の名前を悪用して慈善事業を営んでいたことが判明した。

○ テロ資金供与のための暗号資産の利用助長（米国）

平成27年（2015年）8月、ISILに対する支援の罪で米国人Aが懲役11年及び生涯にわたる監視の有罪判決を受けた。同人は、ツイッターを用いてISIL及びその支援者に対して助言をしたことを認めた。同人は、ツイッター上で、ビットコインを用いてISILへの資金提供を隠蔽する方法や、シリアへの渡航を企図するISIL支持者へ便宜供与をする方法を提供した。

また、戦闘目的でISILへの参加を企図する米国居住の少年のシリア渡航を、同年1月に支援したことを同人は認めた。

米国人Aのツイッターアカウントは、4,000のフォロワーを有し、7,000

件以上のツイートを通じて、ISILを支持するためのプラットフォームとして利用された。特に、同人は、同アカウントを用いて、ビットコイン等のオンライン上の通貨を使って、ISILへの資金支援を拡大する手法や、安全な方法によるISILへの寄附システムの設立方法についてツイッター上でのやり取りを行った。例えば、同人は、「Bitcoin wa' Sadaqat al-jihad (ジハードのためのビットコイン及び寄附)」と題する自身の記事へのリンクをツイートした。同記事は、ビットコインとは何かということや、ビットコインのシステムがどのように動いているかということの説明するとともに、ビットコイン利用者を匿名化する新しいツールの利用について提案していた。

## イ 危険度の低減措置

### (7) 法令上の措置

こうしたテロ資金供与の特性に対して、その危険度の低下に資する我が国の法令上の措置として、以下のものがある。

#### ○ 犯罪収益移転防止法及び組織的犯罪処罰法

組織的犯罪処罰法では、テロ資金提供罪等がマネー・ローンダリングの前提犯罪であると定められるとともに、テロ資金そのものが犯罪による収益として捉えられるようになってきている。これにより、テロ資金の疑いがある財産に係る取引も、犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出の対象となっている。また、仮想通貨（暗号資産）がテロ資金供与に悪用される危険性に関する国際的な指摘等を踏まえ、仮想通貨（暗号資産）交換業者を特定事業者に追加した改正犯罪収益移転防止法が平成29年4月に施行された。

また、同年6月に組織的犯罪処罰法が改正され、いわゆる「テロ等準備罪」が新設されたこと等を受け、我が国は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を締結し、同条約は同年8月10日に我が国について効力を発生した。

このほか、警察庁では、国際連合安全保障理事会決議（第1267号及びその後継の決議並びに第1373号）を受けた資産凍結等の措置の対象のリストが改正される都度、所管行政庁を通じて、特定事業者に対し、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認義務等の履行及び疑わしい取引の届出の徹底を図るよう要請している。

#### ○ テロ資金提供処罰法

テロ資金提供処罰法は、テロ資金供与防止条約の締結その他のテロリズムに対する資金供与の防止のための措置の実施に関する国際的な要請に応えるため必要な国内法整備を行うことを目的として制定された。

同法においては、公衆又は国若しくは地方公共団体若しくは外国政府等を脅迫する目的をもって行われる殺人や航空機の強取等の一定の犯罪行為を「公衆等脅迫目的の犯罪行為」と定め（第1条）、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために資金又はその実行に資するその他利益を提供する行為等についての処罰規定（第2条から第5条まで）を設けている。

また、資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益についても、提供罪等の客体とするとともに、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとするテロの企図者に対し資金等を提供しようとする協力者に対する資金等の提供に係る行為等についても処罰対象としている。

#### ○ 外為法

対外取引については、資産凍結等の措置を求める国際連合安全保障理事会決議（第1267号及びその後継の決議並びに第1373号）を受け、外為法に

基づいて、対象となる個人・団体に対し、G7による同時凍結も含めて累次の資産凍結等の措置を実施している。具体的には、令和2年8月9日現在、403個人・120団体を指定し、当該個人・団体向け支払と、当該個人・団体との間の資本取引（預金取引、信託取引及び金銭の貸付契約）等を許可制として、それらの取引を不許可処分とすることにより、資産凍結等の措置を実施している。

#### ○ 国際テロリスト財産凍結法

国内取引については、資産凍結等の措置を求める国際連合安全保障理事会決議（第1267号及びその後継の決議並びに第1373号）を受け、平成27年10月に施行された国際テロリスト財産凍結法に基づいて、対象となる個人・団体に対し、資産凍結等の措置を実施している。具体的には、令和2年8月9日現在、403個人・120団体の国際テロリストを財産の凍結等の措置を執るべき者として公告しており、当該個人・団体に対し、金銭の贈与を受ける等一定の行為をする場合に都道府県公安委員会の許可を受けることを義務付けているほか、都道府県公安委員会には、公告された国際テロリストに対して、当該国際テロリストが所持している財産の一部の提出を命じ、これを仮領置する権限を与えるなどしている。また、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成27年政令第356号）の改正により、当該改正が施行された平成29年4月から、国際テロリストへの贈与等が規制される財産に仮想通貨（暗号資産）が追加されることとなった。

#### (イ) テロ対策の取組

平成25年12月、内閣総理大臣を議長とする犯罪対策閣僚会議において、日本でオリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年を視野に、「世界一安全な日本」創造戦略」を策定した。また、平成29年12月、内閣官房長官を議長とする国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」を策定した。

関係省庁においては、これらの政府決定に基づき、マネー・ローンダリング等対策に取り組んでおり、我が国は、国際連合安全保障理事会制裁委員会による指定を受けていない者についても、国際連合安全保障理事会決議第1373号及び閣議了解<sup>\*1</sup>に基づき、資産凍結等の対象としている。令和元年度には、令和元年11月に5団体（新人民軍、アル・シャバーブ、ISILシナイ州、ISIL東アジア及びマウテ・グループ）、令和2年3月に3団体（インディアン・ムジャヒディン、インド亜大陸のアル・カーイダ及びネオJMB）に対して、資産凍結等の措置を講じた。

テロ対策の要諦はその未然防止にある一方、万が一テロが発生した場合には、被害を最小限に食い止め、犯人を早期に制圧・検挙することが必要であるとの認識に基づき、警察では、未然防止及び事態対処の両面側からテロ対策を推進している。具体的には、

- 情報収集・分析と捜査の徹底
- 出入国在留管理庁や税関等の関係機関と連携した水際対策
- 官民一体となったテロ対策の推進
- 警戒警備体制の強化

\*1 「テロリスト等に対する資産凍結等の措置について」（令和元年11月12日）及び「テロリスト等に対する資産凍結等の措置について」（令和2年3月31日）

等の施策を推進している。

## ウ 危険度の評価

前記のテロ対策を講じてきた結果、国際連合安全保障理事会決議（第1267号及びその後継の決議並びに第1373号）を受けて資産凍結等の措置の対象とされた者の中に、日本人や我が国に居住している者の把握はなく、また、現在まで、日本国内において、国際連合安全保障理事会が指定するテロリスト等によるテロ行為は確認されていない。

しかしながら、FATFは、令和元年に公表したレポート<sup>\*1</sup>において、国内でテロやテロ資金供与の事例がない場合であっても、それをもってテロ資金供与リスクが低いと直ちに結論付けることはできず、国内で資金が収集され、又は海外に送金される可能性を排除すべきではないと指摘している。

また、我が国に対するテロの脅威や、テロ資金供与の脅威・脆弱性に関する国際的な指摘等を踏まえると、我が国においても、

- イスラム過激派等が、イスラム諸国出身者のコミュニティに潜伏し、当該コミュニティを資金調達等に悪用すること。
- 外国人戦闘員によって資金調達等が行われること。
- 紛争地域に渡航する者もテロ資金供与を行う主体となり得ること。
- 我が国の団体、企業等の合法的な取引を装ってテロ資金が供与されること。
- 事業者が提供する商品・サービスが、事業者の監視を回避する方法で悪用され得ること。

等の懸念があることを認識すべきであり、特にイスラム過激派等と考えられる者との取引は、テロ資金供与の危険度が高いと認められる。

また、テロ行為自体が極めて密行性の高いという特徴を有し、収集されるテロの関連情報の大半が断片的なものであることから、上記危険度を踏まえた更なる情報の蓄積及び継続的かつ総合的な分析が引き続き求められる。

---

\*1 Terrorist Financing Risk Assessment Guidance(July 2019)

### (3) 非居住者

#### ア 危険度を高める要因

FATFは、新「40の勧告」解釈ノートにおいて、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の危険度を高める状況の例として、「顧客が非居住者である」ことを挙げている。

事業者においては、日本国内に住所を持たない外国人等の非居住者との取引が発生し得るが、一般的に非居住者の主たる資産・収入源についての確認や、本人特定事項の確認等については制約があるため、居住者に比べて顧客管理措置が制限されてしまう。さらに、外国にとどまったまま郵便やインターネット等を通じて取引が行われる場合は、相手方と対面することなく取引が行われることから、その取引は匿名性が高まり、マネー・ローンダリング等が行われた際に資金の追跡が一層困難である。

#### イ 危険度の低減措置

金融庁が策定している監督指針においては、疑わしい取引の届出を行うに当たって顧客の属性、取引時の状況等を総合的に勘案するなどして適切に検討・判断を行う体制の整備を求めている。

#### ウ 危険度の評価

非居住者との取引は、居住者との取引に比べて、事業者による継続的な顧客管理の手段が制限されてしまう。さらに、非対面取引が行われる場合は、匿名性も高まり、マネー・ローンダリング等が行われた際に資金の追跡が一層困難であることから、非居住者との取引は危険度が高いと認められる。

#### (4) 外国の重要な公的地位を有する者

##### ア 危険度を高める要因

外国の重要な公的地位を有する者（FATFは、国家元首、高位の政治家、政府高官、司法当局者、軍当局者等を例示している。）は、マネー・ローンダリング等に悪用し得る地位や影響力を有するほか、非居住者であったり、居住者であっても主たる資産や収入源が国外にあったりすることから、事業者による顧客等の本人特定事項等の確認及び資産の性格・移動状況の把握が制限されてしまう性質を有する。また、腐敗対策に関する法規制の厳格さは国・地域により異なる。

FATFは、事業者に対し、顧客が外国の重要な公的地位を有する者に該当するか否かを判断し、該当する場合には、資産・収入の確認を含む厳格な顧客管理措置を講じることを求めている。また、平成25年（2013年）1月には、重要な公的地位を有する者に関するガイドラインを策定し、重要な公的地位を有する者は、その立場ゆえにマネー・ローンダリング等や、公金横領・収賄を含む前提犯罪を敢行する潜在的なおそれがあるとして、個々の者の事情にかかわらず、そのような者との取引は、常に危険度の高いものとして取り扱わなければならないなどの認識を示した。

公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等腐敗に関する問題は、全ての社会及び経済に影響を及ぼす国際的な現象となり、効果的に腐敗行為を防止するためには国際協力を含め包括的かつ総合的な取組が必要であるとの認識が共有され、外国公務員が腐敗及び腐敗行為により得た収益の移転防止のための対策が国際的にも要請されている。このような中、外国公務員贈賄等による不公正な競争の防止のため、平成9年（1997年）、経済協力開発機構（OECD）において外国公務員贈賄防止条約が採択された。我が国においても、平成10年、不正競争防止法（平成5年法律第47号）が改正され、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の罪が導入された。

現在までのところ、我が国において、外国の重要な公的地位を有する者がマネー・ローンダリング等に関与した具体的な事例は認められないものの、近年の不正競争防止法違反（外国公務員等への不正な利益供与）の事例としては、

- 日本企業の現地子会社の社員が、外国政府高官に賄賂としてゴルフクラブセット等を渡していた事例
- 外国における政府開発援助（ODA）事業において、日本企業の社員が、道路建設工事受注の謝礼として、外国公務員に現金を渡していた事例
- 日本企業の現地子会社の社員が、同社の違法操業を黙認してもらった謝礼として、現地の外国税関の公務員に対し、賄賂として現金等を渡していた事例
- 外国における政府開発援助（ODA）事業において、日本企業の社員が、鉄道建設事業のコンサルタント契約を有利な条件で結ぶ謝礼として、外国公務員に現金を渡していた事例
- 外国で受注した火力発電所の建設事業に関連して、日本企業の元取締役等が、同社の許可条件違反を黙認してもらったこと等に対する謝礼として、外国公務員に現金を渡していた事例
- 日本企業の現地法人元社長が、通関違反をめぐる追徴課税や罰金を減額してもらったことに対する謝礼として、現地の外国税関の公務員に対し、賄賂として現金を渡していた事例

等がある。

##### イ 危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法、施行令及び規則は、特定事業者に対して、①外国の元



首及び外国の政府等において重要な地位を占める者並びにこれらの者であった者、②①の家族、③①及び②が実質的支配者である法人との間で行う特定取引について、厳格な取引時確認の対象として、本人特定事項等のほか、資産・収入の状況の確認を義務付けている。

また、金融庁が策定している監督指針においては、施行令及び規則に掲げる外国の元首等の顧客等との取引を行う場合には、適正に取引時確認を行う体制が整備されているかという点を監督上の着眼点の一つとして定めている。

#### **ウ 危険度の評価**

外国の重要な公的地位を有する者が、マネー・ローンダリング等に悪用し得る地位や影響力を有することのほか、その本人特定事項等の十分な把握が制限されること、腐敗対策に関する国ごとの取組の差異等から、外国の重要な公的地位を有する者との取引は危険度が高いと認められる。

## (5) 実質的支配者が不透明な法人

FATFは、平成30年に公表したレポート<sup>\*1</sup>において、「近年の経済・金融サービスのグローバル化の進展は、犯罪者が犯罪収益の流れや犯罪性を隠匿するために、会社やビジネスの構造を悪用する機会にもなっており、例えば、会社による貿易取引を仮装して違法な収益を隠匿したり、実態のない又は不透明な法人やノミニー制度、法人等のためにサービスを行う事業者等を悪用するなどして、犯罪者の活動の真の目的や実質的支配者を隠匿したりしている。」等と指摘している。また、FATFの新「40の勧告」（勧告24等）では、

- 顧客が法人である場合には、事業者が常に実質的支配者である自然人にまで遡って本人確認を行うこととすること。
  - 法人の実質的支配者を明らかにするような仕組みを作るとともに、権限ある当局が、適時に、法人の実質的支配者に係る情報を確認できるようにすること。
  - 事業者による当該情報へのアクセスを促進するための措置を検討すること。
  - 法人に関するマネー・ローンダリング等のリスクを評価すること。
- を各国に求めている。

### ア 危険度を高める要因

#### (7) 特徴

法人は、自然人と異なる独立した財産権の帰属主体であり、自然人は、その有する財産を法人の財産とすることで、他の自然人の協力を得なくとも財産の帰属主体を変更することが可能である。

また、法人は、一般に、その財産に対する権利・支配関係が複雑であり、会社であれば、株主、取締役、執行役、さらには債権者が存在するなど、会社財産に対して複数の者が、それぞれ異なる立場で権利を有することになる。

よって、財産を法人へ流入させれば、法人に特有の複雑な権利・支配関係の下に当該財産を置くことになり、その帰属を複雑にし、財産を実質的に支配する自然人を容易に隠蔽することができる。

さらに、法人を支配すれば、その事業の名目で、多額の財産の移動を頻繁に行うことができる。

マネー・ローンダリング等を企図する者は、このような法人の特性を悪用し、法人の複雑な権利・支配関係を隠れみのにしたり、取締役等に自己の影響力が及ぶ第三者を充てたりするなどし、外形的には自己と法人との関わりをより一層不透明にしつつ、実質的には法人及びその財産を支配するなどして、マネー・ローンダリング等を行おうとする。

我が国における法人には、株式会社<sup>\*2</sup>、合名会社、合資会社、合同会社等があり、これらの企業活動を行う全ての法人は商業登記法等に基づき登記することで法人格を取得する（図表19参照）。

なお、法人の設立に際して必要となる定款の作成について、株式会社等の場合には公証人による定款認証が必要とされるのに対して、合名会社、合資会社、合同会社の場合には、公証人による定款認証は必要とされていない。

また、近年の法人形態ごとの設立登記数を見ると、合同会社の設立が増加している傾向にある（図表20参照）。

\*1 Concealment of Beneficial Ownership(July 2018)

\*2 会社法（平成17年7月26日法律第86号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）の施行により、有限会社という会社類型はなくなり、施行日に現にある有限会社は、株式会社として存続することになった（この会社を「特例有限会社」という）。特例有限会社には、商号中に「有限会社」という文字を含まなければならないなどの会社法の特則が定められている。

図表19【日本国内における主な形態別法人数（平成28～30年度）】

年度	28	29	30
株式会社	2,520,823	2,537,667	2,554,582
合名会社	3,794	3,814	3,371
合資会社	17,042	16,112	14,170
合同会社	66,045	82,931	98,652
その他	64,329	66,103	67,774
合計	2,672,033	2,706,627	2,738,549

注1：国税庁の「会社標本調査」による。

2：法人数は単体法人及び連結法人の合計数。

3：休業、清算中の法人及び一般社団・財団法人等は含まれていない。

図表20【主な法人形態ごとの設立登記数（平成29～令和元年）】

年	29	30	元
株式会社	91,379	86,993	87,871
合名会社	104	87	48
合資会社	58	52	47
合同会社	27,270	29,076	30,566
合計	118,811	116,208	118,532

注：法務省の統計による。

法人を悪用したマネー・ローンダリング事犯の国内での検挙事例等を見ると、法人を悪用してマネー・ローンダリング等を意図する者は、

- 取引における信頼性を享受し得ること。
- 多額の財産の移動を頻繁に行うことができること。
- 合法的な事業収益に犯罪収入を混入させることで、違法な収益の出所を不透明にすることができること。

等の法人の特性を悪用している実態が認められる。

法人を悪用した手口の中でも、実態のない又は不透明な法人を悪用するのは、事業活動や実質的支配者の実態が不透明であることから、その後の収益の追跡を困難にする。具体的には、

- 犯罪による収益の隠匿等に悪用する目的で、実態のない法人を設立する。
- 犯罪による収益の隠匿等を企図する者が、第三者が所有する法人を違法に取得する。

などの手口によって法人を支配し、同法人名義の口座を犯罪収益の隠匿先に悪用するなどの実態が認められる。

平成29年から令和元年までに検挙されたマネー・ローンダリング事犯のうち、実態のない又は不透明な法人が悪用された件数は36件であり、近年増加傾向にある。このうち、令和元年中における実態のない又は不透明な法人が悪用された件数は14件あり、悪用された法人数は19法人であった。この悪用された法人を形態別に見ると、株式会社（特例有限会社を含む。）13法人、合同会社3法人、合資会社2法人、その他1法人となっており、日本国内における主な形態別法人数（図表19参照）と比較してみると、株式会社に比べ合資会社及び合同会社の割合が高いことがうかがえる。

また、上記の中には、設立されてから極めて短期間のうちに悪用された法人も認められたほか、多数の事業目的が登記され、それぞれの目的同士の関連が低いといった不審点が認められる法人の悪用もみられた。

法人が悪用された事例での前提犯罪を見ると、詐欺が最も多く、その中には、海外におけるものも含まれており、その他、出資法・貸金業法違反や売春防止法違反等があり、犯罪組織によって職業的・反復的に実行され、多額の収益を生み出す犯罪において、実態のない又は不透明な法人が悪用される実態が認められる。

さらに、国・地域の中で、その経済規模に比べて不釣り合いな規模かつ低い税率で外国法人や非居住者に対する金融サービスを提供する、いわゆるオフショア金融センターにおいては、金融規制が緩く、様々な投資スキームが組成しやすいといわれているほか、プライバシー保護を目的として法人の役員や株主を第三者名義で登記できるノミニー制度が採用されている場合もある。これらの特性を利用し、同オフショア金融センターたる国・地域において、実態のない法人が設立され、当該法人が犯罪による収益の隠匿等に悪用される危険性がある。

このような状況を踏まえれば、法人がマネー・ローンダリング等に悪用されることを防止するためには、法人の実質的支配者を明らかにして、法人の透明性と資金の追跡可能性を確保することが重要である。

この点、我が国においては、法人等のために、いわゆる「住所貸し」といわれる事業上の住所や設備、通信手段及び管理上の住所を提供するレンタルオフィス・バーチャルオフィス事業者が存在し、その中には以下のような付帯サービスを提供している事業者もある。

○ 郵便物受取サービス

自己の居所又は事務所の所在地を顧客が郵便物を受け取る場所として用いることを許諾し、当該顧客宛ての郵便物を受け取り、これを当該顧客に引き渡す業務を行う。

○ 電話受付代行サービス

自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての当該電話番号に係る電話を受けてその内容を当該顧客に連絡する業務を行う。

○ 電話転送サービス

自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う。

これらのサービスを悪用することにより、法人等は、実際には占有していない場所の住所や電話番号を自己のものとして外部に表示するほか、法人登記を用い事業の信用、業務規模等に関し架空又は誇張された外観を作出することにより、実態のない法人を設立・維持することが可能となる。

(イ) 事例

実態が不透明な法人がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、

- 第三者を代表取締役にして設立した会社の実質的支配者が、詐欺による収益を当該会社名義の口座に隠匿していた事例
- 知人に依頼して実態のない株式会社を設立させて開設した同会社名義の口座に、正当な事業収益を装って、売春による収益を隠匿していた事例
- 犯罪収益を、複数の実態のない会社の口座を経由させた後、金融機関の窓口で払い出していた事例
- 実態のない法人名で、インターネット上の電子書籍販売に関する副業のあっせんを行うホームページを開設し、当該副業のあっせんを申し込んできた者から、サーバのバージョンアップに関する必要費用等の名目で現金

- を架空名義の口座に振り込ませてだまし取っていた事例
- 外国において発生した詐欺等の被害金を、実態のない法人名義の口座に振り込ませていた事例
  - 実態のない会社を設立した上、金融機関から融資金目的をかたってだまし取った金銭を、同社名義の口座に振り込ませていた事例
  - 不法就労の外国人を稼働させて得た収益を隠匿するために、既に廃業となっている親族の会社名義の口座を利用していた事例
  - 実態が不透明な法人を国外の租税回避地に設立し、同法人名義の口座を外国銀行で開設した上、著作権法違反による犯罪収益を振り込ませていた事例
- 等がある。

## イ 危険度の低減措置

FATFの新「40の勧告」のほか、平成25年（2013年）6月のロック・アーン・サミットにおいて、「法人及び法的取極めの悪用を防止するためのG8行動計画原則」が採択されたこと等も踏まえ、法人の実質的支配者情報を確認するための制度として、我が国はこれまで、犯罪収益移転防止法、公証人施行規則、会社法等における制度を整備している。

犯罪収益移転防止法及び規則は、①株式会社等の資本多数決原則をとる法人において議決権の4分の1超を直接又は間接に有する自然人、②資本多数決原則をとらない法人においては事業から生ずる収益又は当該事業に係る財産の総額の4分の1超の収益の配当又は財産の分配を受ける権限を有していると認められる自然人、③法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人、④法人を代表し、その業務を執行する自然人を実質的支配者として規定し、特定事業者に対して、顧客が法人である場合、これらの者の本人特定事項を確認することを義務付けている。

また、会社の設立時にも実質的支配者の情報を確認するという観点から、平成30年11月に公証人法施行規則を改正し、株式会社、一般社団法人、一般財団法人の設立時の定款認証において、公証人に実質的支配者となるべき者及び当該実質的支配者が暴力団員又は国際テロリストに該当するか否かなどを申告させることを義務付けている。

さらに、金融庁が策定している監督指針においては、法人である顧客との取引における実質的支配者の確認等、取引時確認を適正に実施するための体制が整備されているかという点を監督上の着眼点の一つとして定めている。

加えて、会社法には、休眠会社<sup>\*1</sup>のみなし解散制度があり、これは、転売や不正な登記変更等がされた休眠会社が犯罪に悪用される危険度を低減させるものである。みなし解散は平成26年度以降毎年実施されており、その数は、平成29年度が約1万8,000件、平成30年度が約2万5,000件、令和元年度が約3万3,000件となっている。

このほか、犯罪収益移転防止法は、上記の法人等のために、事業上の住所や設備、通信手段及び管理上の住所を提供するサービスを行う事業者に対して、役務提供契約の締結に際しての取引時確認の義務及び確認記録・取引記録等の作成・保存義務を課している。また、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情に加え、調査書の内容を勘案し、かつ、通常行う特定業務に係る取引の態様との比較等を行って、当該取引において収受した財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が犯罪収益等隠匿罪等に当たる行為を行

\*1 株式会社であって、当該株式会社に関する登記が最後にあった日から12年を経過したものをいう。

っている疑いがあると認められる場合における疑わしい取引の届出義務を課している。

#### ウ 危険度の評価

法人は、所有する財産を複雑な権利・支配関係の下に置くことにより、その帰属を複雑にし、財産を実質的に支配する自然人を容易に隠蔽することができる。このような法人の特性により、実質的支配者が不透明な法人は、その有する資金の追跡を困難にする。

実際、詐欺等の犯罪による収益の隠匿手段として、実質的支配者が不透明な法人の名義で開設された口座が悪用されていた事例があること等から、実質的支配者が不透明な法人との取引は危険度が高いと認められる。

### 【写真付きでない身分証明書を用いる顧客】

#### ○ 写真付きでない身分証明書が有する固有の危険性

犯罪収益移転防止法上の取引時確認における本人確認書類については、規則第7条において、運転免許証、個人番号カード、旅券等の被証明者の写真が付いている証明書（以下「写真付き証明書」という。）のみならず、健康保険証、印鑑登録証明書等の被証明者の写真が付いていない証明書（以下「写真なし証明書」という。）も一定の範囲内で本人確認書類として認められているところである。

本人確認書類の被証明者と当該書類を提示した人物が同一であるかを対面での取引において確認する場合、写真付き証明書であれば、被証明者の写真を当該人物の容貌と比較することにより、その同一性を確認することができる。

他方、写真なし証明書は、被証明者にのみ交付される書類である点において、被証明者と持参した人物の同一性の担保となるものの、写真付き証明書と比べて、その同一性の証明力が劣ることは事実であり、取引時確認を行う取引であっても、本人確認書類として写真なし証明書を用いる場合、当該人物が他人になりすますことを看破できないおそれがある。

したがって、写真なし証明書には、マネー・ローンダリング等に悪用される脆弱性が認められ、写真なし証明書を提示する顧客等との取引は、写真付き証明書が用いられた取引と比べて危険度が高いと認められる。

また、FATFの第3次対日相互審査においても「写真が付いていない書類を本人確認に用いる場合には、二次的な補完措置をとること」等の指摘を受けている。

#### ○ 危険度の低下に資する措置

上記の危険性やFATFの指摘等を踏まえて、平成26年の犯罪収益移転防止法の改正並びにこれに伴う施行令及び規則の改正により、写真なし証明書を用いる顧客等の本人特定事項の確認方法について、その提示を受けた上、①記載された住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便等として送付する方法、②一定の写真なし証明書（健康保険証等一を限って発行されるもの。③において同じ。）の場合に他の本人確認書類又は補完書類の提示を受ける方法、③一定の写真なし証明書の場合に他の本人確認書類若しくはその写し又は補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法が定められ、平成28年10月1日に施行された。

#### ○ 現状の危険度

上記改正により、写真なし証明書を用いる顧客の本人確認方法については、写真付き証明書を用いる顧客の本人確認方法との違いによって生じる危険度の差異は小さくなったと認められる。また、当該改正の具体的な内容については、これまで特定事業者に対して周知が図られているところである。

したがって、平成27年及び28年の犯罪収益移転危険度調査書においては、写真なし証明書を提示する顧客等との取引は、写真付き証明書が用いられた取引と比べて危険度が高いと評価していたが、現在、その危険度は低下したものと認められる。

一方、写真なし証明書は、写真付き証明書と比べ、その同一性の証明力が劣ることに変わりはないこと等を踏まえると、特定事業者においては、犯罪収益移転防止法上の本人確認方法を遵守するとともに、顧客が意図的に写真付き証明書の提示を拒む場合等については、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があるものとして、引き続き注意を払う必要がある。

## 第6 危険度の低い取引

### 1 危険度を低下させる要因

顧客や取引の属性、決済方法、法制度等を踏まえると、以下に示すような取引は、危険度が低下すると考えられる。

① 資金の原資が明らかな取引

資金の原資の性質や帰属元が明らかな取引は、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難である。

② 国又は地方公共団体を顧客等とする取引

国又は地方公共団体を顧客等とする取引は、国の職員等により、法令上の権限や内部管理体制等の下で行われるため、取引の過程・内容に関して透明性が高く、資金の出所又は使途先が明らかであることから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難である。

③ 法令等により顧客等が限定されている取引

法令等により取引を行うことができる顧客等が限定されている取引は、マネー・ローンダリング等を企図する者が取引に参加することが難しいことから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難である。

④ 取引の過程において、法令により国等の監督が行われている取引

取引を行うに際して、国等への届出や国等による承認が必要となる取引は、国等による監督が行われることから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難である。

⑤ 会社等の事業実態を偽装することが困難な取引

法人等のために、事業上の住所や設備、通信手段、管理上の住所等を提供するサービスは、事業の信用、業務規模等に関して架空又は誇張された外観を作出することができることがあるため、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があるものの、当該サービスのうち、会社等の事業実態を偽装することが困難なものは、マネー・ローンダリング等に悪用することも困難である。

⑥ 蓄財性がない又は低い取引

蓄財性がない又は低い商品・サービスへの犯罪による収益の投資は、マネー・ローンダリング等には非効率的である。

⑦ 取引金額が規制の敷居値を下回る取引

取引金額が規制の敷居値を下回る取引は、マネー・ローンダリング等の観点から非効率である。FATFも、勧告や解釈ノート等において顧客管理措置を行うべき取引金額の敷居値を設けている。

なお、1個の取引をあえて複数の取引に分割して行うことにより、当該1個の取引の金額が形式的に敷居値を下回ったとしても、このような行為はいわば脱法的に規制を免れるためのもの（ストラクチャリング）であることから、その取引の危険度は高くなる。<sup>\*1</sup>

⑧ 顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されている取引

法令等により顧客等の本人性が確認されている取引及び業法等により国からの認可等を受けている者を顧客とする取引は、顧客等の本人性が明らかであることから、資金に関する事後追跡の可能性が担保されている。

\*1 犯罪収益移転防止法及び施行令では、特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の現金等受払取引、預金等払戻し、外貨両替、貴金属売買等の特定取引を同時に又は連続して行う場合において、一の取引を分割していることが一見して明らかなきは、一の取引とみなすこととしている。



## 2 危険度の低い取引

1の危険度を低下させる要因を有する具体的な取引の種別として、以下の取引が認められた。

これらは、現行の規則において簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として定められており、該当条項を項目ごとに付記している。

しかし、以下の取引に該当する取引であっても、当該取引が疑わしい取引その他顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引である場合は、危険度が低いとは認められない。<sup>\*1</sup>

### (1) 金銭信託等における特定の取引（規則第4条第1項第1号）

規則第4条第1項第1号に定める受益者に返還すべき財産を管理すること（金銭信託）等を目的として行われる取引については、危険度を低下させる要因を有する取引①、③、④及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

### (2) 保険契約の締結等（規則第4条第1項第2号）

規則第4条第1項第2号に定める各取引（イ：満期保険金等の支払がない保険契約、ロ：払戻総額が保険料払込総額の8割未満の保険契約）等の保険契約の締結等は、危険度を低下させる要因を有する取引⑥に該当することから、その危険度は低いと認められる。

### (3) 満期保険金等の支払（規則第4条第1項第3号）

#### ア 払戻総額が払込総額より少ない保険契約の満期保険金等の支払

規則第4条第1項第3号イに定める払戻総額が保険料払込総額の8割未満の保険の満期保険金等の支払は、危険度を低下させる要因を有する取引⑥に該当することから、その危険度は低いと認められる。

#### イ 適格退職年金契約、団体扱い保険等の満期保険金等の支払

規則第4条第1項第3号ロに定める適格退職年金契約、団体扱い保険<sup>\*2</sup>等の満期保険金等の支払は、危険度を低下させる要因を有する取引①、③、④及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

### (4) 有価証券市場（取引所）等において行われる取引（規則第4条第1項第4号）

規則第4条第1項第4号に定める有価証券市場（取引所）等<sup>\*3</sup>において行われる有価証券の売買等は、危険度を低下させる要因を有する取引③及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

### (5) 日本銀行において振替決済される国債取引等（規則第4条第1項第5号）

規則第4条第1項第5号に定める日本銀行において振替決済される国債取引等は、危険度を低下させる要因を有する取引③及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

### (6) 金銭貸付け等における特定の取引（規則第4条第1項第6号）

#### ア 日本銀行において振替決済がなされる金銭貸借

規則第4条第1項第6号イに定める日本銀行において振替決済がなされる金銭貸借は、危険度を低下させる要因を有する取引③及び⑧に該当することから、

\*1 犯罪収益移転防止法、施行令においては、規則で定める簡素な顧客管理を行うことが許容される取引については取引時確認が必要となる特定取引から除外する一方で、取引記録等の作成・保存及び疑わしい取引の届出が必要となる特定業務からは除外しておらず、一定の顧客管理の対象となっている。また、当該取引が疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引であれば、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引であっても、特定取引に追加して、取引時確認の対象となることが規定されている。

\*2 保険契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を保険料とするものをいう。

\*3 金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場若しくは同法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場又はこれらに準ずる有価証券の売買若しくは同法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引を行う外国（金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場をいう。

その危険度は低いと認められる。

**イ 払戻総額が払込総額より少ない保険契約等に基づく貸付け等**

規則第4条第1項第6号ロに定める払戻総額が保険料払込総額の8割未満の保険契約等に基づく貸付契約は、危険度を低下させる要因を有する取引①、③、④及び⑥に該当することから、その危険度は低いと認められる。

**ウ 個別クレジット**

規則第4条第1項第6号ハに定める個別クレジット<sup>\*1</sup>等は、危険度を低下させる要因を有する取引⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

**(7) 現金取引等における特定の取引（規則第4条第1項第7号）**

**ア 無記名の公社債を担保に提供する取引**

規則第4条第1項第7号イに定める取引の金額が200万円を超える無記名の公社債の本券又は利札を担保に提供する取引は、危険度を低下させる要因を有する取引①及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

**イ 国又は地方公共団体への金品の納付又は納入**

規則第4条第1項第7号ロに定める国又は地方公共団体への金品の納付又は納入は、危険度を低下させる要因を有する取引⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

**ウ 公共料金の支払**

規則第4条第1項第7号ハに定める電気、ガス又は水道水の料金の支払は、危険度を低下させる要因を有する取引⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

**エ 入学金、授業料等の支払**

規則第4条第1項第7号ニに定める小学校、中学校、高等学校、大学等に対する入学金、授業料等の支払は、危険度を低下させる要因を有する取引⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

**オ 預貯金の受払いを目的とした為替取引等**

規則第4条第1項第7号ホに定める預貯金の受払いを目的とした200万円以下の為替取引等は、危険度を低下させる要因を有する取引⑦及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

**カ 取引時確認等に準じた確認等がなされた商品代金等の現金による受払い**

規則第4条第1項第7号ヘに定める、為替取引を伴う200万円以下の商品代金等の現金による受払いをする取引のうち、支払を受ける者が支払を行う者について特定事業者の例に準じた取引時確認等をしたものは、危険度を低下させる要因を有する取引⑦及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

**(8) 社債、株式等の振替に関する法律に基づく特定の口座開設（規則第4条第1項第8号）**

規則第4条第1項第8号に定める社債、株式等の振替に関する法律に基づくいわゆる特別口座<sup>\*2</sup>の開設は、危険度を低下させる要因を有する取引③及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

**(9) スイフト（SWIFT）を介して行われる取引（規則第4条第1項第9号）**

規則第4条第1項第9号に定めるスイフト（SWIFT）を介して特定事業者等の間

\*1 個別クレジットとは、購入者等がカード等を利用することなく、販売業者等から商品購入等を行う際に、あつせん業者が、購入者等及び販売業者等との契約に従い、販売業者等に対して商品代金等に相当する額の金額を支払い、その後購入者等があつせん業者に対し当該額の金銭を一定の方法により支払っていく取引形態である。また、個別クレジットの一類型である提携ローンには、金融機関と販売業者等が提携し、販売契約又は役務提供契約のための資金提供のためのローンや、購入者からの申込みを受けた個別クレジット業者が審査・承諾し、個別クレジット業者による保証を条件に金融機関が当該購入者等に対して資金を貸し付けるローンがある。

\*2 株式の発行会社が株主等の口座を知ることができない場合等に、当該発行会社が信託銀行等に開設する口座をいう。

で確認又は決済の指示が行われる取引<sup>\*1</sup>は、危険度を低下させる要因を有する取引③及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

なお、本調査書中「第4 危険度の高い取引」の「外国との取引」の項目に記載のあるとおり、外国との為替取引そのものについては、危険度が高いものであることには留意を要する。

**(10) ファイナンスリース契約における特定の取引（規則第4条第1項第10号）**

規則第4条第1項第10号に定める貸貸人が1回に受け取る貸貸料の額が10万円以下のファイナンスリース取引は、危険度を低下させる要因を有する取引⑦に該当することから、その危険度は低いと認められる。

**(11) 現金以外の支払方法による貴金属等の売買（規則第4条第1項第11号）**

規則第4条第1項第11号に定める200万円を超える貴金属等の売買で代金の支払方法が現金以外の取引は、危険度を低下させる要因を有する取引⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

**(12) 電話受付代行における特定の取引（規則第4条第1項第12号）**

規則第4条第1項第12号に定める各取引（イ：電話受付代行業であることを第三者に明示する旨が契約に含まれる電話受付代行業の役務提供契約、ロ：コールセンター業務等<sup>\*2</sup>の契約）等の電話受付代行における特定の取引は、危険度を低下させる要因を有する取引⑤に該当することから、その危険度は低いと認められる。

**(13) 国等を顧客とする取引等（規則第4条第1項第13号）**

**ア 国等が法令上の権限に基づき行う取引**

規則第4条第1項第13号イに定める国又は地方公共団体が法令上の権限に基づき行う取引は、危険度を低下させる要因を有する取引①、②、③、④及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

**イ 破産管財人等が法令上の権限に基づき行う取引**

規則第4条第1項第13号ロに定める破産管財人等が法令上の権限に基づき行う取引は、危険度を低下させる要因を有する取引①、③、④及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

**(14) 司法書士等の受任行為の代理等における特定の取引<sup>\*3</sup>（規則第4条第3項）**

**ア 任意後見契約の締結**

規則第4条第3項第1号に定める任意後見契約の締結は、危険度を低下させる要因を有する取引④及び⑧に該当することから、その危険度は低いと認められる。

**イ 国等が法令上の権限に基づき行う取引等**

規則第4条第3項第2号に定める国等が法令上の権限に基づき行う取引及び破産管財人等が法令上の権限に基づき行う取引は、危険度を低下させる要因を有する取引①、④及び⑧並びに②又は③に該当することから、その危険度は低いと認められる。

\*1 特定通信手段（特定事業者及び日本銀行並びにこれらに相当する者で外国に本店又は主たる事務所を有するもの（以下「外国特定事業者」という。）の間で利用される国際的な通信手段であって、当該通信手段によって送信を行う特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を特定するために必要な措置が講じられているものとして金融庁長官が指定するものをいう。）を利用する特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を顧客等とするものであって、当該特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われる取引をいう。犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第9号の規定に基づき通信手段を指定する件（平成20年金融庁告示第11号）により、スイフト（SWIFT：Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication）が指定されている。

\*2 電話（ファクシミリ装置による通信を含む。）を受けて行う業務であって、商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品、権利若しくは役務を提供する契約についての申込みの受付若しくは締結を行うものをいう。コールセンター業務に当たる具体的な例は、資料請求・問合せ受付、カスタマーセンター、ヘルプデスク、サポートセンター、消費者相談窓口、保守センター、受注センター等が挙げられる。

\*3 犯罪収益移転防止法別表第2条第2項第44号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等にあつては、当該財産の価額が200万円以下のものを除くものをいう。